「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の
充電インフラ整備事業費補助金」

申請の手引き

一般社団法人次世代自動車振興センター

2018 年 4 月

補助金の公募兼交付申請または補助金の受給をされる皆様へ

一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が交付する「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金」（以下「本補助金」という。）については、国庫補助金等の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められています。このため、センターとしても本補助金に係る不正行為に対して厳格に対処いたします。

センターが交付手続きを行う本補助金に対し公募兼交付申請される方、補助金交付が決定し本補助金を受給される方におかれましては、以下の点につき十分にご留意された上で、本補助金の申請または受給を行っていただきますようお願いいたします。

１．本補助金の申請者がセンターに提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記入を行なわないでください。

２．充電設備の設置に関し、安全面及び法規面については申請者が十分に確認し申請者の責任の下に設置してください。センターは、本補助金の交付対象として設置された充電設備について、本補助金の要件を満たしているか否かは審査いたしますが、安全面や法規面については何ら保証するものではありません。
更に、補助対象設備等の保有義務期間中に、充電設備や同設備の設置に関し安全上や法規上の問題が発生し充電設備の撤去などが求められた場合は、センターは申請者に対して保有義務期間違反との理由で補助金の返還を求める場合があります。

３．充電設備の設置に関し、申請者は設置する土地の使用権限を有していることを十分に確認し申請者の責任の下に設置してください。充電設備等設置後に土地の使用権限がなく充電設備を撤去する場合には、センターは申請者に対して保有義務期間違反との理由で補助金の返還を求める場合があります。

４．本補助金制度において規定している補助対象設備等の保有義務期間は、同設備等の減価償却期間と一致しない場合もありますので、会計上及び税務上の処理の際はご注意願います。

５．本補助金で取得した財産（以下「取得財産等」という。）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。）しようとするときには、事前に処分内容などにつきセンターの承認を受けなくてはなりません。なお、センターは必要に応じて取得財産等の管理状況について調査を行います。

６．偽りその他の不正な方法により、本補助金を不正に受給した疑いがある場合には、センターとして、本補助金の受給者、手続代行者、工事施工会社及び充電設備の製造事業者に対して必要に応じて現地調査などを行います。

７．不正行為が認められたときは、本補助金に係る交付決定の取消しを行うと共に、補助金の受給者、手続代行者、工事施工会社及び充電設備の製造事業者の名称及び不正の内容を公表いたします。既に受領済みの補助金のうち取消対象となった額に加算金（年１０．９５％の利率）を加えた額を返納いただくことになります。

８．補助金に係る不正行為に対しては、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（いわゆる「補助金適正化法」）の第 29 条から第 32 条において、刑事罰を科す旨規定されています。

目　次

１．事業の概要 1
１－１．　事業の目的 1
１－２．　事業の内容 1
１－３．　申請することができる方 2
１－４．　「暴力団排除に関する誓約事項」の記に該当する者の排除 2
（別紙１）暴力団排除に関する誓約事項 3
１－５．　法人インフォメーションへ公表するオープンデータの提供 4
１－６．　申請の前提条件 5
１－７．　取得財産等の保有義務期間 6
（別紙２）「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金管理規程」 7

２．補助金申請のプロセスと期間 9
２－１．　補助事業の流れ 9
２－２．　申請のプロセスと期間 10
２－３．　実績の報告期限 10

３．補助対象事業、補助対象経費 11
３－１．　補助対象事業、補助対象経費および補助率 11
３－２．　充電設備の補助金交付額の算定 14
３－３．　設置工事の補助金交付額の算定 14
３－４．　充電設備等設置工事の申告の説明および工事項目の解説 15
３－５．　補助対象とならない主な設置工事 24
３－６．　工事内容の申告入力一覧 25

４．公募兼交付申請に関する基本的事項：全事業共通 27
４－１．　公募兼交付申請 27
４－２．　公募兼交付申請書の提出期間 27
４－３．　公募兼交付申請書の受付等 27
４－４．　申請の要件 28
４－５．　公募兼交付申請の審査等・採択 29
４－６．　交付決定通知書発行 29
４－７．　設置工事の施工開始 30
４－８．　計画変更の申告 30
４－９．　申請書類の送付先 30

５．公募兼交付申請の提出：全事業共通 31
５－１．　申請に必要なデータ入力、書類のアップロードとその書類に関する注意事項 31
５－２．　提出書類 32
５－３．　公募兼交付申請書 33

5－4．　申請者本人確認書類 33
5－5．　充電設備本体の購入にかかる見積書 36
5－6．　充電設備の設置工事にかかる見積書 37
5－7．　充電設備等設置工事の申告方法 38
5－8．　要部写真 40
5－9．　設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図 41
5－10.　付帯設備設置工事を申請する場合 45
5－11.　特別措置にて電力契約を結び充電設備を設置する申請の場合 46
5－12.　充電設備を設置する土地が借地の場合 47
5－13.　支社・支店等から申請する場合 48
5－14.　共同で申請する場合 49
5－15.　リース契約に基づく申請の場合 50
5－16.　自社または資本関係にある会社から調達する場合 51
5－17.　申請の手続きの一部を代行者へ依頼する申請の場合 61
5－18.　地方公共団体等が申請する場合の補足説明 62
5－19.　要部写真の提出資料 65

６．「高速道路ＳＡ・ＰＡ等」への充電設備設置事業の説明と提出書類 67
6－1．　「高速道路ＳＡ・ＰＡ等への充電設備設置事業」の特有の申請要件 68
6－2．　特有の提出書類 69
6－3．　「特別な仕様に基づく工事」申請事由 69
6－4．　「特別な仕様に基づく工事」を証する書類 69
6－5．　「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類 70
6－6．　設置事業計画の申告 71

７．「道の駅」への充電設備設置事業の説明と提出書類 73
7－1．　「道の駅への充電設備設置事業」の特有の申請要件 74
7－2．　特有の提出書類 75
7－3．　新設の道の駅として国土交通省に登録申請したことを証する書類 75
7－4．　「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類 76
7－5．　設置事業計画の申告 77

８．「空白地域」への充電設備設置事業の説明と提出書類 79
8－1．　「空白地域への充電設備設置事業」の特有の申請要件 80
8－2．　特有の提出書類 81
8－3．　設置事業計画の申告 81

９．「商業施設及び宿泊施設等」への充電設備設置事業の説明と提出書類 83
9－1．　「商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業」の特有の申請要件 84
9－2．　特有の提出書類 86
9－3．　施設と提携していることを証する書類 86

９-４.　施設との業務提携契約が保有義務期間（５年）未満の場合に提出する書類 .. 87
９-５.　設置事業計画の申告 88

10.「マンション等」への充電設備設置事業の説明と提出書類 89
10-１.　「マンション等への充電設備設置事業」の特有の申請要件 90
10-２.　特有の提出書類 91
10-３.　マンション等であることを証する書類 92
10-４.　住民総会での決議を証する書類または、理事会で合意されたことを証する
書類 93
10-５.　「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類 94
10-６.　管理組合から許諾を受けた居住者であることを証する書類 94
10-７.　賃貸マンション等で所有者から許諾を受けた居住者であることを証する
書類 95
10-８.　設置事業計画の申告 96

11.「事務所・工場等」への充電設備設置事業の説明と提出書類 97
11-１.　「事務所・工場等への充電設備設置事業」の特有の申請要件 98
11-２.　特有の提出書類 99
11-３.　事務所・工場等の駐車場であることを証する書類 99
11-４.　駐車場の区画を分けていることを証する図面 99
11-５.　設置事業計画の申告 100

12. 実績報告に関する基本的事項：全事業共通 101
12-１.　実績報告 101
12-２.　設置工事の完了・支払の完了 101
12-３.　実績報告期限 101
12-４.　受付・審査・補助金の額の確定 102
12-５.　補助金額確定通知書発行 102
12-６.　補助金の交付 102

13. 実績報告の提出：全事業共通 103
13-１.　実績の報告に必要なデータ入力、書類のアップロードとその書類に関する
注意事項 103
13-２.　提出書類 104
13-３.　充電設備本体の請求書 105
13-４.　充電設備本体の支払を証する領収書 106
13-５.　充電設備本体の発注書 107
13-６.　充電設備本体の保証書 108
13-７.　工事費の請求書 109
13-８.　工事費の支払を証する領収書 110
13-９.　充電設備等設置工事完了報告書 111

13-10.　充電設備等設置工事の実績申告方法 112
13-11.　要部写真 113
13-12.　完成設置場所見取図・完成平面図・完成電気系統図・完成配線ルート図 ... 114
13-13.　取得財産等管理台帳・取得財産等明細表 115
13-14.　補助金の振込先口座名義と口座番号を証する書類 116
13-15.　特別措置にて電力契約を結び充電設備を設置した報告の場合 117
13-16.　リース契約に基づく報告の場合 118
13-17.　自社または資本関係にある会社から調達した報告の場合 119
13-18.　地方公共団体等が実績報告する場合の補足説明 123

14.　取下げ・計画変更等 125
14-１.　申請取下げ 125
14-２.　実施状況等の報告 125
14-３.　工事完了日遅延等報告 125
14-４.　実績報告日期限遅延事由 126
14-５.　計画変更 127

15.　財産処分の手続 129
15-１.　財産処分 129
15-２.　処分をする場合の手続と注意事項 130
15-３.　充電設備の移設 130

16.　補助事業の経理 131
16-１.　補助事業の経理の書類保管および処理等 131

17.　補助事業の調査 133
17-１.　実地調査 133
17-２.　充電設備の稼働状況調査 133

18.　参考資料 135
参考１.　電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金交付規程 135
参考２.　電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金業務実施細則 151
参考３.　充電設備の申請・承認等に関する規則 173
参考４.　様式一覧 177
参考５.　オンライン申請システム入力項目 177

１．事業の概要

１－１．事業の目的

この補助事業は、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）へ電気を供給する設備（以下「充電設備」という。）の導入にかかる経費を補助し、併せてその導入を促進することによって電気自動車等の更なる普及を促進し、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図ることを目的とします。

１－２．事業の内容

電気自動車等用の充電設備を「新品」で購入し設置を行う方に対し、その導入費用の負担軽減のために補助金を交付する事業です。

・「新品」とは、当該補助事業の交付決定通知書を受領後に充電設備の発注および支払をし、充電設備メーカーが発行する保証書等の保証開始日が交付決定日以降の充電設備をいう。

補助金を交付する事業は下記になります。詳しい説明は、事業ごとの説明を参照してください。

事業名	事業内容
高速道路ＳＡ・ＰＡ及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）	「高速道路ＳＡ・ＰＡ等」における電欠防止の観点から重要な経路充電のための充電設備設置事業
	「道の駅」における電欠防止の観点から重要な経路充電のための充電設備設置事業
	「空白地域」における電欠防止の観点から重要な経路充電のための充電設備設置事業
商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）	「商業施設および宿泊施設等」、電気自動車等の利便性向上の観点から特に有効と考えられる施設における目的地充電のための充電設備設置事業
マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）	分譲または賃貸の「マンション等」に属する駐車場における基礎充電のための充電設備設置事業
	新設または既存の「事務所・工場等」に勤務する従業員が利用する駐車場や事業者が所有する社有車の駐車場における基礎充電のための充電設備設置事業

１－３．申請することができる方

センターが承認した補助対象とする充電設備を購入（所有）し、充電設備を設置する土地の使用権限を有する以下の方が申請することができます。

（１）地方公共団体
（２）法人（マンション管理組合法人、リース会社を含む。以下「法人」という。）
（３）個人（共同住宅のオーナー、法人格をもたない管理組合の理事長および居住者等）

・国（独立行政法人を含む。）は申請できません。
・共同申請する場合は「５－１４．共同で申請する場合」を参照してください。
・申請者が支社・支店等の場合は「５－１３．支社・支店等から申請する場合」を参照してください。

１－４．「暴力団排除に関する誓約事項」の記に該当する者の排除

・申請者（リース契約が含まれる申請の場合は使用者（契約者）も含む。）は、補助金の申請前に、「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を必ず確認し、誓約しなければなりません。（別紙１）「暴力団排除に関する誓約事項」を参照してください。）
・申請者が「暴力団排除に関する誓約事項」の記に記載されている事項に該当した場合は、申請できません。
・申請者（共同申請者を含む。）が法人の場合は、オンライン申請システムの「役員名簿」のデータを入力し、センターへ申告が必要です。
また、リース契約の使用者（契約者）が法人の場合も「役員名簿」の申告が必要です。

（別紙１）暴力団排除に関する誓約事項

（交付規程　第５条、第７条、第１６条、第２６条）

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上

１－５．法人インフォメーション（注１）へ公表するオープンデータ（注２）の提供

・申請者（共同申請者を含む。）が法人にあっては、補助金交付に関する情報（採択先（交付決定先）、法人番号、採択日、交付決定日、交付決定額等）がオープンデータとして法人インフォメーションにおいて公表されることに了承した上で、申請をしなければなりません。

【法人番号の入力を求める申請者】
（１）地方公共団体
（２）会社法その他法令の規定により設立の登記をした法人（設立登記法人）
（３）上記（１）（２）以外の法人または人格のない団体であって、法人税・消費税の申告納税義務または給与等にかかわる所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体

【申請時に法人番号を証する下記のいずれかの書類の提出】
（１）法人番号指定通知書
（２）経済産業省の法人インフォメーションよりダウンロードした当該ＰＤＦファイルデータ等
（３）国税庁の法人番号公表サイトよりダウンロードした当該ＰＤＦファイルデータ等

注１：法人インフォメーションとは、マイナンバー制度の開始を踏まえ、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐づけ、誰でも一括検索、閲覧ができるシステムです。本システムにより、事業者や官公庁における新規ビジネスの拡大、情報収集コストの低減、業務の効率化が期待されています。
掲載アドレス：http://hojin-info.go.jp

注２：オープンデータとは、ビジネスや官民協働のサービスでの利用がしやすいように、政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて公開することをいいます。

１－６．申請の前提条件

（１）申請者は、充電設備の購入および設置工事にかかる「予算」を確保した後に申請してください。

（２）充電設備の発注、工事の施工開始および支払は「交付決定通知書」の受領後になります。採択のスケジュール等を確認の上、日程を計画してください。

（３）申請は「一つの工事」ごとに行ってください。「一つの工事」とは「充電設備を設置する同一施設に属する駐車場」での工事をいいます。同一施設に属する駐車場が複数あり、別の駐車場に設置する場合も「一つの工事」となります。

（４）充電設備の設置場所は、既存の駐車スペースを活用することを条件とします。また、当該駐車スペースがアスファルト等の舗装がされていない場合でも、舗装にかかる費用は、補助の対象外です。

（５）充電設備は、駐車スペース１台分につき、一基設置することを条件とします。ただし、充電コネクタが２つ以上または充電部が２基以上ある充電設備については、充電コネクタ・充電部の数量に合わせた駐車スペースの台数を計画してください。

（６）駐車スペースは充電時に電気自動車等が公道にはみ出すなど法令違反とならないようにスペースを確保してください。駐車スペースの目安は幅２．５ｍ、奥行き５ｍとします。

（７）申請の要件および事業ごとに定めた特有の要件に合致した設置計画を立てた後に申請してください。ただし、その設置計画は本補助金の事業開始以降の計画である必要があります。

（８）補助対象となる充電設備は、充電設備メーカーからの申請に基づきセンターが審査・承認した充電設備（型式）が対象となります。（センターホームページの「補助対象充電設備型式一覧表」が更新されますので、最新の補助対象として承認された型式を確認してください。）なお、充電設備は新品であることが条件です。

（９）補助対象となる設置工事は、センターが定める設置工事項目が対象になります。

（１０）申請者は充電設備を設置する土地の使用権限を有していることが必要です。

１－７．取得財産等の保有義務期間

・補助金の交付を受けて設置した充電設備および付帯設備（以下、「取得財産等」という。）の保有義務期間は設置完了した日から５年であり、補助金の交付を受けた方は、法令を遵守し、その効率的運用を図り、善良な管理者の注意をもって継続的に管理しなければなりません。

・補助金の交付を受けて設置した「充電設備」および「取得価格が５０万円以上の付帯設備等」は「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式１１）」を備えて管理しなければなりません。

・保有義務期間に保有が困難になった場合、またはやむを得ず処分を行うときは、センターへ事前の届出が必要であり、原則として補助金の返納が必要となります。
（詳細は、(別紙２)「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金管理規程」を参照。）

（別紙２）
「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金管理規程」

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の
充電インフラ整備事業費補助金管理規程

１．補助金の交付を受けた者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、法令を順守し継続的に善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２．補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。

３．補助金の交付を受けた者は、一定期間（注）内において取得財産等を保有し、処分を制限された取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け（リース事業者を除く。）、廃棄又は担保に供すること）してはならない。

４．補助金の交付を受けた者は、前項の規定により定められた期間内において取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書をセンターに提出しその承認を受けなければならない。
センターが取得財産等の処分を承認する場合においても、取得財産等の処分の目的、事由によっては、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を求める場合がある。
また、センターの承認を得ずに、取得財産等の処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全部又は一部の返還を求める場合がある。

（注）一定期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等を勘案して、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金交付規程第１７条第２項及び同１８条第２項に基づく、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金業務実施細則別表５に定められた期間とする。

２．補助金申請のプロセスと期間

２－１．補助事業の流れ

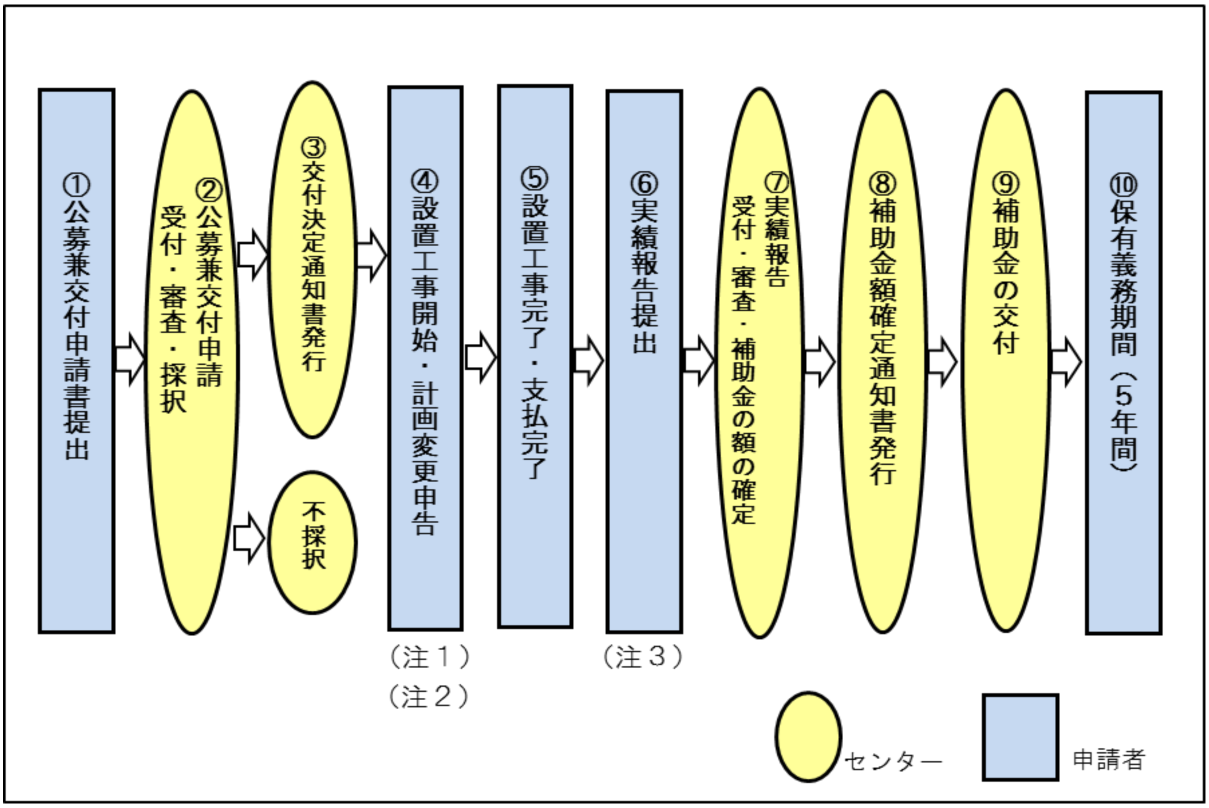

注１：全ての事業において充電設備の発注、設置工事の施工開始および支払は交付決定通知書の受領後に行う必要があります。設置工事の施工開始とは、充電設備の搬入や充電設備等設置の基礎工事などの準備や充電設備等設置工事の一部または全部の施工の開始のことをいいます。

注２：交付決定通知書を受領後に、交付決定内容を変更する場合はセンターへ申告し、承認を得る必要があります。実績報告の提出までに計画変更が申告されていない場合は、交付決定が取消されることがありますので注意してください。詳しくは「１４－５．計画変更」を参照してください。

注３：実績の報告期限がやむを得ない理由により遅延する場合はセンターへ報告し、承認を得てください。ただし、実績報告の最終提出期限は平成３１年１月３１日（木）（マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）のうち、分譲のマンション等への充電設備設置事業については、平成３１年２月１９日（火））となります。詳しくは「１４－４．実績報告日期限遅延事由」を参照してください。

２－２．申請のプロセスと期間

申請される方は、インターネットにより申請提出期間内に当センターの「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金オンライン申請システム」（以下「オンライン申請システム」という。）を利用して、申請のデータ入力および必要書類をアップロードします。データを一括申請後、「公募兼交付申請書（様式１）」を印刷し、押印の上、原本をセンターに郵送で提出します。
センターは、事業目的等に鑑み適当とした申請に対してのみ採択し「交付決定通知書」を発行し通知します。採択締切日は全事業共通で、５月３１日、６月２９日、７月３１日、８月３１日、９月２８日、マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）のうち、分譲のマンション等への充電設備設置事業は１０月３１日、１１月３０日、１２月１７日となります。採択時期は各締切日の翌月中旬となります。採択された申請はホームページで公表します。
申請の提出期間は平成３０年４月１３日（金）～平成３０年９月２８日（金）です。
ただし、マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）のうち、分譲のマンション等への充電設備設置事業については、最終提出期限が平成３０年１２月１７日（月）となります。
最終日までに「公募兼交付申請書（様式１）」がセンターに到着しているものが有効となります。（消印有効ではありません。）なお、採択された申請の額の累計が予算額を超えると予想される場合には、申請の提出期間中であっても終了する場合があります。その場合には、センターのホームページ上で告知します。
不採択となった申請も、上記提出期間内であれば内容を変更し「公募兼交付申請書（様式１）」の提出が可能です。

２－３．実績の報告期限

補助金の交付を受けるためには、実績の報告が必要です。
充電設備設置完了日または補助対象経費の支払完了日のいずれか遅い日から３０日以内に実績の報告をすることが必要です。
報告の最終期限は平成３１年1月３１日（木）（マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）のうち、分譲のマンション等への充電設備設置事業については、平成３１年2月１９日（火））です。最終日までセンターに報告されているものが有効となります。

３．補助対象事業、補助対象経費

３－１．補助対象事業、補助対象経費および補助率

事業ごとに、充電設備の購入費と充電設備の設置工事費を補助対象経費とし、表－１に示す補助率に従い、補助金を交付します。なお、充電設備の設置工事の内容は、「３-４．充電設備等設置工事の申告の説明および工事項目の解説」を参照してください。

・充電設備の「定額」とは、申請者が購入した費用とセンターが承認した本体価格のいずれか低い方で交付額を算定することをいいます。

・設置工事の「定額」とは、センターが審査した補助金額とセンターが定める設置工事にかかる補助金交付上限額のいずれか低い方で交付額を算定することをいいます。

表－１　補助対象事業、補助対象経費および補助率について（機械式駐車場は除く。）

補助対象事業	補助対象経費の内訳	補助率
１． 高速道路ＳＡ・ＰＡ及び道の駅等への充電設備設置事業 （経路充電）	充電設備の購入費（注１） 以下の充電設備が対象です。 ・急速充電設備 ・普通充電設備 ・Ｖ２Ｈ充電設備（注２） ・充電用コンセント ・充電用コンセントスタンド	定額
	充電設備の設置工事費（注３） （１）充電設備等設置工事費 高圧受変電設備設置工事費は高速道路ＳＡ・ＰＡ等への設置時のみ （２）案内板設置工事費 （３）付帯設備設置工事費 （４）その他設置にかかる費用 停電回避費は高速道路ＳＡ・ＰＡ等への設置時のみ	定額 高速道路ＳＡ・ＰＡ等への設置で、特別な仕様に基づく工事の場合は、左記４つの工事費の総額に上限を設け、申告を審査した後、補助額を決定します。

補助対象事業	補助対象経費の内訳	補助率
２． 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業 （目的地充電）	充電設備の購入費（注１） 以下の充電設備が対象です。 ・急速充電設備 ・普通充電設備 ・Ｖ２Ｈ充電設備（注２） ・充電用コンセント ・充電用コンセントスタンド	１／２
	充電設備の設置工事費（注３） （１）充電設備等設置工事費 高圧受変電設備設置工事費は除く （２）案内板設置工事費 （３）付帯設備設置工事費 駐車スペースのライン引き、路面表示、電灯を除く （４）その他設置にかかる費用 停電回避費、 充電スペース造成費を除く	定額
３－１． マンション等への充電設備設置事業 （基礎充電）	充電設備の購入費（注１） 以下の充電設備が対象です。 ・急速充電設備 ・普通充電設備 ・Ｖ２Ｈ充電設備（注２） ・充電用コンセント ・充電用コンセントスタンド	１／２ Ｖ２Ｈ充電設備は、２／３
	充電設備の設置工事費（注３） （１）充電設備等設置工事費 高圧受変電設備設置工事費は除く （３）付帯設備工事費 駐車スペースのライン引き、路面表示を除く （４）その他設置にかかる費用 停電回避費、 充電スペース造成費（既存の分譲マンション以外）を除く	定額

<table>
<tr><th>補助対象事業</th><th>補助対象経費の内訳</th><th>補助率</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３-２.
事務所・工場等への充電設備設置事業
（基礎充電）</td><td>充電設備の購入費（注１）
以下の充電設備が対象です。
・急速充電設備
・普通充電設備
・Ｖ２Ｈ充電設備（注２）
・充電用コンセント
・充電用コンセントスタンド</td><td>１／２</td></tr>
<tr><td>充電設備の設置工事費（注３）
（１）充電設備等設置工事費
高圧受変電設備設置工事費は除く
（４）その他設置にかかる費用
停電回避費、
充電スペース造成費を除く</td><td>定額</td></tr>
</table>

注１：事業ごとに補助対象となる充電設備とその設置基数の目安は、業務実施細則の別表１－１を参照してください。（Ｐ６７から記載の事業ごとの説明も参照してください。）

注２：Ｖ２Ｈ充電設備を設置する場合、充放電の配線や分電盤への配線、切替開閉器の設置が有りますが、補助対象となる工事は「充電」にかかわる工事のみになります。放電部分の配線やその他の工事については補助対象経費になりません。

注３：設置工事費の内容とその補助金交付上限額については、業務実施細則の別表１－２を参照してください。（Ｐ６７から記載の事業ごとの説明も参照してください。）

３－２．充電設備の補助金交付額の算定

充電設備の購入費に対する補助金の交付額は、以下の表のとおり算定します。
実績報告についても同様に補助金の交付額を算定します。

以下のア、イのいずれか低い方で算定します。 ア．充電設備の購入費（税抜）×補助率（１／２または２／３） 「高速道路ＳＡ・ＰＡ及び道の駅等への充電設備設置事業」は、購入費（税抜） イ．充電設備の型式ごとにセンターが定める補助金交付上限額 「高速道路ＳＡ・ＰＡ及び道の駅等への充電設備設置事業」は、センターが承認した本体価格

申請者（リースの場合は使用者（契約者））の関係会社等による調達の場合、購入費に含まれる充電設備の利益は、利益等排除の対象となります。

３－３．設置工事の補助金交付額の算定

設置工事費に対する補助金の交付額は、申請者が入力するオンライン申請システムの「充電設備等設置工事申告」と工事の見積書（内訳書含む。）または設計書（入札前の地方公共団体からの申請）等を審査し、以下の表のとおり算定します。実績報告についても同様に審査を行い、補助金の交付額を算定します。

補助対象設置工事である（１）充電設備等設置工事費、（２）案内板設置工事費、（３）付帯設備設置工事費、（４）その他設置にかかる費用について、以下のア、イのいずれか低い方の合算にて算定します。 ア．工事内容の申告から申告額（税抜）をセンターが審査し、算定した額 イ．センターが定める費目ごとの補助金交付上限額

申請者（リースの場合は使用者（契約者））の関係会社等による工事の場合、工事費に含まれる利益は、利益等排除の対象となります。

・充電設備の設置工事費のうち、充電設備等設置工事費、付帯設備設置工事費は充電設備一基あたりの工事の補助上限額を示します。複数の充電設備を設置する場合はこれらの工事の補助額は設置基数分を上限に、センターが審査し決定します。

３－４．充電設備等設置工事の申告の説明および工事項目の解説

充電設備等設置工事申告にて申告する設置工事項目と工事内容は、以下の表のとおりです。

なお、他用途に利用するための設置工事費は補助対象外となります。

原則として、センターが承認した充電設備の充電（定格入出力）等、性能を担保する工事を行うことが必要です。

事業ごとに補助対象経費となる項目が異なります。業務実施細則の別表１－２を確認してください。

工事区分	項目	充電設備等設置工事申告の説明・工事項目の解説
（１） 充電設備等 設置工事費	①充電設備等設置工事費 ア．基礎・据付（注１、注２） 申告額の計上項目先 記号「Ａ１」	充電設備等を固定する基礎および据付工事の申告 ・充電設備本体および別体（設備構成）である課金機、電源部の基礎工事（コンクリート基礎、金属架台、アンカー固定工事）にかかる材料費、労務費 ・充電設備本体および別体（設備構成）である課金機、電源部の据付にかかる材料費、労務費 ・充電設備設置にかかる重機のレンタル費 【注意事項】 ・充電設備メーカーが「取り付け作業指示書」等で指示する基礎サイズの仕様を満たしていない場合は原則、認めません
	イ．充電設備の搬入・運搬（注３） 申告額の計上項目先 記号「Ａ２」	充電設備を設置場所に搬入・運搬する費用の申告 ・設置場所に最近接の出荷場所から、設置場所までの搬入、運搬費の一部

<table>
<tr><th>工事区分</th><th>項目</th><th>充電設備等設置工事申告の説明・工事項目の解説</th></tr>
<tr><td rowspan="4">（1）
充電設備等
設置工事費</td><td>②電気配線工事費

電源ケーブル
※ブレーカー
（注1、注4）

申告額の計上項目先
記号「Ａ３」</td><td>充電設備に接続される配線工事の申告

・充電設備本体に接続される配線工事にかかるケーブル、アース線の部材費、労務費
・別体（設備構成）である課金機、電源部の配線工事にかかるケーブル、アース線等の部材費、労務費

【注意事項】
・充電設備メーカーが「取り付け作業指示書」等で指示する電源ケーブルの仕様を満たしていない場合は原則、認めません

※上記、電源ケーブルを保護するブレーカーの部材費および労務費</td></tr>
<tr><td>幹線ケーブル
※ブレーカー（注5）

申告額の計上項目先
記号「Ａ３」</td><td>高圧受変電設備から充電設備専用の開閉器盤までの幹線工事、特別措置の引込点から引込開閉器盤までの幹線工事の申告

・充電設備専用の開閉器盤等に接続される幹線工事にかかるケーブル、アース線の部材費、労務費

【注意事項】
・充電設備専用の開閉器盤等に接続される幹線ケーブルでない場合は、補助対象外とします

※上記、幹線ケーブルを保護するブレーカーの部材費および労務費</td></tr>
<tr><td>通信線

申告額の計上項目先
記号「Ａ３」</td><td>高機能充電設備等で通信するための配線工事の申告

・通信線の配線工事にかかる部材費、労務費</td></tr>
<tr><td>配管

申告額の計上項目先
記号「Ａ３」</td><td>電源ケーブル、幹線ケーブルおよび通信線で使用する配管工事の申告

・配管（金属製、合成樹脂製）工事にかかる部材費、労務費</td></tr>
</table>

工事区分	項目	充電設備等設置工事申告の説明・工事項目の解説
（１） 充電設備等設置工事費	その他ブレーカー（注５） 申告額の計上項目先 記号「Ａ３」	電源ケーブル、幹線ケーブルの項目で入力したブレーカー以外の工事を申告 ・ブレーカー設置にかかる部材費、労務費
	開閉器盤（注５） 申告額の計上項目先 記号「Ａ３」	ブレーカーを収納するための盤の筐体を申告 ・筐体（金属製、合成樹脂製）設置にかかる部材費、労務費 ・自立式の開閉器盤を設置する場合は、基礎工事にかかる材料費、労務費
	掘削・埋設 申告額の計上項目先 記号「Ａ３」	配線工事にかかる掘削、埋設工事の申告 ・アスファルトや土、砂利等の材料費 ・掘削、埋設および埋戻しにかかる労務費 ・掘削、埋設工事にかかる重機のレンタル費
	建柱工事（注２） 申告額の計上項目先 記号「Ａ３」	引込、架空配線をするために必要な電柱工事の申告 ・電柱（コンクリート製、鋼製）設置にかかる部材費、労務費 ・装柱材、支持材等の部材や根枷等の材料費、労務費 ・柱の搬入費 ・高所作業車、建柱車等のレンタル費
	ハンドホール（注２） 申告額の計上項目先 記号「Ａ３」	長距離を埋設配線するために必要なハンドホール工事の申告 ・ハンドホール（コンクリート製、樹脂製）設置にかかる部材費、労務費 ・掘削、埋設工事の材料費、労務費 ・ハンドホールの搬入費 ・ハンドホール設置にかかる重機のレンタル費
	その他工事 申告額の計上項目先 記号「Ａ３」	充電設備を複数基設置するために必要な工事の申告 ・上記、（１）－②電気配線工事の項目以外で必要な部材、工事等 【注意事項】 ・１基の申請の場合は、申告することが出来ません ・センターが認めた場合にのみ補助対象経費とします

工事区分	項目	充電設備等設置工事申告の説明・工事項目の解説
（1） 充電設備等 設置工事費	③高圧受変電設備設置工事費（注6） 申告額の計上項目先記号「Ａ４」	・現在の高圧受変電設備では、設置予定の充電設備を稼動できない場合、必要となる電力量のみを確保する目的で増設または新設される高圧受変電設備の申告 ・高圧受変電設備の設置にかかる部材費、労務費 ・高圧受変電設備の基礎工事にかかる材料費、労務費 「増設」とは ・現在の高圧受変電設備内にスペースがない場合で、他の場所に高圧受変電設備を設置すること ・近接に設置空間がある場合は近接場所に設置 ・近接に設置空間がない場合は、現在の高圧受変電設備を高圧分岐し、最近接の別の場所に高圧受変電設備を設置すること 「新設」とは ・新たに電力契約を締結する場合で、充電設備にのみ利用する高圧受変電設備を設置すること ・現在、低圧受電契約により電力の供給を受けている設置場所において、充電設備を設置することにより高圧受電契約に変更する場合は、補助対象外とします
	④特別措置に基づく受電工事費（注7） 申告額の計上項目先記号「Ａ５」	急速充電設備を設置する際に、申請者が「同一敷地内複数契約を可能とする特別措置」（以下「特別措置」という。）に基づく申請をした場合に、電力会社が申請者等に請求する工事負担金の申告

工事区分	項目	充電設備等設置工事申告の説明・工事項目の解説
（2） 案内板 設置工事費	案内板工事 申告額の計上項目先 記号「Ａ６」	充電設備が設置されていることを、公道を走る電気自動車等の運転者に告知することを目的とする案内板設置工事の申告 ・案内板の設置にかかる部材費、労務費 ・案内板を設置するための基礎工事の材料費、労務費 【案内板の設置要件】 ・設置施設（場所）の公道に面した入口に設置すること ・デザインは東京電力登録商標、地方公共団体が策定したものおよびセンターが認めたもの ・案内板寸法は500mｍｘ500mｍ以上とする ・車道の上下線から視認できるよう、公道に対し、①案内板が両面の場合は垂直、②案内板が片面の場合は平行に設置すること ・地面に埋設等され固定されていること ・高速道路ＳＡ・ＰＡ等に設置の場合は、高速道路会社等が定める規格・規定に案内板仕様等は準ずるものとする 【注意事項】 ・増設の申請で既設案内板がある場合、既設案内板の寸法は 400mｍｘ400mｍ以上とし、その他の案内板の設置要件を満たしている必要がある。満たしていない場合は、新規に案内板の設置要件を満たす案内板を設置すること

工事区分	項目	充電設備等設置工事申告の説明・工事項目の解説
（３） 付帯設備 設置工事費	①充電スペースのライン引き 申告額の計上項目先 記号「Ａ７」	充電スペースに新たに引くラインの申告 ・充電スペース１台分のライン引きにかかる材料費、労務費 ・新たにラインを引く目的で既存のライン消しが必要な場合はライン消し工事も補助対象とする ・待機スペースのライン引き工事も補助対象とする 【ライン引きの設置要件】 ・充電スペースは、幅 2.5m×奥行き 5mの区画を目安とする
	②路面表示 申告額の計上項目先 記号「Ａ８」	充電スペース内に設置する「充電場所」であることの視認性を高める路面表示の申告 ・路面表示の設置にかかる部材費、労務費 【路面表示の設置要件】 ・デザインは東京電力登録商標、地方公共団体が策定したものおよびセンターが認めたもの ・寸法は、900 ㎜ x 900 ㎜以上とする ・計画した充電スペースの区画内に設置すること ・「待機スペース」(注８) を申請する場合は、路面表示として「待機スペース」であることが確認できる記載を必須とする
	③屋根 ※屋根本体のカタログを提出（メーカー名、型式、価格の記載がされているページ） 申告額の計上項目先 記号「Ａ９」	充電設備本体および別体（設備構成）である課金機、電源部、メンテナンススペースおよび充電スペースを雨等から保護する屋根の申告 ・屋根の本体費および設置にかかる部材費、労務費 ・屋根を設置するための基礎工事の材料費、労務費 【屋根の設置要件】 ・屋根の本体は原則、既製品に限る ・建ぺい率等の確認は申請者が申請前に行うこと ・小屋との同時申請はできない

工事区分	項目	充電設備等設置工事申告の説明・工事項目の解説
（３） 付帯設備 設置工事費	④小屋 ※小屋本体のカタログを提出（メーカー名、型式、価格の記載がされているページ） 申告額の計上項目先 記号「Ａ１０」	充電設備本体および別体（設備構成）である課金機、電源部を豪雪・火山灰等から保護する必要がある場合に認める小屋の申告 ・小屋の本体費および設置工事にかかる部材費、労務費 ・小屋を設置するための基礎工事の材料費、労務費 【小屋の設置要件】 ・小屋の本体は原則、既製品に限る ・建ぺい率等の確認は申請者が申請前に行うこと ・屋根との同時申請はできない
	⑤充電設備等防護用部材 ※防護用部材本体のカタログを提出（メーカー名、型式、価格の記載がされているページ） 申告額の計上項目先 記号「Ａ１１」	充電設備本体および別体（設備構成）である課金機、電源部を保護するＵ字型・Ｉ型防護用部材の申告 ・防護用部材の本体費および設置工事にかかる部材費、労務費 ・防護用部材を設置するための基礎工事の材料費、労務費 【充電設備等防護用部材の設置要件】 ・本体は原則、既製品に限る ・金属製に限る ・急速充電設備は、防護用部材の設置が法令で定められているため、申請前に設置場所を管轄する消防署に設置のレイアウト等の確認および了承を得ること ・普通充電設備は、地方公共団体等に設置に関する条例等がある場合があるため、申請前に申請者責任において確認すること
	⑥電灯 ※電灯本体のカタログを提出（メーカー名、型式、価格の記載がされているページ） 申告額の計上項目先 記号「Ａ１２」	充電設備本体および充電スペースを照らす目的で設置する電灯の申告 ・電灯の本体費および設置工事にかかる部材費、労務費 ・電気配線にかかる部材費および労務費 【電灯の設置要件】 ・電灯の本体は原則、既製品に限る ・充電設備本体を照らしていること

工事区分	項目	充電設備等設置工事申告の説明・工事項目の解説
（4） その他設置にかかる費用	①雑材・消耗品費、養生費 申告額の計上項目先記号「Ａ１３」	・テープ、ドリルの刃など、雑材・消耗品等の費用 ・養生にかかる費用
	②図面作成費 申告額の計上項目先記号「Ａ１４」	・センターが求める図面の作成にかかる費用
	レイアウト検討費 申告額の計上項目先記号「Ａ１５」	・設置場所への充電設備の設置・配置に関する検討にかかる費用
	電力会社立会・協議費 申告額の計上項目先記号「Ａ１６」	・特別措置における電力会社との協議、立会等にかかる費用
	③安全誘導員費 申告額の計上項目先記号「Ａ１７」	・設置工事期間中に発生する施設利用者および歩行者等に対する安全管理の目的で配置する安全誘導員の労務費
	④停電回避費 申告額の計上項目先記号「Ａ１８」	・設置工事期間中に当該工事のために生じる停電を回避するために必要となる発電機のレンタル費
	⑤充電スペース造成費 申告額の計上項目先記号「Ａ１９」	・充電スペースを新たに造成するために必要な材料費、労務費 ・高速道路ＳＡ・ＰＡ等、道の駅、既存の分譲マンションのみ申告が可 ・高速道路ＳＡ・ＰＡ等、道の駅の申請では国・地方公共団体等の指導や指示、既存の分譲マンションの申請では管理組合の判断により造成が必要な場合で、センターが認めた場合のみ補助対象とする
	⑥現場監督等の労務費 申告額の計上項目先記号「Ａ２０」	・補助対象経費の項目（１）～（３）の工事で発生する、監督費・世話役等の労務費でセンターが認めたもの

注１：設置工事について
設置する充電設備のメーカーが「取り付け作業指示書」等で指示する内容の工事を原則、補助対象とする。関連する法規や法令を順守し、設置後の安全を担保してください。

注２：工事用重機の使用について
工期内において無駄のない合理的な使用とセンターが認めた場合、重機のレンタル費を補助対象とします。

注３：離島とは、国土交通省が定める、本州、北海道、九州、四国、沖縄本島の５島を除く島をいいます。

注４：Ｖ２Ｈの充電設備を申請する場合について
Ｖ２Ｈ充電設備を設置する場合、充放電の配線や分電盤への配線、切替開閉器の設置が有りますが、補助対象とする工事は「充電」にかかわる工事のみになります。放電部分の配線やその他の工事については補助対象経費になりません。

注５：幹線ケーブルにかかわる工事について
新たに建設予定の建物や駐車場等で、当該施設の一般設備への電力供給を担う分電盤を設計変更して充電設備を設置する場合には、当該分電盤およびそれに伴う幹線の変更は、補助対象外となります。

注６：高圧受変電設備について
高速道路ＳＡ・ＰＡ等への設置に限る。新たに建設予定の高速道路ＳＡ・ＰＡ等で、施設全体への電力供給を担う高圧受変電設備は、補助対象外となります。

注７：特別措置に基づく受電工事費について
「特別措置」で電力契約を行い急速充電設備を設置する場合は、申請書類に電力会社に提出する当該契約の申込書と電力会社が発行する請求書を提出してください。なお、地方公共団体等が入札前に申請する場合で、申請までに申込書と請求書が提出できない場合は、センターに報告してください。

注８：待機スペースについて
充電スペースに近接した「充電設備」利用のために待機する駐車スペースをいいます。

３－５．補助対象とならない主な設置工事

工事区分	補助対象とならない部材・工事等の事例
（１）充電設備等設置工事費	貫通工事およびレントゲン撮影、充電設備基礎コンクリート強度試験、充電設備の稼働試験、トランスの交換工事等
（２）案内板設置工事費	誘導板、充電設備の使用方法を記載した案内板、特定の充電インフラ会社等のＰＲ板、充電設備に関係のないＰＲ板、パイロン仕様等の可動式案内板、ガラスに張付けるシート貼付タイプの案内板等
（３）付帯設備工事費	予備用コンセント、プラスチック製およびゴム製のポール、華美な電灯、太陽光発電機で稼働する電灯、路面塗装、車止め、監視カメラ、駐車場侵入防止のバリカーやチェーン、通信用のＷｉ－Ｆｉユニット、太陽光発電搭載の屋根および太陽光発電ユニット、小屋内部に設置されるヒーター等の備品等、駐車スペースのアスファルト舗装費（もともとの駐車スペースがアスファルトでない場合）等
（４）その他設置にかかる費用	交通費、保険費用、塩害防止塗装、既存物移動・撤去にかかる費用、一般管理費・現場管理費・共通仮設費の全部または一部、写真管理費、客先協議費等、除雪費等

３－６．工事内容の申告入力一覧

《入力区分》PD:プルダウンメニュー、TB:テキストボックス、CB:チェックボックス、RB:ラジオボタン

工事単位		表示項目	入力/選択	入力区分	備考
（1）充電設備等設置工事費					
①充電設備等設置工事費					
基礎･据付工事		設置する設備種類	入力	TB	20文字まで
		基礎工事の申告	選択	RB	基礎工事有り/アンカーのみ
		基礎種別	選択	RB	コンクリート現場打ち/コンクリート既製品/金属架台
		配筋種別	選択	PD	メッシュ配筋/鉄筋/なし
		たて〔単位:mm〕	入力	TB	整数(5桁まで有効)
		よこ〔単位:mm〕	入力	TB	整数(5桁まで有効)
		ふかさ〔単位:mm〕	入力	TB	整数(4桁まで有効)
		数量	入力	TB	整数(3桁まで有効)
		工事申請額の算定	選択	CB	初期表示☑
		備考	入力	TB	50字まで
搬入･運搬工事		設置場所(通常、離島の選択)	選択	PD	通常/離島
		備考	入力	TB	50字まで
②電気配線工事費					
電源ケーブル工事	充電設備情報	NO	自動	—	充電設備で入力した充電設備を元に自動で作成
		型式	自動	—	
		設備の構成	自動	—	
	ケーブル情報入力	設置区分	選択	PD	新設/既設
		配線sq(公称断面積)	選択	PD	2sq/3.5/../325sq
		芯数	選択	PD	1/2/3/4
		配線長〔単位:m〕	自動	—	配線長(管路、埋設)+配線長(露出)
		配線長(管路、埋設)〔単位:m〕	入力	TB	整数部(4桁)、小数部(第1位)まで有効
		配線長(露出)〔単位:m〕	入力	TB	整数部(4桁)、小数部(第1位)まで有効
		申請額の算定	選択	CB	初期表示☑
	ブレーカー情報入力	設置区分	選択	PD	新設/既設/なし
		定格電流〔単位:AT〕	選択	PD	10/20/../400
		申請額の算定	選択	CB	初期表示☑
	備考	備考	入力	TB	50字まで
幹線ケーブル工事	ケーブル情報	配線sq(公称断面積)	選択	PD	2sq/3.5/../325sq
		芯数	選択	PD	1/2/3/4
	配線経路毎の長さ	管路内配線(管路、埋設)〔単位:m〕	入力	TB	整数部(4桁)、小数部(第1位)まで有効
		露出部配線〔単位:m〕	入力	TB	整数部(4桁)、小数部(第1位)まで有効
	配線区間(自～至)	配線区間(自)	入力	TB	30字まで
		配線区間(至)	入力	TB	30字まで
	工事申請額の算定	工事申請額の算定	選択	CB	初期表示☑
	上記ケーブルを接続するブレーカー	定格電流	選択	PD	10/20/../400
	備考	備考	入力	TB	50字まで
通信線工事		申請額に"含む"通信線長の合計	入力	TB	整数部(4桁)、小数部(第1位)まで有効
		申請額に"含めない"通信線長の合計	入力	TB	整数部(4桁)、小数部(第1位)まで有効
		備考	入力	TB	50字まで
配管工事	配管の種類、用途、径	種別	選択	PD	金属製/合成樹脂_露出/合成樹脂_埋設
		径(呼び径:A呼称)	入力	TB	整数部(3桁)
		配管の長さ〔単位:m〕	入力	TB	整数部(4桁)、小数部(第1位)まで有効
	収めるケーブル	収めるケーブル線種(sq－芯数)	入力	TB	50字まで
	交付額の算定	工事申請額の算定	選択	CB	初期表示☑
	備考	備考	入力	TB	50字まで
その他ブレーカー工事		定格電流〔単位:AT〕	選択	PD	10/20/../400
		数量	入力	TB	整数(3桁まで有効)
		設置場所(盤名称等)の入力	入力	TB	50字まで
		設置目的の入力	入力	TB	50字まで
		工事申請額の算定	選択	CB	初期表示☑
		備考	入力	TB	50字まで
開閉器盤設置工事		材質	選択	PD	金属製/合成樹脂製
		据付タイプ	選択	PD	自立/壁掛け
		たて〔単位:mm〕	入力	TB	整数(4桁まで有効)
		よこ〔単位:mm〕	入力	TB	整数(4桁まで有効)
		数量	入力	TB	整数(3桁まで有効)
		盤単体の基礎工事	選択	PD	有/無　※条件:金属製_自立選択時
		設置する盤の名称	入力	TB	30字まで
		工事申請額の算定	選択	CB	初期表示☑
		備考	入力	TB	50字まで
掘削･埋設工事		掘削する路面	選択	PD	アスファルト･コンクリート/土･砂利
		長さ〔単位:m〕	入力	TB	整数部(4桁)、小数部(第1位)まで有効
		ふかさ〔単位:mm〕	入力	TB	整数(4桁まで有効)
		幅〔単位:mm〕	入力	TB	整数(4桁まで有効)
		工事申請額の算定	選択	CB	初期表示☑
		備考	入力	TB	50字まで

工事単位	表示項目	入力/選択	入力区分	備考
①充電設備等設置工事費				
建柱工事	材質	選択	PD	コンクリート/鋼管
	長さ〔単位:m〕	選択	PD	5/6/../15
	数量	入力	TB	整数(2桁まで有効)
	支線工事の有無	選択	PD	有/無
	工事申請額の算定	選択	CB	初期表示☑
	備考	入力	TB	50字まで
ハンドホール設置工事	材質	選択	PD	コンクリート製/樹脂製
	たて〔単位:mm〕	入力	TB	整数(4桁まで有効)
	よこ〔単位:mm〕	入力	TB	整数(4桁まで有効)
	たかさ〔単位:mm〕	入力	TB	整数(4桁まで有効)
	数量	入力	TB	整数(2桁まで有効)
	工事申請額の算定	選択	CB	初期表示☑
	備考	入力	TB	50字まで
その他工事	工事または部材の費目	入力	TB	50字まで
	工事(部材)が必要となる理由	入力	TB	100字まで
	備考	入力	TB	50字まで
③高圧受変電設備設置工事費	―	―	―	―
④特別措置に基づく受電工事費	―	―	―	―
(2) 案内板設置工事費				
案内板設置工事 新設 案内板の情報	案内板のタイプ	選択	PD	シート･シール等/アルミ板等/新設ポール+アルミ板(片面取付)/新設ポール+アルミ板(両面取付)
	数量	入力	TB	整数(2桁まで有効)
	工事申請額の算定	選択	CB	初期表示☑
	入口に設置する案内板のデザイン	選択	PD	東京電力登録商標/自治体が策定したもの/その他
	備考	入力	TB	50字まで
案内板設置工事 既設 案内板の情報	設置済み案内板のタイプ	選択	PD	シート･シール等(貼付)/アルミ板等/ポール+アルミ板(片面取付)/ポール+アルミ板(両面取付)
	デザイン	選択	PD	東京電力登録商標/自治体が策定したもの/その他
	その他の理由	入力	TB	50字まで
	サイズ〔単位:mm〕	入力	TB	整数(4桁まで有効)(たて)
		入力	TB	整数(4桁まで有効)(よこ)
(3) 付帯設備設置工事費				
ライン引き工事	長さ〔単位:m〕	入力	TB	整数部(4桁)、小数部(第1位)まで有効
	幅〔単位:mm〕	入力	TB	整数(3桁まで有効)
	工事申請額の算定	選択	CB	初期表示☑
	備考	入力	TB	50字まで
路面表示工事	路面表示種別	選択	PD	貼付/溶融/文字
	用途･目的	選択	PD	充電スペース/待機スペース
	路面表示のデザイン	選択	PD	東京電力登録商標/自治体が策定したもの/その他
	サイズ(たて)	入力	TB	整数(4桁まで有効)
	サイズ(よこ)	入力	TB	整数(4桁まで有効)
	数量	入力	TB	整数(2桁まで有効)
	記載する文字	入力	TB	50字まで
	工事申請額の算定	選択	CB	初期表示☑
	備考	入力	TB	50字まで
屋根設置工事	メーカー名	入力	TB	30字まで
	商品名･型式･呼称	入力	TB	30字まで
	数量	入力	TB	整数(2桁まで有効)
	本体の見積価格	入力	TB	整数(7桁まで有効)
	基礎工事	選択	PD	単独基礎/他基礎に含む
	要件の確認①	選択	RB	屋根は、既製品を選定しました/既製品ではない
	上記の理由	入力	TB	50字まで
	工事申請額の算定	選択	CB	初期表示☑
	備考	入力	TB	50字まで
小屋設置工事	メーカー名	入力	TB	30字まで
	商品名･型式･呼称	入力	TB	30字まで
	数量	入力	TB	整数(2桁まで有効)
	本体の見積価格	入力	TB	整数(7桁まで有効)
	基礎工事	選択	PD	単独基礎/他基礎に含む
	要件の確認①	選択	RB	小屋は、既製品を選定しました/既製品ではない
	上記の理由	入力	TB	50字まで
	工事申請額の算定	選択	CB	初期表示☑
	備考	入力	TB	50字まで
防護用部材設置工事	メーカー名	入力	TB	30字まで
	商品名･型式･呼称	入力	TB	30字まで
	数量	入力	TB	整数(2桁まで有効)
	本体の見積価格	入力	TB	整数(7桁まで有効)
	基礎工事	選択	PD	単独基礎/他基礎に含む
	工事申請額の算定	選択	CB	初期表示☑
	備考	入力	TB	50字まで
電灯設置工事	メーカー名	入力	TB	30字まで
	商品名･型式･呼称	入力	TB	30字まで
	数量	入力	TB	整数(2桁まで有効)
	本体の見積価格	入力	TB	整数(7桁まで有効)
	工事申請額の算定	選択	CB	初期表示☑
	備考	入力	TB	50字まで

４．公募兼交付申請に関する基本的事項：全事業共通

４－１．公募兼交付申請

「公募兼交付申請」とは、本事業の補助金交付の採択および交付の決定を受けるための申請をいいます。

４－２．「公募兼交付申請書（様式１）」の提出期間

平成３０年４月１３日（金）～平成３０年９月２８日（金）（センター必着）
ただし、マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）のうち、分譲のマンション等への充電設備設置事業については、最終提出期限が平成３０年１２月１７日（月）となります。

上記、最終提出期限までにセンターに到着した「公募兼交付申請書（様式１）」が有効です。（消印有効ではありません。）なお、採択された申請の額の累計が予算額を超えると予想される場合には、「公募兼交付申請書（様式１）」の提出期間中であっても終了する場合があります。この場合は、センターのホームページ上でお知らせします。

４－３．「公募兼交付申請書（様式１）」の受付等

・「公募兼交付申請書（様式１）」が到着した場合は、所定の申請書及び提出書類並びにその記載内容が適正であるものについては受付を行い、申請書の相違等、センターが適正でないと認めたものは、受付を不可とするとともにその旨を申請者に通知します。
・一部の必要書類に不備がある場合や、確認すべき事由または修正の必要がある場合等は、一定期間に書類の不備を修正するようセンターから連絡します。書類の不備が完了するまで申請は受付されません。その場合、採択が遅くなりますので注意してください。
・センターからの指示に従わず、センターが定めた期間内に書類の不備が修正されない場合は「公募兼交付申請書（様式１）」が無効になる場合があります。

※「実績報告」についても上記の「公募兼交付申請書（様式１）」と同様の扱いとします。

４－４．申請の要件

補助金交付の採択を受けるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。なお、下記に掲げる以外に申請する事業に応じて特有の申請要件がありますので、詳細は本書の事業ごとの「充電設備設置事業の説明と提出書類」を確認してください。

（１）一つの工事ごとに申請していること。
（２）国の他の補助金と重複していない申請であること。（注１）
（３）充電設備を設置する土地の使用権限を有していること。借地の場合、土地の所有者が充電設備を５年間設置することを許諾したことを証する書類を提出すること。
（４）申請者が交付規程の別紙「暴力団排除に関する誓約事項」の記に記載されている事項に該当していないこと。
（５）充電設備およびその設置工事をリースする目的で取得する場合は、リース会社が申請者となり、リース料金の総額に補助金相当額を充当し、値下がりを反映したリース料金を設定すること。
（６）充電設備は「新品」で購入される充電設備であること。
（７）充電設備の発注は交付決定通知書の受領後であること。（注２）
（８）充電設備の申請基数は、原則センターが事業ごとに定める目安の範囲内であること。
（９）設置工事の施工開始日および支払は、交付決定通知書の受領後であること。（注３）
（１０）補助対象経費に申請者と資本関係にある会社からの調達（工事等を含む。）がある場合、申告をすること。
（１１）充電設備の設置およびその支払を完了し、実績報告期限日（平成３１年1月３１日（木））までに実績の報告をすること。ただし、マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）のうち、分譲のマンション等への充電設備設置事業については、平成３１年２月１９日（火）までに実績の報告をすること。
（１２）設置した充電設備（案内板等の付帯設備を含む。）は保有義務期間５年を満了できること。
（１３）補助対象経費の支払方法は、原則として金融機関による振込であること。
（１４）センターから充電設備の利用状況等の情報を求められた場合には、利用状況に関するデータ（利用頻度等）を提供し、当該データを含む設備にかかる情報について国への提供を行うことを了承すること。

注１：地方公共団体の補助制度は、本補助金と重複して申請できる場合があります。
詳しくは、各地方公共団体へお問い合わせください。
注２：充電設備の発注は交付決定通知書の受領後３０日以内に行うようにしてください。
注３：設置工事の施工開始は交付決定通知書の受領後３０日以内に行うようにしてください。

４－５．公募兼交付申請の審査等・採択

・申請書の提出があった場合は、申請内容、提出書類および記載内容が適正なものを受付し、審査を行います。
・公募兼交付申請にかかる書類の審査および必要に応じて行う現地調査などの公募兼交付審査等により申請要件を満たし、予算の範囲内において適切であると認められた場合にのみ、センターが定める日までに採択を行います。
・採択は、センター内に設置された有識者等によって組織される「採択委員会」にて、補助金の目的を鑑み、電気自動車等の普及に資する申請であるか等を審議の上、決定されます。
・申請の採択にあたり、必要に応じて現場確認や工事施工会社に対するヒアリングを行うことがあります。

４－６．交付決定通知書発行

採択された申請はセンターのホームページ上で公表します。
センターは、採択日から原則、７営業日以内に交付決定を行い「交付決定通知書」を発行し、郵送にて申請者へ通知します。採択されない場合はセンターから通知は行いませんので留意してください。また採択結果にかかる審査の内容については一切お答えすることはできません。なお、審査の結果として条件を付して交付決定される場合がありますので、その条件を履行する必要があります。

受付から交付決定通知書発行までの流れ

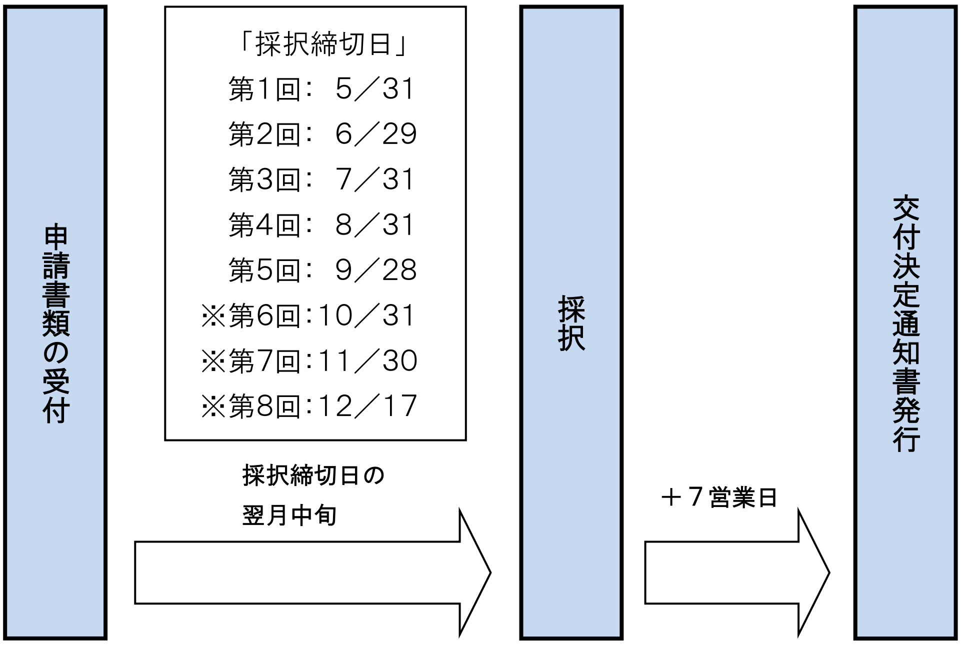

※第６回、第７回および第８回の採択締切日は、マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）のうち、分譲のマンション等への充電設備設置事業のみ。

4－7．設置工事の施工開始

・設置工事の施工開始とは、充電設備の搬入や充電設備等設置の基礎工事などの準備や充電設備等設置工事の一部または全部の施工の開始のことをいいます。
・「交付決定通知書」の受領日後に充電設備の発注および工事の施工開始をしてください。（受領後、３０日以内に行うようにしてください。）

4－8．計画変更の申告

・原則として、「交付決定通知書」で承認された工事を遂行することが必要です。
・申請者は、交付決定通知書を受領後に、交付決定内容を変更する場合はセンターへ申告し、承認を得る必要があります。なお、センターの指示があるまで、計画変更にかかる設置工事は中断する必要があります。
・計画変更が行われたにもかかわらず、実績の報告までに計画変更が申告されていない場合は、交付決定が取消されることがありますので注意してください。
・補助金の有効利用の観点から、計画変更が生じないよう、全体計画をよく検討し申請を行うようにしてください。
・詳しくは本書の「１４－５．計画変更」の説明を参照してください。

４－９．申請書類の送付先

〒103-0027
東京都中央区日本橋１－１６－３日本橋木村ビル８階
一般社団法人次世代自動車振興センター 充電インフラ部 平成３０年度事業　宛
「充電インフラ整備事業　平成３０年度　公募兼交付申請書　在中」

・「公募兼交付申請書（様式１）」を、Ａ４サイズが入る角形２号封筒に封入して上記の宛先へ送付してください。なお、「公募兼交付申請書（様式１）」と併せて「宛先ラベル」が印刷されますので利用してください。
・「公募兼交付申請書（様式１）」以外は、同封しないでください。
誤って同封された書類は、センターにて破棄します。
・「公募兼交付申請書（様式１）」は「信書」にあたることから、郵便または特定信書便でセンター宛に送付してください。センターへ書類を持ち込まれても受取りません。
・提出書類は、印刷が鮮明であるものに限ります。
・提出された「公募兼交付申請書（様式１）」は返却できません。必ず控え（コピー）を取り保管してください。

５．公募兼交付申請の提出：全事業共通

５－１．申請に必要なデータ入力、書類のアップロードとその書類に関する注意事項

センターホームページより「オンライン申請システム」を利用し、申請のデータ入力（注１）および提出書類（注２）を各項目にアップロード（注３）し、センターへ提出してください。
アップロードされた書類は、文字等が読み取れる必要があります。解像度に注意して提出してください。
オンライン申請システムで申請情報や内容を登録することで必要な入力項目やアップロードが必要な書類が個別に表示されます。
事業区分の相違や申請内容の不備等があった場合、受付が出来ない場合がありますので注意してください。
平成３０年度の申請は、以前の補助事業とは異なりますので、平成３０年度のオンライン申請システム以外の申請は受理しません。
（次世代自動車振興センターホームページ　　http://www.cev-pc.or.jp/）

注１：工事の申告においては、工事施工会社に入力を依頼することができます。
注２：押印が必要な提出書類があります。押印は実印でなくとも、個人の場合は認印、地方公共団体および法人の場合は会社を代表する印または契約締結に使用する印を押印してください。
注３：センターが認めるアップロードのファイル形式は、「ＰＤＦ」「ＪＰＥＧ」「ＰＮＧ」の３種類になります。
（要部写真は、「ＪＰＥＧ」「ＰＮＧ」の２種類になります。）

５－２．提出書類

※下記に掲げる以外に申請する事業の内容に応じて必要な書類があります。
（詳細は、本書のＰ６７から記載の事業ごとの説明を確認してください。）
提出の準備が出来たら必要書類を「ＰＤＦ」「ＪＰＥＧ」「ＰＮＧ」の３種類のいずれかのファイル形式（要部写真は、「ＪＰＥＧ」「ＰＮＧ」の２種類）にし、オンライン申請システムの各項目にアップロードしてください。
書類の作成例等は、センターのホームページ「添付書類（例）」等を確認し、参考にしてください。

【申請に必要な書類】
５-３：公募兼交付申請書（様式１）
５-４：申請者本人確認書類（履歴事項全部証明書、運転免許証、役員名簿等）
５-５：充電設備本体の購入にかかる見積書（内訳書含む。）
５-６：充電設備の設置工事にかかる見積書（内訳書含む。）
５-７：充電設備等設置工事の申告方法（オンライン申請システムのデータ入力）
５-８：要部写真
５-９：設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図（全てＡ３サイズ）

【申請の条件に応じて必要な書類】
５-１０：付帯設備設置工事を申請する場合
（メーカー名、型式、価格の記載がある資料等）
５-１１：特別措置にて電力契約を結び充電設備を設置する申請の場合
（特別措置の申込書、請求書）
５-１２：充電設備を設置する土地が借地の場合
（土地の利用に関する許諾書等）
５-１３：支社・支店等から申請する場合
（法人申請に係る代表者から申請者への委任状（様式２）等）
５-１４：共同で申請する場合
（共同申請書（様式８）等）
５-１５：リース契約に基づく申請の場合
（申請者がリース事業を生業とすることを証する書類等）
５-１６：自社または資本関係にある会社から調達する場合
（利益等排除申告、資本関係を証する書類等）
５-１７：申請の手続きの一部を代行者へ依頼する申請の場合
（手続代行者届出書（様式３））
５-１８：地方公共団体等が申請する場合の補足説明

５－３.「公募兼交付申請書（様式１)」

申請のデータ入力および必要書類をアップロードします。データを一括申請後、「公募兼交付申請書（様式１)」を印刷し、押印の上、原本をセンターに郵送で提出してください。
申請者の押印箇所は２箇所になります。申請者に関する事項を確認の上、押印してください。
センターは「公募兼交付申請書（様式１)」の到着後、受付の可否を判断します。
所定の申請書及び提出書類並びにその記載内容が適正であるものについては受付を行い、申請書の相違等、センターが適正でないと認めたものは、受付を不可とするとともにその旨を申請者に通知します。
一部の必要書類に不備がある場合や、確認すべき事由または修正の必要がある場合等は、一定期間に書類の不備を修正するようセンターから連絡します。書類の不備が完了するまで申請は受付されません。

５－４. 申請者本人確認書類（履歴事項全部証明書、運転免許証、役員名簿等）

・申請者の区分ごとに異なります。（共同申請の場合は「5-１４. 共同で申請する場合」を参照してください。）

5-4-1. 申請者が地方公共団体の場合

以下に示す書類をアップロードし、提出してください。
提出は、下記の表の行ごとにいずれか一つになります。

書類	条件
・地方公共団体のホームページ ・広報誌等	地方公共団体の名称、長の氏名、住所が確認できること
・法人番号指定通知書 ・経済産業省の法人インフォメーションよりダウンロードした当該ＰＤＦファイルデータ等 ・国税庁の法人番号公表サイトよりダウンロードした当該ＰＤＦファイルデータ等	法人番号（１３桁）が確認できること
【注意事項】 ・公募兼交付申請時に法人番号（１３桁）の入力が必要です。	

５－４－２．申請者が法人（マンション管理組合法人、リース会社を含む。）の場合

以下に示す書類をアップロードし、提出してください。
提出は、下記の表の行ごとにいずれか一つになります。

書類	条件
・履歴事項全部証明書 ・現在事項全部証明書	３ヶ月以内の発行のものに限る
・法人番号指定通知書 ・経済産業省の法人インフォメーションよりダウンロードした当該ＰＤＦファイルデータ等 ・国税庁の法人番号公表サイトよりダウンロードした当該ＰＤＦファイルデータ等	法人番号（１３桁）が確認できること
・役員名簿（オンライン申請システムにてデータ入力）	「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を必ず確認し、履歴事項全部証明書等に記載されている役員全員を入力した役員名簿の提出が必須となります。 センターホームページの操作ガイド「申請者：役員名簿」を参照して間違いのないように提出してください。 ※役員とは、取締役・会計参与・監査役のことをいいます。

【注意事項】
・支社・支店等からの申請は、「５－１３．支社・支店等から申請する場合」を参照してください。
・公募兼交付申請時に法人番号（１３桁）の入力が必要です。

5－4－3．申請者が個人の場合

以下に示す書類をアップロードし、提出してください。
提出は、下記の表のいずれか一つになります。

書類	条件
運転免許証	有効期限内のものに限る 表裏両面のデータがあること
印鑑登録証明書	３ヶ月以内の発行のものに限る
住民票	３ヶ月以内の発行のものに限る
パスポート	有効期限内のものに限る 氏名と住所の記載ページ
健康保険証等	有効期限内のものに限る 現住所が記載されていること
住民基本台帳	有効期限内のものに限る 現住所が記載されていること
【注意事項】 ・申請者の住所・氏名は上記公的書類の住所・氏名と一致していることが必要です。 ・現住所の記載されていない健康保険証や、申請者の住所と異なる住所が記載された運転免許証等は、本人確認書類としては認めません。	

法人格をもたないマンション管理組合が申請者の場合、上記の書類以外に、下記に示す書類をアップロードし、提出してください。

書類	条件
総会の議事録等	管理組合の現在の代表者が選定されたことを証していること 書類作成日、マンション管理組合名、代表者名等が記載されていること

５－５．充電設備本体の購入にかかる見積書（内訳書含む。）

・充電設備を充電設備販売会社から直接購入する予定の場合は、申請者宛の見積書（充電設備販売会社の押印のあるもの）をアップロードし、提出してください。
・充電設備を工事施工会社から購入する予定の場合で、設置工事の見積書に充電設備の見積が明記されている場合は提出不要です。

【記載の必須項目】
《宛先》
・申請者宛であることの記載
《見積書作成日》
・本補助金の申請受付開始日以降であることの記載
《発行者》
・充電設備販売会社の名称、住所等の記載（押印必須）
《設置場所名称》
・申請で入力した設置場所名称の記載（省略不可）
《有効期限》
・申請時に有効期限内であることの記載
《支払条件》
・振込であることの記載
《充電設備》
・メーカー名、型式、基数、単価、金額の記載

・センターは提出された見積書をもとに審査を行います。見積書の内容に変更があった場合は、申請の取下げを行う必要があります。（取下げについては、「１４−１．申請取下げ」を参照してください。）
・内訳が不明な場合は補助対象経費としてみなしません。
・原則、認める支払方法は振込になります。他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払および裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認めておりません。
・複数の充電設備を設置する場合は、個々の充電設備のメーカー名、型式、基数、単価、金額を明示してください。

５－６．充電設備の設置工事にかかる見積書（内訳書含む。）

・申請者宛の充電設備等設置工事（補助対象経費以外の工事も含む。）の見積書（工事施工会社の押印があること）をアップロードし、提出してください。
・申請された設置計画の予算面における合理性を審査するために以下の必須項目が記載された見積書の提出を求めます。
・施設や建物の新築工事および改修工事にともない充電設備等設置工事を行う場合、原則、当該申請の充電設備等設置工事のみにかかる見積書を提出してください。

【記載の必須項目】

《宛先》
・申請者宛であることの記載

《見積書作成日》
・本補助金の申請受付開始日以降であることの記載

《発行者》
・工事施工会社の名称、住所等の記載（押印必須）

《設置場所名称》
・申請で入力した設置場所名称の記載（省略不可）

《有効期限》
・申請時に有効期限内であることの記載

《支払条件》
・振込であることの記載

《部材：分電盤やブレーカ、付帯設備等》
・メーカー名、型式（仕様等）、数量、単価、金額の記載

《材料費：電線や配管、案内板等》
・種類（仕様等）、数量、数量単価、金額の記載

《労務費》
・人工数、人工単価、金額の記載

・見積書の内訳には、オンライン申請システムの充電設備等設置工事申告への計上項目先の記号を記載の上、提出してください。計上項目先の記号の記載がない場合、センターは記載された見積書を求める場合があります。（詳細については、「３-４．充電設備等設置工事の申告の説明および工事項目の解説」を参照してください。）
・センターは提出された見積書をもとに審査を行います。見積書の内容に変更があった場合は、申請の取下げを行う必要があります。
・「材工一式」といった簡略記載の「見積書」では補助金額を算定できず審査ができませんので、部材や労務費などが記載された「内訳書」を提出してください。
・内訳が不明な場合は補助対象経費としてみなしません。
・原則、認める支払方法は振込になります。他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払および裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認めておりません。

５－７．充電設備等設置工事の申告方法（オンライン申請システムのデータ入力）

・充電設備販売会社および工事施工会社が発行した全ての見積書および図面を参照し、充電設備等設置工事の申告を入力してください。
なお、申告された金額および工事の内容をもとに設置工事補助金申請額が算定されます。

５－７－１．会社別見積書一覧（オンライン申請システムのデータ入力）

・「会社別見積書一覧」の欄には、充電設備販売会社および工事施工会社ごとに発行した「見積書」を参照し、それぞれの会社名、見積書発行日および見積書の総額（税抜）等を入力してください。
・見積書の総額は税抜金額を入力し、見積書に記載されている総額と一致する必要があります。
・受電工事を電力会社の「特別措置」で行う申請で、負担費用を申請者が支払う場合は、その費用も入力をしてください。

５－７－２．充電設備等設置工事申告（オンライン申請システムのデータ入力）

・「充電設備等設置工事申告」の申告額には、申請の手引き「３－４．充電設備等設置工事の申告の説明および工事項目の解説」を参照し、「見積書」や「内訳書」から工事費用の工事区分または項目ごとに申告することが必要です。
・工事施工会社が複数ある場合は、各工事施工会社の「見積書」や「内訳書」の金額等の数字を集約し、該当する項目の申告額に入力してください。
・他用途性のある部材（充電設備以外の工事と兼用している部材）等は補助対象経費とならないため入力しないでください。
・端数処理や出精値引き等がある場合は、その金額を反映し入力してください。
・「充電設備等設置工事申告」の申告額は、見積書の内訳に記載された計上項目先の記号を見ながら入力してください。（詳細については、「３－４．充電設備等設置工事の申告の説明および工事項目の解説」を参照してください。）

５－７－３．充電設備等設置工事申告の工事内容の申告（オンライン申請システムのデータ入力）

・申告額を入力した項目に対し「見積書」や「内訳書」、「図面」に記載されている工事の仕様や工法等の詳細を申告することが必要です。
・入力する項目については申請の手引き「３－４．充電設備等設置工事の申告の説明および工事項目の解説」を参照してください。
・入力する工事の仕様や工法等は「見積書」および「図面」と同じであることが必要です。
入力した工事内容を補助対象経費として申告する場合、工事内容の申告ごとに「工事申請額の算定」の有無は、有にチェックしてください。
・「工事申請額の算定」を有にチェックした場合のみ設置工事補助金申請額にも算定されます。
工事施工会社が複数ある場合は、各工事施工会社の「見積書」から工事項目に該当する工事内容を集約し、該当する項目の工事の詳細を入力してください。

５－７－４．工事申請要件の確認および充電設備の運用方法（オンライン申請システムのデータ入力）

・工事の申請をするにあたり、工事の内容やセンターの求める要件等に適合していることを確認します。該当する全ての事項について申告してください。
・充電設備の運用方法については、課金機能の有無や課金の種類、また課金機能がない場合は、充電設備の利用方法を入力してください。非会員対応の方法、徴収方法、徴収単位および料金等についても入力してください。課金料金徴収代行等の契約を行う場合は、契約先（サービスベンダー名）を入力してください。

５－８．要部写真

下記に示す要部写真の画像データをアップロードし、提出してください。
センターが認めるアップロードのファイル形式は、「ＪＰＥＧ」「ＰＮＧ」の２種類になります。

【提出が必要な写真】
《充電スペースの設置予定場所》
・工事着工前の充電スペース全景が確認できること
《充電設備本体の設置予定場所》
・工事着工前の充電設備本体の設置予定場所が確認できること
・別体（設備構成）である課金機、電源部がある場合には個々に必要

【申請する事業に応じて提出する要部写真】
高速道路ＳＡ・ＰＡ及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）および商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）を申請する場合は必須です。

《案内板の設置予定場所または既設案内板》
・入口に設置する予定の案内板の設置場所が確認できること
（案内板は公道からの全景を撮影すること）
・既設案内板がある場合は、公道からの既設案内板の全景写真
（既設案内板が両面の場合は、公道の上り線と下り線で２枚を提出）

・工事の計画を確認するために求めるものです。
・撮影した写真は、オンライン申請システムの「要部写真」に工事項目ごとに写真をアップロードし、提出してください。
・要部写真は、補助対象経費で申告した工事項目を提出してください。(注１)
なお、申請された充電設備の性能を満たす工事等が行われているか確認するため、補助対象経費の申告にかかわらず提出が必須の写真もあります。(注２)
・充電設備等設置工事着工前の設置場所の撮影時には障害物（駐車している車等）がないようにしてください。
・工事中に撮影が必要な写真もありますので留意してください。
・アップロードする写真は全てカラーで提出してください。

注１：提出する要部写真の詳細は、「5-１９．要部写真の提出資料」を参照してください。
注２：「5-１９．要部写真の提出資料」の「必須写真」を参照してください。

５－９．設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図（全てＡ３サイズ）

５-９-１．設置場所見取図

下記に示す項目を記載した図面を「設置場所見取図」として作成の上、アップロードし、提出してください。充電設備を設置する場所（施設・建物）、接する公道や付近の主たる施設等との関係を確認するために求めるものです。施設全体の敷地形状が確認できる図面に充電設備を設置する場所の位置関係を示してください。案内板の設置が要件の事業においては、案内板の位置および向き、仕様が示されていること。市販の地図やＷＥＢサイトの地図を活用することも可とします。

【記載の必須項目】

《図面名称》

・設置場所見取図の記載

《基本情報》

・設置場所名称、作成者、縮尺、作成日の記載

《敷地の全体図》

・施設全体の敷地形状の記載

《充電スペース》

・充電スペース場所の記載

《充電設備設置場所》

・充電設備設置場所の記載

《施設の入口》

・公道から充電設備設置場所への入口の記載

【申請する事業に応じて記載する項目】

・高速道路ＳＡ・ＰＡ及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）および商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）を申請する場合、公道名、案内板の記載は必須です。

《公道名》

・充電設備設置場所に面する公道名の記載

《案内板》

・設置する位置、向き、設置方法、仕様（大きさ）の記載

（例：公道に対し垂直に設置、新設ポール、両面 500＊500）

５－９－２．平面図

下記に示す項目を記載した図面を「平面図」として作成の上、アップロードし、提出してください。
レイアウトを確認するために求めるものです。
図面には、充電設備、付帯設備のレイアウトと寸法を示してください。なお、申告の有無にかかわらず付帯設備を設置する場合、記載は必須になります。

【記載の必須項目】
《図面名称》
・平面図の記載
《基本情報》
・設置場所名称、作成者、縮尺（１／１００以上)、作成日の記載
《充電スペース》
・充電スペース場所の記載
・幅、奥行きの寸法の記載
《充電設備設置場所の位置》
・充電スペースと充電設備の位置関係の寸法の記載
《充電設備の基礎》
・充電設備を設置する基礎の寸法（たて、よこ、高さ）の記載

【工事の内容に応じて記載する項目】
《充電スペースのライン引き》
・新規で引くラインの全長の記載
《路面表示》
・路面表示本体の寸法、充電スペース内での位置関係の寸法の記載
《屋根》
・屋根本体の寸法、充電設備との位置関係の寸法を記載
・基礎サイズ（寸法)、充電設備のメンテナンススペースの寸法を記載
《小屋》
・小屋本体の寸法、充電設備との位置関係の寸法を記載
・基礎サイズ（寸法)、充電設備のメンテナンススペースの寸法を記載
《防護用部材》
・充電設備と保護用部材までの寸法、充電スペースと保護用部材までの寸法の記載
《車止め》
・車止めの設置（既設含む。）がある場合、充電設備と車止めまでの寸法の記載
《電灯》
・充電設備、充電スペースを照らしていることの設置位置の記載

５－９－３．電気系統図

下記に示す項目を記載した図面を「電気系統図」として作成の上、アップロードし、提出してください。
他用途性がなく、専用配線であることを確認するために求めるものです。
増設もしくは新設される高圧受変電設備または改修・交換もしくは新設される分電盤（受電盤）と充電設備や付帯設備が専用配線で結合されていることを示してください。

【記載の必須項目】

《図面名称》
- 電気系統図の記載

《基本情報》
- 設置場所名称、作成者、作成日の記載

《充電設備の仕様》
- 充電設備の種類（急速・普通等)、メーカー名、型式の記載

《配電方法》
- 配電方法の種類（例：1Φ3W100/200Ｖ）の記載

《電源元の仕様》
- 受電元のキュービクルや分電盤、手元開閉器を図示し、盤名称がある場合は、その名称の記載
- 特別措置など新規で契約する場合は、引込開閉器等を図示し、そのメーカー名と型式の記載

《ブレーカの仕様》
- 仕様（例：ELB2P2E）容量（例：20AF/20AT）の記載
- 交換の場合は、その前後が分かるように記載

《電源線の仕様》
- ブレーカから充電設備までの配線の記載
- 配線の種類（例：CV5.5-3c）の記載

《接地極の仕様》
- 接地配線、接地種別（例：Ec、Ed 等）アース線（例：IV5.5sq）の記載

【工事の内容に応じて記載する項目】

《幹線の仕様》
- 幹線の種類（例：CV38-3c)、ブレーカの仕様および容量の記載

《通信線》
- 課金機など別体装置等がある場合は、通信線の記載

《電灯》
- 設置がある場合は、配線の種類（例：CV5.5-3c）の記載
- タイマースイッチ等を設置する場合は、設置箇所の記載

５－９－４．配線ルート図

下記に示す項目を記載した図面を「配線ルート図」として作成の上、アップロードし、提出してください。
配線ルートの合理性、申請された配線費用の妥当性を審査するために求めるものです。
配線・配管の経路、長さおよび仕様（アース線、通信線を含む。）、配線方法（埋設、露出、架空等）を示してください。

【記載の必須項目】
《図面名称》
・配線ルート図の記載
《基本情報》
・設置場所名称、作成者、縮尺（１／１００以上）、作成日の記載
《充電スペース》
・充電スペース場所の記載
《充電設備設置場所》
・充電設備設置場所の記載
《配線ルート》
・電源元から充電設備本体までのルートの記載
《電源線の種類・長さ・ルート等》
・電源線の種類（例：CV5.5-3c・10m）を区画や各々の直線ごとに長さの記載
・立上げ、立下げがある場合は、その長さの記載
《電源元の位置》
・電源元であるキュービクルや分電盤等の設置位置の記載
・位置関係が確認できる寸法の記載

【工事の内容に応じて記載する項目】
《配管材の種類・長さ・ルート等》
・配管材の種類（例：FEP30・10m）を区画や各々の直線ごとに長さの記載
・立上げ、立下げがある場合は、その長さの記載
《埋設の位置・状況》
・埋設の箇所を図面上に示し掘削（掘削幅・深さ・距離）と現状の路面の状況（アスファルト、土等）の記載
《建柱（引込柱）の位置・仕様》
・架空配線の建柱や特別措置で必要となる引込柱の設置位置、仕様（材質・高さ）の記載
・支線を設置する場合は、支線の位置の記載
《ハンドホールの位置・仕様》
・埋設工事で必要となるハンドホールの設置位置、仕様（材質・たて・よこ・高さ）の記載

５－１０．付帯設備設置工事を申請する場合（メーカー名、型式、価格の記載がある資料等）

付帯設備設置工事を申請する場合は、以下に示す書類をアップロードし、提出してください。
「5-7-3．充電設備等設置工事申告の工事内容の申告」の付帯設備の項目を入力すると、アップロードが表示されます。

（１）提出対象となる付帯設備設置の工事項目

・屋根
・小屋
・充電設備等保護用部材
・電灯

（２）付帯設備の仕様および価格（定価）を証する書類（メーカーのカタログ等）

【記載の必須項目】

《メーカー》
・設置する付帯設備のメーカー名の記載

《型式》
・見積書に記載された型式の記載

《価格》
・本体の価格（定価）の記載

５－１１．特別措置にて電力契約を結び充電設備を設置する申請の場合（特別措置の申込書、請求書）

「同一敷地内複数契約を可能とする特別措置」にて急速充電設備を設置する場合は、以下の書類をアップロードし、提出してください。なお、補助対象経費にかかわらず全ての事業で必要になります。

（１）電力会社に提出し、受領されたことが確認できる申込書

【記載の必須項目】

《申込日》

・本補助金の申請受付開始日以降であることの記載

《申込者》

・申請者名または工事施工会社名等の記載

《設置場所住所または名称》

・申請で入力した設置場所住所または名称の記載

《申込受領印》

・電力会社が申込書を受領した押印

（２）電力会社が発行した請求書

【記載の必須項目】

《発行日》

・請求書の発行日の記載

《宛先》

・申請者名または工事施工会社名等であることの記載

《発行者》

・電力会社名の記載

《設置場所住所または名称》

・申請で入力した設置場所住所または名称の記載

《請求金額》

・工事負担金額の記載

・支払条件は、振込になります。
実績報告時に、振込したことの確認できる書類が必要です。

・電力会社が請求書を発行できない場合、電力会社との協議の結果「宛先、発行者（電力会社名）、設置場所住所・名称、工事負担金額」等が記載されている概算見積書でも可とします。なお、請求書が発行されたら速やかにオンライン申請システムの「実施状況等報告」のデータを入力の上、請求書をアップロードし、提出してください。

５－１２．充電設備を設置する土地が借地の場合（土地の利用に関する許諾書等）

借地に充電設備を設置する場合は、土地の利用に関する許諾および充電設備の保有義務期間（５年）以上において設置することの許諾を土地所有者から得ることが必要です。土地の利用に関する許諾を証する書類をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《賃借人》

・賃借人名の記載

《賃貸人》

・賃貸人名の記載（押印が必須）

《設置場所住所》

・申請で入力した設置場所住所であることの記載

《許諾》

・充電設備設置を許諾していることの記載

《期間》

・充電設備の設置を設置完了から保有義務期間（５年間）以上、許諾していることの記載

《作成日》

・本補助金の申請受付開始日以降であることの記載

５－１３．支社・支店等から申請する場合（法人申請に係る代表者から申請者への委任状（様式２）等）

・法人からの申請の場合、代表権または契約締結権限を有する方の名前で申請することが必要となります。申請者が支社・支店等の場合はその代表者に契約締結権限がある場合のみ支社・支店等の代表者の名前で入力および押印することができます。
・支社・支店等からの申請にあたり、法人の履歴事項全部証明書等に支社・支店の記載がない場合は、その支社・支店等が存在することが確認できる書類（事業・営業証明、納税証明書、会社案内の組織図等）を提出してください。
・支社・支店等からの申請にあたり、支社・支店等の長に契約締結権がない場合は、「法人申請に係る代表者から申請者への委任状（様式２）」の提出が必要です。
・支社・支店等からの申請にあたり、法人の履歴事項全部証明書等に支社・支店等の記載がない、または支社・支店等の長に契約締結権限がない場合は、代表権者から申請者への委任状およびその支社・支店等が存在することが確認できる書類（事業・営業証明、納税証明書、会社案内の組織図等）を提出してください。

下記の表を確認の上、提出書類をアップロードし、提出してください。
オンライン申請システムの「法人申請に係る代表者から申請者への委任状（様式２）」のデータを入力後、印刷した書面に代表者が押印の上、アップロードし提出してください。

支社・支店等が登記簿への記載の有無	契約締結権限または代表権の有無	提出書類
有り	有り	－
	無し	・「法人申請に係る代表者から申請者への委任状（様式２）」
無し	有り	・支社・支店等が存在することが確認できる書類
	無し	・支社・支店等が存在することが確認できる書類 ・「法人申請に係る代表者から申請者への委任状（様式２）」

５－１４．共同で申請する場合（共同申請書（様式８）等）

・一つの申請において、充電設備等設置工事の補助対象経費を分担して行う場合（注１）、共同して申請を行うことができます。
・共同申請は、公募兼交付申請、実績報告および補助金の収受等、センターとの手続きを代表して行う代表者（原則、充電設備の所有者）を決定してください。また、申請は当該代表者が行う必要があります。
・共同申請者（個人の場合を除く。）は、補助金の交付決定等に関する情報（採択先（交付決定先）、法人番号、採択日、交付決定日、交付金額等）がオープンデータとして法人インフォメーションに公表されることへの了承をしなければなりません。
・財産処分等（注２）により補助金の返納義務が発生した場合には、申請の手続きを行う代表者は返納額の全額を連帯して返納することとなります。

５-１４-１．提出書類

共同申請を行う場合は、以下のデータ入力および必要書類をアップロードし、提出してください。

（１）「共同申請書（様式８）」
・オンライン申請システムの「共同申請書（様式８）」のデータを入力後、印刷した書面に共同申請者が押印の上、アップロードし提出してください。

（２）共同申請者の本人確認書類
・共同申請者も本人確認書類を提出する必要があります。
共同申請者が法人、個人等で書類が異なりますので「５-４．申請者本人確認書類」を確認してください。

注１：充電設備等設置工事を分担して行う場合とは、例えば充電設備の購入者と設置工事の発注者が異なる場合など、当該申請において分担して行った充電設備等設置工事の補助対象経費を支払う方が複数いる場合を指します。ただし、リース契約がある場合には、リース契約の使用者（契約者）は補助対象経費を支払う者とはみなしません。
注２：「１５．財産処分の手続」を参照してください。

５－１５．リース契約に基づく申請の場合（申請者がリース事業を生業とすることを証する書類等）

・リース契約にて充電設備の取得および設置工事を行う場合は、リース会社が申請者となり、補助金はリース会社に支払われます。
・オンライン申請システムの「設置事業計画の申告」は、リースの使用者（契約者）の考えを入力してください。
・リース会社は、リースの使用者（契約者）の月々のリース料金に補助金相当分の値下がりを反映させなくてはなりません。
・リース契約は、保有義務期間（５年）以上使用することを前提とした契約にすることが必要です。

5-15-1．提出書類

リース契約が含まれる申請の場合は、以下の書類をアップロードし、提出してください。

（１）申請者がリース事業を生業とすることを証する書類
・「５－４．申請者本人確認書類」に示す法人の本人確認書（履歴事項全部証明書等）に記載がある場合は代用することも可能です。

（２）リースの使用者(契約者)の本人確認書類
・リースの使用者（契約者）の本人確認書類を提出してください。(「５－４．申請者本人確認書類」を参照)
・リースの使用者(契約者)が法人の場合は、「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を必ず確認し、本人確認書類（履歴事項全部証明書等）とオンライン申請システムの「役員名簿」のデータを入力し、提出してください。(「５－４．申請者本人確認書類」を参照)

（３）土地の利用に関する許諾を証する書類
充電設備を設置する土地がリースの使用者（契約者）の所有でない場合、リースの使用者（契約者）が土地所有者から許諾を得ることが必要です。
リースの使用者（契約者）は「5-１２．充電設備を設置する土地が借地の場合」に示す書類をセンターが認めるファイル形式にし、申請者に提出してください。
申請者は確認後、アップロードし、提出してください。

５－１６．自社または資本関係にある会社から調達する場合（利益等排除申告、資本関係を証する書類等）

補助対象経費の中に申請者の自社製品の調達等にかかる経費がある場合、申請者自身の利益が含まれていることは、補助金交付の目的上、好ましくありません。
申請者が自社または資本関係にある会社から調達（充電設備の購入および設置工事）を受ける場合は、補助対象経費から利益相当額を排除することが必要です。
なお、リース契約に基づく申請は、リース契約の使用者（契約者）との間に資本関係がある場合、利益等排除の対象になります。
利益等排除は、申請者と資本関係がある調達先とで議決権のある株式を保有している関係性（持株比率）を確認します。
このため、下記の関係性がある場合、申告する必要があります。

５-１６-１：充電設備を資本関係にある充電設備メーカーから調達する場合。
５-１６-２：充電設備を資本関係にある充電設備販売会社から調達する場合。
なお、充電設備メーカーおよび充電設備販売会社いずれも申請者と資本関係にある場合は、充電設備メーカーを優先し、利益等排除を行います。
５-１６-３：設置工事を資本関係のある工事施工会社から調達する場合。

申請者は、持株比率を確認し、下記の利益等排除の区分を選択してください。

【利益等排除の区分】

（１）申請者が自社調達の場合
・申請者が自社の製造している充電設備を設置する場合に限ります
（２）１００%同一の資本に属するグループ企業から調達の場合
・２社間の関係で持株比率が１００%に限ります
（３）申請者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合
・２社間の関係で持株比率が１００%未満２０%以上に限ります

なお、提出が必要な書類以外にオンライン申請システムの「利益等排除申告」のデータを入力の上、センターへ提出する必要があります。データの入力が完了後、提出が必要な書類が表示され、アップロードが可能になります。

５−１６−１．充電設備を資本関係にある充電設備メーカーから調達する場合

申請者が充電設備メーカー（自社含む。）との間に資本関係がある場合は、利益等排除の対象となります。なお、充電設備メーカーおよび充電設備販売会社いずれも申請者と資本関係にある場合は、充電設備メーカーを優先し、利益等排除を行います。

利益等排除の対象となる区分と方法は下記の表のとおりです。

利益等排除の区分	利益等排除の方法
（１）申請者の自社調達の場合	当該充電設備の製造原価（注１）をもって補助対象経費とします。
（２）１００％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	取引価格が当該充電設備の製造原価（注１）以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。 上記証明ができない場合は、当該充電設備の製造原価をもって補助対象経費とします。
（３）申請者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合	取引価格が当該充電設備の製造原価（注１）と当該充電設備に対する経費等の販売費および一般管理費（注２）との合計額以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とします。 上記証明ができない場合は、当該充電設備の製造原価をもって補助対象経費とします。

注１：当該充電設備の製造原価とは、業務実施細則第１条に基づき定めた「充電設備の申請・承認等に関する規則」の充電設備の承認申請要件に基づき充電設備メーカーより提示された製造原価とします。

注２：販売費および一般管理費については、それが当該充電設備費に対する経費であることの証明および根拠となる資料の提出が必要となります。

5－16－1－1．提出書類

利益等排除の区分ごとに提出書類が異なります。

（1）申請者の自社調達の場合

・提出書類はありません。
当該充電設備の製造原価を補助対象経費とします。

（2）１００％同一の資本に属するグループ企業から調達の場合

ア．持株比率を証する書類（出資関係図等：法人税の確定申告時のもの）

【記載の必須項目】

《申請者名》
・申請者名の記載

《調達先名》
・申請者と資本関係にある充電設備メーカー名の記載

《持株比率》
・関係性が確認できる持株比率の記載

《日付》
・現在の持株比率であることの記載

イ．取引価格が当該充電設備の製造原価以内であることを証する書類

・提出書類はありません。
提出された申請者宛の見積書から製造原価以内であることを確認します。

（３）申請者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合

ア．持株比率が記載された資料

ＷＥＢサイトの会社概要、持株情報や会社紹介パンフレット等の持株比率が記載されている書類

【記載の必須項目】

《申請者名》

・申請者名の記載

《調達先名》

・申請者と資本関係にある充電設備メーカー名の記載

《持株比率》

・関係性が確認できる持株比率の記載

《日付》

・現在の持株比率であることの記載

イ．取引価格が当該充電設備の製造原価と当該充電設備に対する経費等の販売費および一般管理費との合計額以内であることを証する書類（書式は問いません。記載の必須項目を確認し、提出してください。）

【記載の必須項目】

《調達先名》

・申請者と資本関係にある充電設備メーカー名の記載（押印必須）

《当該充電設備》

・当該充電設備の型式の記載

《設置場所名称》

・申請で入力した設置場所名称の記載（省略不可）

《販管費》

・当該充電設備に対する経費等の販売費および一般管理費の記載

《作成日》

・書類作成日の記載（本事業開始日以降である日付の記載）

ウ．取引価格が当該充電設備の製造原価と当該充電設備に対する経費等の販売費および一般管理費との合計額以内であることの算定根拠資料。

充電設備メーカーが製品ごとに管理する経費等の販売費および一般管理費が計算された算定根拠の資料を提出してください。なお、センターは必要に応じて提出された書類の項目について詳細な説明を求める場合があります。

【記載の必須項目】

《販間費の根拠》

・当該充電設備に対する経費等の販売費および一般管理費の算定根拠となる詳細項目および金額の記載

５－１６－２．充電設備を資本関係にある充電設備販売会社から調達する場合

申請者が充電設備販売会社との間に資本関係がある場合は、利益等排除の対象となります。なお、充電設備メーカーおよび充電設備販売会社いずれも申請者と資本関係にある場合は、充電設備メーカーを優先し、利益等排除を行います。

利益等排除の対象となる区分と方法は下記の表のとおりです。

利益等排除の区分	利益等排除の方法
（１）申請者の自社調達の場合	申請不可とします。
（２）１００％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は０とします。）をもって補助対象経費（注３）から利益相当額の排除を行います。
（３）申請者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は０とします。）をもって補助対象経費（注３）から利益相当額の排除を行います。

注３：この場合の補助対象経費とは、申請者より申告のあった補助対象経費からセンターが審査等を行ったのちの補助金のことをいいます。

５－１６－２－１．提出書類

利益等排除の区分ごとに提出書類が異なります。

（２）１００％同一の資本に属するグループ企業から調達の場合

ア．持株比率を証する書類（出資関係図等：法人税の確定申告時のもの）

【記載の必須項目】

《申請者名》

・申請者名の記載

《調達先名》

・申請者と資本関係にある充電設備販売会社名の記載

《持株比率》

・関係性が確認できる持株比率の記載

《日付》

・現在の持株比率であることの記載

イ．調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（充電設備販売会社）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等とあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

・充電設備販売会社名の記載

《売上高》

・売上高である金額の記載

《売上総利益》

・売上総利益である金額の記載

《日付》

・直近年度であることの記載

（３）申請者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合

ア．持株比率が記載された資料

ＷＥＢサイトの会社概要、持株情報や会社紹介パンフレット等の持株比率が記載されている書類

【記載の必須項目】

《申請者名》

・申請者名の記載

《調達先名》

・申請者と資本関係にある充電設備販売会社名の記載

《持株比率》

・関係性が確認できる持株比率の記載

《日付》

・現在の持株比率であることの記載

イ．調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（充電設備販売会社）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等とあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

・充電設備販売会社名の記載

《売上高》

・売上高である金額の記載

《営業利益》

・営業利益である金額の記載

《日付》

・直近年度であることの記載

５－１６－３．設置工事を資本関係にある工事施工会社から調達する場合

申請者が工事施工会社との間に資本関係がある場合は、利益等排除の対象となります。

利益等排除の対象となる区分と方法は下記の表のとおりです。

利益等排除の区分	利益等排除の方法
（１）申請者の自社調達の場合	申請不可とします。
（２）１００％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は０とします。）をもって補助対象経費（注３）から利益相当額の排除を行います。
（３）申請者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は０とします。）をもって補助対象経費（注３）から利益相当額の排除を行います。

注３：この場合の補助対象経費とは、申請者より申告のあった補助対象経費からセンターが審査等を行ったのちの補助金のことをいいます。

５－１６－３－１．提出書類

利益等排除の区分ごとに提出書類が異なります。

（２）１００％同一の資本に属するグループ企業から調達の場合

ア．持株比率を証する書類（出資関係図等：法人税の確定申告時のもの）

【記載の必須項目】

《申請者名》

・申請者名の記載

《調達先名》

・申請者と資本関係にある工事施工会社名の記載

《持株比率》

・関係性が確認できる持株比率の記載

《日付》

・現在の持株比率であることの記載

イ．調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（工事施工会社）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等とあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

・工事施工会社名の記載

《売上高》

・売上高である金額の記載

《売上総利益》

・売上総利益である金額の記載

《日付》

・直近年度であることの記載

（３）申請者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合

ア．持株比率が記載された資料

ＷＥＢサイトの会社概要、持株情報や会社紹介パンフレット等の持株比率が記載されている書類

【記載の必須項目】

《申請者名》

・申請者名の記載

《調達先名》

・申請者と資本関係にある工事施工会社の記載

《持株比率》

・関係性が確認できる持株比率の記載

《日付》

・現在の持株比率であることの記載

イ．調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（工事施工会社）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等とあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

・工事施工会社名の記載

《売上高》

・売上高である金額の記載

《営業利益》

・営業利益である金額の記載

《日付》

・直近年度であることの記載

５－１７．申請の手続きの一部を代行者へ依頼する申請の場合（手続代行者届出書（様式３））

（１）申請者は、公募兼交付申請および実績報告にかかる業務等の手続きの一部を第三者へ依頼することができます。ただし、原則として手続代行者は工事施工会社に限ります。工事施工会社が複数いる場合には、そのうちの一社を代表として依頼してください。手続代行者を変更することは、原則として認められませんので注意してください。また、公募兼交付申請のデータを一括申請後、手続代行者を申請することは出来ません。

（２）申請者は、依頼する場合、オンライン申請システムの「手続代行者届出書（様式３）」のデータ入力後、印刷した書面に手続代行者が押印の上、アップロードし提出してください。

（３）申請者が手続代行者へ代行費用を支払う場合、代行費用は補助対象経費とは認められませんので注意してください。

（４）手続代行者は、申請者の指示に従い、依頼された内容について誠意をもって実施してください。

（５）書類に関するセンターからの問合せ・訂正依頼などは、原則として、申請者および手続代行者へ連絡しますので、センターの指示に従ってください。手続代行者の申請がない場合には申請者へ連絡します。手続代行者と確認の連絡が取れない場合は、公募兼交付申請および実績報告の受付、交付決定や補助金の支払ができないことがありますので、注意してください。

（６）実質的に代行している工事施工会社、販売店等の担当者であっても、「手続代行者届出書（様式３）」の提出がなければ、個人情報保護のため、原則として、申請者または手続代行者以外の方への連絡や説明はできません。

（７）センターから発行される交付決定通知書等の書類は、補助金制度の適切な運営の観点から、申請者宛に郵便で送付します。

（８）手続代行者が虚偽の申請等不正を行った場合は、手続代行業務の停止および名称の公表等の罰則が科せられます。

（９）手続代行者による不正等が発生した場合は、交付決定が取り消されることがあります。既に補助金が交付されているときは、期限を付して申請者へ当該補助金の返還を命じます。

５－１８．地方公共団体等が申請する場合の補足説明

地方公共団体が申請者となる場合、または地方公共団体が所有する施設等の指定管理者が申請者となる場合の提出書類についての補足説明になります。

５-１８-１．提出書類

５-１８-２：工事の予算が確保されていることを証する書類（予算書等）
５-１８-３：充電設備と設置工事の「設計書」（見積書等）
５-１８-４：地方公共団体から委託された指定管理者が申請する場合

５-１８-２．工事の予算が確保されていることを証する書類（予算書等）

入札前の申請の場合、充電設備等設置工事にかかわる予算を確保されていることを証する書類を提出する見積書とあわせてアップロードし、提出してください。
補正予算等でまだ予算を確保していない場合は、議会に提出予定の予算を確保することを証する書類を提出してください。なお、予算を確保したのち速やかにオンライン申請システムの「実施状況等報告」のデータを入力の上、予算書をアップロードし、提出してください。

５-１８-３．充電設備と設置工事の「設計書」（見積書等）

・入札前で工事施工会社作成の見積書の提出ができない場合、予算を組む際に地方公共団体が作成する「設計書」または、工事施工会社に依頼して作成した「見積書」（設計書と同等）をアップロードし、提出してください。設計書（見積書等）は、センターが求める「５-５．充電設備本体の購入にかかる見積書」「５-６．充電設備の設置工事にかかる見積書」と同様になります。
・公共工事費の積算方法における「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費」については、本事業で補助対象経費として認める費目を明確に計上し、その内訳を設計書に記載してください。比率等で計上した場合は、補助対象経費とはなりません。
・入札をした結果、申請した充電設備のメーカー名、型式等が変更になった場合、速やかにオンライン申請システムの「計画変更申告」のデータを入力の上、センターへ申告してください。

５－１８－４．地方公共団体から委託された指定管理者が申請する場合

充電設備設置完了後から保有義務期間（５年）以上の委託契約期間である必要があります。申請者は、地方公共団体との契約期間が記載された書類をオンライン申請システムの「実施状況等報告」のデータを入力の上、アップロードし、提出してください。委託契約期間が保有義務期間（５年）未満の場合、充電設備の保有義務期間（５年）以上の維持、運用することを証する書類等の提出が必要です。提出は、地方公共団体との契約期間が記載された書類とあわせて提出してください。

（１）オンライン申請システムの「実施状況等報告」（データ入力）

・地方公共団体と指定管理者の契約期間を入力してください。

（２）地方公共団体と指定管理者の契約期間が記載された書類

【記載の必須項目】

《地方公共団体》

・充電設備を管轄する地方公共団体名称の記載（押印必須）

《指定管理者》

・申請者であることの記載（押印必須）

《作成日：契約日》

・契約書の作成日および２者間で契約した日付の記載

《設置場所名称》

・申請で入力した設置場所名称の記載

《契約期間》

・契約期間の記載

（３）申請者（指定管理者）がセンター宛に保有義務期間（５年間）の維持、運用を記載した書類

【記載の必須項目】

《基本情報》

・作成日、作成者（指定管理者）および押印、設置場所名称の記載

《保有義務期間》

・申請者（指定管理者）が保有義務期間（５年間）以上、充電設備を維持することの記載

《充電設備の承継・継続条件》

・保有義務期間（５年間）未満で、申請者（指定管理者）が変更となる場合、申請者（指定管理者）から新たな指定管理者または施設を管轄する地方公共団体へ充電設備を承継することの記載および充電設備の継続条件（有償、無償等）の有無および内容の記載

（４）施設を管轄する地方公共団体がセンター宛に保有義務期間（５年間）の維持、運用を記載した書類

【記載の必須項目】

《基本情報》

・作成日、作成者（施設を管轄する地方公共団体）および公印、設置場所名称の記載

《充電設備の維持・運用》

・保有義務期間（５年間）未満で、申請者（指定管理者）が変更となる場合、申請者（指定管理者）から新たな指定管理者または施設を管轄する地方公共団体へ充電設備を承継することの記載

・申請者（指定管理者）から新たな指定管理者まで空白期間がある場合、充電設備の管理・運用等は施設を管轄する地方公共団体がすることの記載

５－１９．要部写真の提出資料

項目	必須写真（注１）	撮影時期（注2）			写真番号	申告した内容に基づく撮影項目		撮影箇所の説明・留意点
		施工前	施工中	施工後				
充電設備本体	○	○		○	1	□充電スペース		・充電スペース全景が確認できること
	○	○		○	2	□充電設備本体の設置場所		・充電設備本体および基礎の設置が確認できること
	○	○		○	3	□別体_課金機の設置場所		・別体_課金機および基礎の設置が確認できること
	○	○		○	4	□別体_電源部の設置場所		・別体_電源部および基礎の設置が確認できること
	○			○	5	□充電設備の銘板写真		・充電設備の銘板の記載内容（型式・製造番号等）が確認できること
	○			○	6	□別体_課金機・電源部の銘板写真		・別体_課金機・電源部の銘板（型式・製造番号等）の記載内容が確認できること
	○			○	7	□電圧確認	■充電設備側の電圧確認	・充電設備側の電圧をテスター等で測定していることが確認できること ・電圧の測定値が確認できること
	○			○	8		■三相の相回転	・充電設備側で正回転であることが確認できること
(1)-①充電設備等設置工事			○		9	□充電設備の基礎		・スケール等により基礎の寸法（縦×横×高さ）が確認できること （写真は複数枚提出可）
			○		10	□別体_課金機の基礎		・スケール等により基礎の寸法（縦×横×高さ）が確認できること （写真は複数枚提出可）
			○		11	□別体_電源部の基礎		・スケール等により基礎の寸法（縦×横×高さ）が確認できること （写真は複数枚提出可）
(1)-②電気配線工事				○	12	□受電元（キュービクル・配電盤）	■キュービクル・配電盤の外観	・受電元であるキュービクル・配電盤の外観全体が確認できること
				○	13		■キュービクル・配電盤の内部	・受電元であるキュービクル・配電盤の内部全体が確認できること
	○			○	14		■キュービクル・配電盤の専用回路	・充電設備の専用回路を接写し単独で撮影しブレーカー容量や型式等が確認できること
				○	15	□受電元（分電盤・引込開閉器盤） ※充電設備専用の場合は、上位（1次側）の受電元の写真の添付が必要	■分電盤・引込開閉器盤の外観	・受電元である分電盤・引込開閉器盤の外観全体が確認できること
				○	16		■分電盤・引込開閉器盤の内部	・受電元である分電盤・引込開閉器盤の内部全体が確認できること
	○			○	17		■分電盤・引込開閉器盤の専用回路	・充電設備の専用回路を接写し単独で撮影しブレーカー容量や型式等が確認できること
	○			○	18	□手元開閉器盤 ※設置した場合は、手元開閉器盤の上位（1次側）となる受電元の写真の添付が必要 （既設・増設・新設含む。）	■手元開閉器盤の外観	・受電元である手元開閉器盤の外観全体が確認できること
	○			○	19		■手元開閉器盤の内部	・受電元である手元開閉器盤の内部全体が確認できること
	○			○	20		■手元開閉器盤の専用回路	・充電設備の専用回路を接写し単独で撮影しブレーカー容量や型式等が確認できること
				○	21	□配線配管工事	■架空	・支持点の設置が確認できること・架空配線の状況が確認できること
				○	22		■露出配線	・代表的な露出配管（配線）の状況が確認できること
			○		23		■埋設配線	・代表的な埋設配管（配線）の状況が確認できること（埋設経路の中間地点を撮影すること）
				○	24		■機械式駐車場の場合	・パレット等の稼働による配線状況の変化が確認できること
			○		25	□埋設工事		・スケール等により埋設の寸法（幅×高さ×深さ）が確認できること （写真は複数枚提出可）・埋設工事の全景が確認できること
				○	26	□引込柱・建柱等		・設置された引込柱や建柱の全体が確認できること※新規で設置された引込柱や建柱については全て提出すること
			○		27	□ハンドホール		・設置されたハンドホールの全体が確認できること※新規で設置されたハンドホールは全て提出すること
(1)-③高圧受変電設備				○	28	□高圧受変電設備の変圧器銘板（増設・新設の場合）		・高圧受変電設備の銘板が確認できること
		○		○	29	□高圧受変電設備の内部および外観（増設の場合）		・高圧受変電設備の設置予定場所の全景が確認できること ・高圧受変電設備の外観が確認できること ・高圧受変電設備の内部写真が確認できること
				○	30	□高圧受変電設備の内部および外観（新設の場合）		・高圧受変電設備の外観が確認できること ・高圧受変電設備の内部写真が確認できること・区分開閉器の外観（PAS、UGSなど）が確認できること
(1)-④特別措置	○			○	31	□特別措置の受電点外観		・新たに引込を行った受電点が確認できること ・電力会社側の架空配線の状況が確認できること
(2)案内板（注3）		○			32	□案内板 ※公道から撮影した全景を撮影すること	■案内板の設置予定場所	・入口に設置する案内板の設置予定場所が確認できること
		○			33		■既設案内板がある場合	・既設案内板がある場合は、既設案内板の全景写真 ・両面の場合は、公道の上下線からの全景（2枚）を撮影すること
	○			○	34		■案内板の設置完了	・入口に設置した案内板の設置場所が確認できること
	○			○	35		■両面の場合は2枚必要	・両面を設置した場合は、公道の上下線からの全景を撮影すること
(3)付帯設備				○	36	□駐車スペースのライン引き		・ライン引きの全体が確認できること
	○			○	37	□路面表示		・路面表示の全体が確認できること（待機スペース含む）
	○			○	38	□屋根	■屋根の設置完了	・屋根の正面から全体が確認できること
				○	39		■基礎	・支柱部分の基礎が確認できること（4柱の場合は複数枚提出可）
	○			○	40	□小屋	■小屋の設置完了	・小屋の正面から全体が確認できること
				○	41		■小屋の内部写真	・小屋の内部が確認できること
				○	42		■基礎	・小屋の基礎部分が確認できること（全体写真で確認できる場合は提出不要）
	○			○	43	□保護用部材	■保護用部材の設置完了	・充電設備保護用部材の正面から全体が確認できること
				○	44		■基礎	・充電設備保護用部材の基礎が確認できること（全体写真で確認できる場合は提出不要）
				○	45	□電灯	■電灯の設置完了	・電灯の正面（側面）から全体が確認できること
(4)その他		○		○	46	□充電スペース造成	■充電スペースの造成予定場所 ・造成完成	・充電スペースの造成予定場所の全景が確認できること ・造成スペース完成の全景が確認できること

注１：必須写真：補助対象経費および申告の有無にかかわらず、設置する場合は提出が必須

注２：撮影時期：施工前・・・公募兼交付申請時に提出、 施工中・・・施工中に撮影が必要で実績報告時に提出、 施工後・・・施工後に撮影が必要で実績報告時に提出

注３：(2) 案内板は、高速道路ＳＡ・ＰＡ及び道の駅等への充電設備設置事業、商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業の場合のみ提出が必須

６．「高速道路ＳＡ・ＰＡ等」への充電設備設置事業の説明と提出書類

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">高速道路ＳＡ・ＰＡ及び道の駅等への充電設備設置事業
（経路充電）</td></tr>
<tr><td>事業内容</td><td colspan="2">「高速道路ＳＡ・ＰＡ等」（注１）における電欠防止の観点から重要な経路充電（注２）のための充電設備設置事業</td></tr>
<tr><td>申請できる方</td><td colspan="2">地方公共団体、法人、個人</td></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td colspan="2">充電設備の購入費および設置工事費</td></tr>
<tr><td rowspan="2">補助率</td><td>充電設備の購入費</td><td>定額</td></tr>
<tr><td>設置工事費</td><td>定額（注３）</td></tr>
</table>

注１：高速道路ＳＡ・ＰＡ等とは、高速道路株式会社法（平成１６年法律第９９号）第１条に規定する高速道路株式会社６社が管理する道路および地方道路公社法第１条（平成２５年６月１４日法律第４４号）に規定する地方道路公社が管理する道路のＳＡ・ＰＡおよび隣接設置されたハイウェイオアシスのことをいう。

注２：「経路充電」とは、長距離を移動する場合の電欠回避を目的とする充電等をいう。主に急速充電設備が利用されることが多い。

注３：センターは、申請内容から「特別な仕様に基づく工事」であることを確認の上、定額として交付額を算定します。「特別な仕様に基づく工事」とは、充電設備設置場所を管轄する国、地方公共団体または高速道路会社等が充電設備の設置について特別に適用を指示する規格および仕様に基づいて工事を行う必要がある場合で、特にセンターが認める工事をいう。

なお、「特別な仕様に基づく工事」に該当していない場合は、「空白地域」への充電設備設置事業にて申請してください。

６－１．「高速道路ＳＡ・ＰＡ等への充電設備設置事業」の特有の申請要件

以下の当該事業に特有の要件を全て満たすことが必要です。

（１）設置する充電設備は、急速充電設備であること。
（２）設置場所が公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所にあること。
（３）充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用または物品の購入を条件としないこと。ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とします。
（４）センターが求める条件を満たした充電場所を示す案内板を高速道路ＳＡ・ＰＡ等の入口に設置すること。
（５）施設（新築・既存）は、原則、充電設備が設置されていないこと。
なお、施設が既存であって、充電設備が設置されている場所への増設を内容とする申請の場合は、既設充電設備または充電設備の利用状況等が採択の重要な判断項目となります。

（事業別充電設備と設置基数の目安）
・高速道路ＳＡ・ＰＡ等への充電設備設置事業では、急速充電設備１基が目安になります。その他の充電設備は選択できません。

６－２．特有の提出書類

高速道路ＳＡ・ＰＡ等への充電設備設置事業に申請する場合は、申請の条件に応じて以下の書類のデータ入力および提出書類をアップロードし、提出してください。

【申請の条件に応じて求める書類】
６-３：「特別な仕様に基づく工事」申請事由
６-４：「特別な仕様に基づく工事」を証する書類
６-５：「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類

６－３．「特別な仕様に基づく工事」申請事由

オンライン申請システムの「特別な仕様に基づく工事」申請事由は、「６-４．特別な仕様に基づく工事を証する書類」をもとにデータを入力し、提出してください。
センターは提出された「特別な仕様に基づく工事」を証する書類および「特別な仕様に基づく工事」申請事由をもって「特別な仕様に基づく工事」に該当するか審査します。
「特別な仕様に基づく工事」申請事由をセンターが認めない場合、「公募兼交付申請書（様式１）」の受付は不可になります。
申請者は規格や基準の関連をわかりやすくセンターに申告してください。センターは、申請者に対し工事ごとに適用される「規格」または「仕様」について詳細な説明を求める場合があります。

６－４．「特別な仕様に基づく工事」を証する書類

特別に指示する規格または仕様を示す書類をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】
《作成者・発行者》
・充電設備設置場所を管轄する国、地方公共団体、または高速道路会社等の記載
《規格および仕様名称》
・特別な仕様に該当する部材または施工方法（仕様等）の記載
《書類名称》
・工事の仕様等を示す書類名称の記載
《発行日》
・書類の発行日の記載

６－５．「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類

「充電スペース造成費」を申告する場合、センターが充電スペースの造成を必要と認めた場合のみ補助対象経費とします。
駐車スペースの造成を必要とする書類をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】
《発行者》
・書類を発行した氏名または名称の記載
《作成日》
・書類の作成日を記載
《設置場所名称》
・申告された設置場所名称の記載
《設置場所住所》
・申請で入力した設置場所住所の記載
《造成理由》
・造成をする経緯・理由を記載

６－６．設置事業計画の申告

電欠回避を目的とする施設への充電設備設置事業において、「施設等の説明」および「設置計画」と「設置の効果」等の申告が採択の重要な判断項目となります。
リース申請の場合は、使用者（契約者）の考えを申告してください。

（１）設置する施設等の説明
・施設が新築または改修の場合は、営業開始予定日を入力してください。
・ＳＡ・ＰＡが位置する高速道路名および上下線の別とＳＡ・ＰＡが位置する区間（ＩＣ名）を入力してください。
・過去１年間の休日・平日を含む月平均の当該駐車場の利用台数を入力してください。
・既設の充電設備の有無を入力してください。
既設充電設備がある場合は過去１年間の休日・平日を含む月平均の利用回数を入力してください。

（２）設置計画
・充電設備の設置を判断するに至った理由および充電設備の種類と基数を選定した理由を申告してください。
なお既設の充電設備がある場合は、増設する理由を申告してください。
・設置資金の調達方法を申告してください。

（３）設置の効果
・充電設備を設置した後に想定される充電設備の利用頻度について休日・平日を含む月平均の想定利用回数を入力してください。
その想定した利用回数の考え方を申告してください。

７．「道の駅」への充電設備設置事業の説明と提出書類

事業名	高速道路ＳＡ・ＰＡ及び道の駅等への充電設備設置事業 （経路充電）	
事業内容	「道の駅」（注１）における電欠防止の観点から重要な経路充電（注２）のための充電設備設置事業	
申請できる方	地方公共団体、法人、個人	
補助対象経費	充電設備の購入費および設置工事費	
補助率	充電設備の購入費	定額
	設置工事費（注３）	定額

注１：国土交通省に登録されている「道の駅」が事業の対象になります。

注２：「経路充電」とは、長距離を移動する場合の電欠回避を目的とする充電等をいう。主に急速充電設備が利用されることが多い。

注３：Ｖ２Ｈ充電設備を設置する場合、充放電の配線や分電盤への配線、切替開閉器の設置が有りますが、補助対象とする工事は「充電」にかかわる工事のみになります。放電部分の配線やその他の工事については補助対象経費になりません。

７－１．「道の駅への充電設備設置事業」の特有の申請要件

以下の当該事業に特有の要件を全て満たすことが必要です。

（１）原則、設置する充電設備は、急速充電設備であること。
（２）設置場所が公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所にあること。
（３）充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用または物品の購入を条件としないこと。ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とします。
（４）充電場所を示す案内板を道の駅の入口に設置すること。
なお、案内板はセンターが求める条件を満たし、車道の上下線から視認できるように設置すること。
（５）施設（新築・既存）は、原則、充電設備が設置されていないこと。
なお、施設が既存であって、充電設備が設置されている場所への増設を内容とする申請の場合は、既設充電設備または充電設備の利用状況等が採択の重要な判断項目となります。
（６）国土交通省に道の駅として登録されていること。
なお、新設の「道の駅」で国土交通省に登録がされていない場合は、平成３０年１２月までに国土交通省が行う「平成３０年度道の駅第４９回・第５０回登録」に向けての申請が完了しているか、完了する見込みであることが必要です。

※この事業での補助対象の充電設備と設置基数の目安は下記の表のとおりです。

充電設備	急速 充電設備 （注１）	普通 充電設備 （注２）	Ｖ２Ｈ 充電設備 （注３）	充電用 コンセント	充電用コンセントスタンド
設置基数の目安	１基	２基	２基	２基	

注１：急速充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。
機械式駐車場に設置する場合は、急速充電設備を選択できない。
注２：普通充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。
注３：Ｖ２Ｈ充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。
機械式駐車場に設置する場合は、Ｖ２Ｈ充電設備は選択できない。

７－２．特有の提出書類

道の駅への充電設備設置事業に申請する場合は、申請の条件に応じて以下の提出書類をアップロードし、提出してください。

【申請の条件に応じて求める書類】
７－３：新設の道の駅として国土交通省に登録申請したことを証する書類
７－４：「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類

７－３．新設の道の駅として国土交通省に登録申請したことを証する書類

申請時に国土交通省へ道の駅としての登録をされていない場合、平成３０年１２月までに国土交通省が行う「平成３０年度道の駅第４９回・第５０回登録」の申請の完了を証する書類をアップロードし、提出してください。なお、申請時に登録の申請が完了していない場合は、申請の準備をしていることを証する書類を提出してください。申請完了後は速やかにオンライン申請システムの「実施状況等報告」のデータを入力の上、「申請の完了を証する書類」をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】
《作成日》
・申請書の作成日の記載
《作成者》
・設置場所を管轄する地方公共団体名の記載（公印は必須）
《道の駅の名称》
・申告された設置場所名称の記載
《設置場所住所》
・申告された設置場所住所の記載
《宛名》
・整備局等の宛名の記載

７－４.「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類

「充電スペース造成費」を申告する場合、国・地方公共団体等の指導や指示により造成が必要な場合で、センターが認めた場合のみ補助対象経費とします。
国・地方公共団体等の指導や指示により造成することを証する書類をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《作成日》

・本補助金の申請受付開始日以降であることの記載

《宛先》

・申請者宛であることの記載

《発行者》

・国、地方公共団体等であることの記載（公印必須）

《設置場所名称》

・申請で入力した設置場所名称の記載（省略不可）

《設置場所住所》

・申請で入力した設置場所住所の記載

《指導や指示》

・造成しなければならない具体的な経緯、理由を記載

７－５．設置事業計画の申告

電欠回避を目的とする施設への充電設備設置事業において、「施設等の説明」および「設置計画」と「設置の効果」等の申告が採択の重要な判断項目となります。
リース申請の場合は、使用者（契約者）の考えを申告してください。

（１）設置する施設等の説明

・施設が新築または改修の場合は、営業開始予定日を入力してください。
・道の駅として国土交通省への登録申請が完了していない場合は、登録申請を行う予定日を入力してください。
・施設の駐車場の収容台数および過去１年間の休日・平日を含む月平均の当該駐車場の利用台数を入力してください。
・既設の充電設備の有無を入力してください。
既設充電設備がある場合は過去１年間の休日・平日を含む月平均の利用回数を入力してください。

（２）設置計画

・充電設備の設置を判断するに至った理由および充電設備の種類と基数を選定した理由を申告してください。
なお既設の充電設備がある場合は、増設する理由を申告してください。
・設置資金の調達方法を申告してください。

（３）設置の効果

・充電設備を設置した後に想定される充電設備の利用頻度について休日・平日を含む月平均の想定利用回数を入力してください。
その想定した利用回数の考え方を申告してください。

８．「空白地域」への充電設備設置事業の説明と提出書類

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">高速道路ＳＡ・ＰＡ及び道の駅等への充電設備設置事業
（経路充電）</td></tr>
<tr><td>事業内容</td><td colspan="2">「空白地域」における電欠防止の観点から重要な経路充電（注１）の
ための充電設備設置事業</td></tr>
<tr><td>申請できる方</td><td colspan="2">地方公共団体、法人、個人</td></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td colspan="2">充電設備の購入費および設置工事費</td></tr>
<tr><td rowspan="2">補助率</td><td>充電設備の購入費</td><td>定額</td></tr>
<tr><td>設置工事費（注２）</td><td>定額</td></tr>
</table>

注１：「経路充電」とは、長距離を移動する場合の電欠回避を目的とする充電等をいう。
主に急速充電設備が利用されることが多い。

注２：Ｖ２Ｈ充電設備を設置する場合、充放電の配線や分電盤への配線、切替開閉器の設置が有りますが、補助対象とする工事は「充電」にかかわる工事のみになります。
放電部分の配線やその他の工事については補助対象経費になりません。

８－１．「空白地域への充電設備設置事業」の特有の申請要件

以下の当該事業に特有の要件を全て満たすことが必要です。

（１）原則、設置する充電設備は、急速充電設備であること。
（２）設置場所が公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所にあること。
（３）充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用または物品の購入を条件としないこと。ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とします。
（４）充電場所を示す案内板を空白地域の入口に設置すること。
なお、案内板はセンターが求める条件を満たし、車道の上下線から視認できるように設置すること。
（５）施設（新築・既存）は、上記（２）～（４）の要件を全て満たす充電設備（以下「公共用充電設備」という。）のうち急速の公共用充電設備が設置されていないこと。
（６）空白地域における電欠防止の観点から特に重要な場所であり、原則、半径１５㎞ 圏内に急速の公共用充電設備が設置されていないこと。（なお、高速道路ＳＡ・ＰＡ等に設置されている急速充電設備は含まない。）
（７）主要道路（国道県道等の幹線道路）において、設置する充電設備を２４時間稼働する施設であること。（なお、地方公共団体の庁舎等は含まない。）

※この事業での補助対象の充電設備と設置基数の目安は下記の表のとおりです。

充電設備	急速 充電設備 （注１）	普通 充電設備 （注２）	Ｖ２Ｈ 充電設備 （注３）	充電用 コンセント	充電用コンセントスタンド
設置基数の目安	１基	２基	２基	２基	

注１：急速充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。
　　　機械式駐車場に設置する場合は、急速充電設備を選択できない。
注２：普通充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。
注３：Ｖ２Ｈ充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。
　　　機械式駐車場に設置する場合は、Ｖ２Ｈ充電設備は選択できない。

８－２．特有の提出書類

空白地域への充電設備設置事業に申請する場合、特有の提出書類はありません。

８－３．設置事業計画の申告

電欠回避を目的とする施設への充電設備設置事業において、「施設等の説明」および「設置計画」と「設置の効果」等の申告が採択の重要な判断項目となります。
リース申請の場合は、使用者（契約者）の考えを申告してください。

（１）設置する施設等の説明
・施設が新築または改修の場合は、営業開始予定日を入力してください。
・施設に面する公道名を入力してください。（国道ＸＹ線等）
・施設の駐車場の収容台数および過去１年間の休日・平日を含む月平均の当該駐車場の利用台数を入力してください。

（２）設置計画
・充電設備の設置を判断するに至った理由および充電設備の種類と基数を選定した理由を申告してください。
・設置資金の調達方法を申告してください。
・充電設備が２４時間利用可能か入力してください。

（３）設置の効果
・充電設備を設置した後に想定される充電設備の利用頻度について休日・平日を含む月平均の想定利用回数を入力してください。
その想定した利用回数の考え方を申告してください。

９．「商業施設及び宿泊施設等」への充電設備設置事業の説明と提出書類

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）</td></tr>
<tr><td>事業内容</td><td colspan="2">「商業施設」や「宿泊施設」等、電気自動車等の利便性向上の観点から特に有効と考えられる施設における目的地充電(注１)のための充電設備設置事業</td></tr>
<tr><td>申請できる方</td><td colspan="2">地方公共団体、法人、個人</td></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td colspan="2">充電設備の購入費および設置工事費</td></tr>
<tr><td rowspan="2">補助率</td><td>充電設備の購入費</td><td>１／２</td></tr>
<tr><td>設置工事費(注２)</td><td>定額</td></tr>
</table>

注１：「目的地充電」とは、移動先での滞在中の駐車時間に行う充電等をいう。
主に普通充電設備が利用されることが多い。

注２：Ｖ２Ｈ充電設備を設置する場合、充放電の配線や分電盤への配線、切替開閉器の設置が有りますが、補助対象とする工事は「充電」にかかわる工事のみになります。放電部分の配線やその他の工事については補助対象経費になりません。

９－１．「商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業」の特有の申請要件

以下の当該事業に特有の要件を全て満たすことが必要です。

（１）設置場所が公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所にあること。
（２）充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用または物品の購入を条件としないこと。ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とします。
（３）充電場所を示す案内板を商業施設および宿泊施設等の入口に設置すること。
なお、案内板はセンターが求める条件を満たし、車道の上下線から視認できるように設置すること。
（４）施設（新築・既存）は、原則、充電設備が設置されていないこと。
なお、施設が既存であって、充電設備が設置されている場所への増設を内容とする申請の場合は、既設充電設備または充電設備の利用状況等が採択の重要な判断項目となります。

「商業施設及び宿泊施設等」とは、下記の表に示す５つの施設のカテゴリーになります。

商業施設	ショッピングセンターや百貨店等大型商業施設、専門店等中規模・小規模商業施設等
宿泊施設（注１）	ホテル、旅館等
観光施設	動物園、水族館、世界遺産に登録された施設等
遊戯施設	公園、遊園地、テーマパーク等
公共施設	地方公共団体施設、図書館、博物館、病院等

注１：旅館業法第２条第１項における「ホテル営業」および「旅館営業」を指す。
※上記施設と提携している時間貸し駐車場は申請を可とします。その場合、提携していることを証する書類の提出が必要です。

※この事業での補助対象の充電設備と設置基数の目安は下記の表のとおりです。

<table>
<tr><th>充電設備</th><th>急速充電設備（注１）</th><th>普通充電設備
Ｖ２Ｈ充電設備（注２）</th><th>充電用コンセント
充電用コンセントスタンド</th></tr>
<tr><td>基数</td><td>１基</td><td colspan="2">以下、設置できる基数の目安は駐車場収容台数の規模別になります。

１～３３３台：１基
３３４～５５５台：２基
５５６～７７７台：３基
７７８～９９９台：４基
１，０００～１，２２２台：５基
１，２２３～１，４４４台：６基
１，４４５～１，６６６台：７基
１，６６７～１，８８８台：８基
１，８８９～２，１１１台：９基
２，１１２～２，３３３台：１０基
２，３３４台以上は採択委員会で別途審議のうえ、決定します。</td></tr>
</table>

注１：急速充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。
　　　機械式駐車場に設置する場合は、急速充電設備を選択できない。
注２：機械式駐車場に設置する場合は、Ｖ２Ｈ充電設備は選択できない。

９－２．特有の提出書類

商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業に申請する場合は、申請の条件に応じて以下の提出書類をアップロードし、提出してください。

【申請の条件に応じて求める書類】
９−３：施設と提携していることを証する書類（業務提携契約書等）
９−４：施設との業務提携契約が保有義務期間（５年）未満の場合に提出する書類

９－３．施設と提携していることを証する書類（業務提携契約書等）

「時間貸し駐車場」に充電設備を設置する場合、５つの施設のカテゴリーと業務提携していることが必要です。５つの施設のカテゴリーと時間貸し駐車場が提携していることを証する書類をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《契約日》
・施設と時間貸し駐車場が提携した契約日の記載

《駐車場所有者名》
・時間貸し駐車場の所有者名の記載（押印必須）

《駐車場名称》
・申請で入力した設置場所名称の記載（省略不可）

《施設名称》
・時間貸し駐車場と提携している施設の名称

《施設の代表者名》
・施設の代表者の記載（押印必須）

《契約期間》
・充電設備設置完了から保有義務期間（５年）以上の提携契約期間の記載
保有義務期間（５年）以上の業務提携契約でない場合、「９−４．施設との業務提携契約が保有義務期間（５年）未満の場合に提出する書類」を確認してください。

なお、充電設備を設置する時間貸し駐車場が借地の場合は、土地の利用に関する許諾および充電設備の保有義務期間（５年）以上において設置することの許諾を土地所有者から得ることが必要です（「５−１２．充電設備を設置する土地が借地の場合」を参照）

９－４．施設との業務提携契約が保有義務期間（５年）未満の場合に提出する書類

５つの施設のカテゴリーと時間貸し駐車場の業務提携契約期間が充電設備設置完了後の保有義務期間（５年）以上を締結していない場合は、オンライン申請システムの「実施状況等報告」のデータ入力をし、提出してください。

【記載の必須項目】

《業務提携契約の維持》

・充電設備設置完了から保有義務期間（５年）以上において業務提携契約を維持することの記載

９－５．設置事業計画の申告

電気自動車等の利便性向上を目的とする施設への充電設備設置事業において、「施設等の説明」および「設置計画」と「設置の効果」等の申告が採択の重要な判断項目となります。
リース申請の場合は、使用者（契約者）の考えを申告してください。

（１）設置する施設等の説明

・施設が新築または改修の場合は、営業開始予定日を入力してください。
・施設に面する公道名を入力してください。
・施設の駐車場の収容台数および過去１年間の休日・平日を含む月平均の当該駐車場の利用台数を入力してください。
・既設の充電設備の有無を入力してください。
既設充電設備がある場合は過去１年間の休日・平日を含む月平均の利用回数を入力してください。

（２）設置計画

・充電設備の設置を判断するに至った理由および充電設備の種類と基数を選定した理由を申告してください。
なお既設の充電設備がある場合は、増設する理由を申告してください。
・設置資金の調達方法を申告してください。
・１日あたりの充電設備の利用可能時間を入力してください。

（３）設置の効果

・充電設備を設置した後に想定される充電設備の利用頻度について休日・平日を含む月平均の想定利用回数を入力してください。
その想定した利用回数の考え方を申告してください。

１０．「マンション等」への充電設備設置事業の説明と提出書類

事業名	マンション(注１)及び事務所・工場等への充電設備設置事業 （基礎充電(注２)）		
事業内容	分譲または賃貸マンション等に属する駐車場(注３)における基礎充電のための充電設備設置事業		
申請できる方	地方公共団体、法人、個人(注４)		
補助対象経費	充電設備の購入費および設置工事費		
補助率	充電設備の購入費	Ｖ２Ｈ充電設備	２／３
		上記以外の充電設備	１／２
	設置工事費(注５)		定額

注１：共同住宅および長屋のことをいう。
注２：「基礎充電」とは、電気自動車等の所有者の自宅や事業所、勤務先など、車両の保管場所で行う充電をいう。主に普通充電設備、充電用コンセント等が利用されることが多い。
注３：マンション等の共有部の駐車場および管理組合や賃貸マンション等の所有者と使用契約書等を締結している駐車場であること。
注４：分譲マンション等の場合は、新築の場合は販売事業者、分譲済の場合は管理組合または管理組合の許諾を受けた居住者が申請すること。
賃貸マンション等の場合は、マンション等の所有者または所有者の許諾を受けた居住者が申請すること。
注５：Ｖ２Ｈ充電設備を設置する場合、充放電の配線や分電盤への配線、切替開閉器の設置が有りますが、補助対象とする工事は「充電」にかかわる工事のみになります。
放電部分の配線やその他の工事については補助対象経費になりません。

１０－１．「マンション等への充電設備設置事業」の特有の申請要件

以下の当該事業に特有の要件を全て満たすことが必要です。

【分譲・賃貸の共通】

（１）充電設備の受電元は、マンション等の共用部の配電盤、分電盤等であること。

（２）充電設備の利用者は当該マンション等の居住者または駐車場の契約者となります。

【分譲の場合】

（３）新築のマンション等で申請者が販売事業者の場合は、竣工後に充電設備等の所有者を建設会社等から管理組合へ変更する前に、センターへ報告し指示を受けること。なお、重要事項説明会等において当該充電設備の管理義務等について変更先に説明すること。

（４）分譲済の場合は、公募兼交付申請時に「住民総会」で充電設備の設置が決議されている、または理事会での合意がされていることが必要です。

【賃貸の場合】

（５）充電設備を設置する当該マンション等に居住する賃貸マンション等の所有者が、自らの駐車場に設置することを目的として申請することはできません。

※この事業での補助対象の充電設備と設置基数の目安は下記の表のとおりです。

充電設備	急速充電設備[注１]	普通充電設備 Ｖ２Ｈ充電設備[注２]	充電用コンセント 充電用コンセントスタンド
設置基数の目安	１基	１～６６台：１基 ６７～１３３台：２基 １３４～２００台：３基 ２０１～２６６台：４基 ２６７～３３３台：５基 ３３４～４００台：６基 ４０１～４６６台：７基 ４６７～５３３台：８基 ５３４～６００台：９基 ６０１以上：１０基	

注１：急速充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。
機械式駐車場に設置する場合は、急速充電設備を選択できない。

注２：機械式駐車場に設置する場合は、Ｖ２Ｈ充電設備は選択できない。

１０－２．特有の提出書類

マンション等への充電設備設置事業に申請する場合は、以下の書類をアップロードし、提出してください。

【申請に必要な書類】

１０-３：マンション等であることを証する書類

【申請の条件に応じて求める書類】

１０-４：住民総会での決議を証する書類または、理事会で合意されたことを証する書類（分譲済の場合）

１０-５：「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類（分譲済の場合）

１０-６：管理組合から許諾を受けた居住者であることを証する書類（分譲済の場合）

１０-７：賃貸マンション等で所有者から許諾を受けた居住者であることを証する書類（賃貸マンション等の場合）

１０－３．マンション等であることを証する書類

・マンション等の駐車場に充電設備を設置する場合には、マンション等であることを証する以下のいずれかの書類をアップロードし、提出してください。

（１）建築確認通知書、建築基準法第６条の規定による確認済証等で共同住宅等であることが明記されている書類

【記載の必須項目】

《主要用途》

・共同住宅、または長屋であることの記載

《建築主》

・申請者と同一であることの記載
賃貸マンション等の申請において申請者と同一でない場合は、オンライン申請システムの「実施状況等報告」のデータ入力で相違している経緯、理由を入力し、提出してください。

《建築場所》

・申請で入力した設置場所であることの記載

（２）上記（１）の提出ができない場合、マンション等の賃貸借契約書の記載内容から共同住宅等と確認できる書類を提出してください。
なお、センターは必要に応じて提出された書類について詳細な説明を求める場合があります。

【記載の必須項目】

《賃借人》

・賃借人名の欄があることの記載

《賃貸人》

・賃貸人名の欄があることの記載

《設置場所住所および名称》

・申請で入力した設置場所住所および名称であることの記載

《建物の構成》

・２戸以上の住宅であり、共有の廊下や階段等があることの記載

《住戸内の構成》

・住戸内に各々1 以上の居室、台所、便所等の間取りがあることの記載

１０－４．住民総会での決議を証する書類または、理事会で合意されたことを証する書類（分譲済の場合）

住民総会で充電設備を設置することを住民が承認し、決議されたことが確認できる書類（議事録等）をアップロードし、提出してください。なお、住民総会の開催が間に合わない場合、理事会で充電設備を設置することを合意していることが確認できる書類（議事録等）を提出してください。

【記載の必須項目：住民総会の議事録等】

《作成日》

・住民総会の議事録を作成した日付の記載

《開催日》

・住民総会が開催された日付の記載

《設置場所名称》

・申請で入力した設置場所名称の記載（省略不可）

《充電設備設置の承認》

・充電設備の設置が住民総会で承認されたことの記載

【記載の必須項目：理事会の議事録等】

《作成日》

・理事会の議事録を作成した日付の記載

《開催日》

・理事会が開催された日付の記載

《設置場所名称》

・申請で入力した設置場所名称の記載（省略不可）

《充電設備設置の承認》

・充電設備の設置が理事会で承認されたことの記載

《住民総会の開催時期》

・住民総会の開催予定日の記載

１０－５．「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類（分譲済の場合）

「充電スペース造成費」を申告する場合、既存の分譲マンション等の申請で管理組合の判断により造成が必要な場合で、センターが認めた場合のみ補助対象経費とします。
「充電スペース造成費」を申告する場合、「１０-４．住民総会での決議を証する書類または、理事会で合意されたことを証する書類」に充電スペースを造成することが決議されたことの記載が必要です。

１０－６．管理組合から許諾を受けた居住者であることを証する書類（分譲済の場合）

分譲済マンション等で管理組合から許諾を受けた居住者の場合、オンライン申請システムの「実施状況等報告」のデータを入力の上、住民総会で充電設備を設置することを管理組合が承認し、決議されたことが確認できる書類（議事録等）をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目：住民総会の議事録等】

《作成日》
・住民総会の議事録を作成した日付の記載

《開催日》
・住民総会が開催された日付の記載

《設置場所名称》
・申請で入力した設置場所名称の記載（省略不可）

《管理組合の許諾》
・管理組合から許諾を受けた居住者であることの記載

《充電設備設置の承認》
・充電設備の設置が住民総会で承認されたことの記載

１０－７．賃貸マンション等で所有者から許諾を受けた居住者であることを証する書類（賃貸マンション等の場合）

オンライン申請システムの「実施状況等報告」のデータを入力の上、賃貸マンション等の所有者が充電設備を設置することを承認したことが確認できる書類（許諾書等）をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《作成日》

・本補助金の申請受付開始日以降であることの記載

《賃借人》

・申請者名の記載

《所有者》

・賃貸マンション等の所有者名の記載（押印が必須）

《設置場所住所》

・申請で入力した設置場所住所であることの記載

《許諾》

・充電設備設置を許諾していることの記載

《期間》

・充電設備の設置を設置完了から保有義務期間（５年間）以上、許諾していることの記載

１０－８．設置事業計画の申告

「建物等の説明」および「設置計画」と「設置の効果」等の申告が採択の重要な判断項目となります。
リース申請の場合は、使用者（契約者）の考えを申告してください。

（１）設置する建物の説明

・新築の分譲マンション等の場合は、住戸数、販売開始予定日を入力してください。
・分譲済マンション等の場合は、住戸数およびおおよその自家用車を保有する戸数を入力してください。
・賃貸マンション等の場合は、住戸数、オーナーの住居が同一場所であるか否かについて入力してください。
・建物に付属する「駐車場」について、平置き、自走立体式駐車場、機械式駐車場等、駐車場の形態と収容台数を入力してください。
種々の駐車場の形態が混在する場合は、形態ごとの収容台数を入力してください。

（２）設置計画

・充電設備の設置を判断するに至った理由および充電設備の種類と基数を選定した理由を申告してください。
・設置資金の調達方法を申告してください。
・分譲済マンション等において公募兼交付申請時に理事会の合意が決議されている場合は、その住民総会開催時期を申告してください。
・分譲マンション等においては、設置する充電設備の運用方法について申告してください。
なお、居住者が申請する場合は、管理組合との設置および運用方法に関する協議結果を申告してください。
・賃貸マンション等の場合は、電気自動車等を購入する居住者が充電設備を必ず利用できる方策等を充電設備の所有者が申告してください。

（３）設置の効果

・充電設備が設置された場合に、電気自動車等を購入する居住者の見通しを申告してください。

１１．「事務所・工場等」への充電設備設置事業の説明と提出書類

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業
（基礎充電（注1））</td></tr>
<tr><td>事業内容</td><td colspan="2">新設または既存の事務所・工場等に勤務する従業員が利用する駐車場や事業者が所有する社有車の駐車場における基礎充電のための充電設備設置事業</td></tr>
<tr><td>申請できる方</td><td colspan="2">地方公共団体、法人</td></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td colspan="2">充電設備の購入費および設置工事費</td></tr>
<tr><td rowspan="2">補助率</td><td>充電設備の購入費</td><td>１／２</td></tr>
<tr><td>設置工事費（注2）</td><td>定額</td></tr>
</table>

注１：「基礎充電」とは、電気自動車等の所有者の自宅や事業所、勤務先など、車両の保管場所で行う充電をいう。主に普通充電設備、充電用コンセント等が利用されることが多い。

注２：Ｖ２Ｈ充電設備を設置する場合、充放電の配線や分電盤への配線、切替開閉器の設置が有りますが、補助対象とする工事は「充電」にかかわる工事のみになります。放電部分の配線やその他の工事については補助対象経費になりません。

１１－１．「事務所・工場等への充電設備設置事業」の特有の申請要件

以下の当該事業に特有の要件を全て満たすことが必要です。

（１）充電設備の利用は、申請者が所有する社有車（注1）・従業員の通勤車（注2）となります。ただし、充電設備の所有者が許可をした場合は、来客車（注3）の利用も可とします。
（２）社有車駐車場、従業員駐車場と敷地内の区画を明確に分けていること。
（３）社有車用で申請する場合は、社有車駐車場へ設置すること。
（４）従業員用で申請する場合は、従業員駐車場へ設置すること。
（５）電気自動車等を今後購入する予定がない場合は、申請することはできません。購入する電気自動車等は新車（リース含む。）のみ対象とします。（注4）
なお、センターへ「公募兼交付申請書（様式１）」到着前に既に契約および購入されたものは購入予定に含みません。
（６）事務所・工場等が自宅を兼ねている場合で、駐車場が自宅兼事務所等に付随している場合は、申請することはできません。

注１：申請者となる地方公共団体、法人の名義で所有する車（自動車検査証（車検証）に地方公共団体、法人で使用者登録されている車両）のことをいう。
注２：申請者となる地方公共団体、法人に雇用され、業務に従事している方が通勤用に利用する車のことをいう。（取締役や役員は含みません。）
注３：申請者と契約等を行う取引先や業者用の車のことをいう。
注４：電気自動車等を購入する予定は、オンライン申請システムの「設置事業計画の申告」に入力をしてください。

※この事業での補助対象の充電設備と設置基数の目安は下記の表のとおりです。

充電設備	急速充電設備（注1）	普通充電設備 Ｖ２Ｈ充電設備（注2）	充電用コンセント 充電用コンセントスタンド
設置基数の目安（注3）	１基	１～６６台：１基 ６７～１３３台：２基 １３４～２００台：３基 ２０１～２６６台：４基 ２６７～３３３台：５基 ３３４～４００台：６基 ４０１～４６６台：７基 ４６７～５３３台：８基 ５３４～６００台：９基 ６０１以上：１０基	

注１：急速充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。
　　　機械式駐車場に設置する場合は、急速充電設備は選択できない。
注２：機械式駐車場に設置する場合は、Ｖ２Ｈ充電設備は選択できない。
注３：付属する駐車場の収容台数は、社有車駐車場・従業員駐車場の各々の駐車場収容台数から算定してください。

１１－２．特有の提出書類

事務所・工場等への充電設備設置事業に公募兼交付申請する場合は、以下の書類をアップロードし、提出してください。

【申請に必要な書類】
　１１-３：事務所・工場等の駐車場であることを証する書類
　１１-４：駐車場の区画を分けていること証する図面（駐車場区画図等）

１１－３．事務所・工場等の駐車場であることを証する書類

充電設備を設置する駐車スペースが事務所・工場等の敷地であることを証する書類（申請者のホームページ等に掲載している敷地案内図、社内規約）をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】
《施設・建物》
・事務所・工場等である施設、建物の記載
《駐車場の規模》
・事務所・工場等の敷地内にある、または事務所・工場等の敷地である駐車場の記載

１１－４．駐車場の区画を分けていることを証する図面（駐車場区画図等）

社有車駐車場、従業員駐車場、その他駐車場等と敷地内にある駐車場の区画を記載した図面をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】
《基本情報》
・作成者、作成日の記載
《設置場所名称》
・申告で入力した設置場所名称であることの記載（省略不可）
《施設・建物》
・事務所・工場等である施設、建物の記載
《駐車場の規模》
・事務所・工場等の敷地である駐車場の記載

《充電スペース》
・申請した充電スペース場所の記載
《駐車場の区画》
・社有車、従業員およびその他の駐車場区画の記載
《駐車場の収容台数》
・社有車および従業員駐車場の収容台数の記載

１１－５．設置事業計画の申告

「駐車場の説明」および「設置計画」と「設置の効果」等の申告が採択の重要な判断項目となります。
リース申請の場合は、使用者（契約者）の考えを申告してください。

（１）設置する駐車場の説明
・既存または新設の従業員駐車場、社有車駐車場のいずれかまたは全てに充電設備を設置する場合、それぞれの最大収容台数と充電設備を設置する予定の駐車場台数を入力してください。
・既設の充電設備の有無とその充電設備の駐車台数を入力してください。
・上記駐車場が敷地内に分散設置されている場合は、社有車、従業員の区分別に合算値で申告してください。この合算値を用いて、それぞれの駐車場に申告できる設置基数の目安を算定してください。
・新設の駐車場の場合は、利用開始予定日を入力してください。

（２）設置計画
・充電設備の設置を判断するに至った理由および充電設備の種類と基数を選定した理由を申告してください。
なお既設の充電設備がある場合は、増設する理由および充電設備の種類と基数を選定した理由を申告してください。
・資金の調達方法を申告してください。

（３）設置の効果
・電気自動車等の新規購入の台数と時期の見込みを入力してください。
・従業員用充電設備を設置する場合は、現在の電気自動車等（従業員）の保有台数を入力してください。
・社有車用充電設備を設置する場合は、現在の電気自動車等（社有車）の保有台数を入力してください。
・電気自動車等（社有車）の新規購入計画を入力してください
・電気自動車等の普及促進の観点から、「電気自動車等を新たに購入しようとする従業員」へのサポート体制等がある場合は入力してください。

１２．実績報告に関する基本的事項：全事業共通

１２－１．実績報告

・補助金の交付を受けるためには、平成３１年１月３１日（木）（マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）のうち、分譲のマンション等への充電設備設置事業については、平成３１年２月１９日（火））までに充電設備の設置工事を完了し、充電設備の購入費および設置工事費の全ての支払を完了させ、センターに実績の報告をすることが必要です。

１２－２．設置工事の完了・支払の完了

・設置工事の完了とは、補助対象経費で申告した全ての工事を完了させ、充電設備が稼働できる状態である事をいいます。
・申請時に入力した設置工事完了予定日までに工事を完了することができないと見込まれる場合は、オンライン申請システムの「工事完了日遅延等報告」のデータ入力後、速やかにセンターへ報告し、承認を受けてください。報告がなく遅延した場合は、実績報告を受付けることが出来ません。
・支払の完了とは、充電設備と設置工事にかかる補助対象経費の支払が全て完了した事をいいます。

１２－３．実績報告期限

・報告期限は、充電設備設置完了日または補助対象経費の支払完了日のいずれか遅い日から３０日以内です。
・本人の責めに帰さないやむを得ない事情により提出が遅延する場合には、オンライン申請システムの「実績報告日期限遅延事由」のデータ入力後、速やかにセンターへ報告し、承認を受けてください。
ただし、報告の最終期限となる平成３１年１月３１日（木）（マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）のうち、分譲のマンション等への充電設備設置事業については、平成３１年２月１９日（火））を超えることはできません。期限を過ぎて提出された場合は、実績報告を受付けることが出来ません。

１２－４．受付・審査・補助金の額の確定

・実績の報告があった場合、報告内容、提出書類および記載内容が適正であるものについて受付をし、審査を行います。実績審査の方法は、報告された内容が交付規程等に基づき適正な実績報告が行われていることおよび交付決定の内容のとおりに工事が行われている等を満たしていることなどをセンターは審査します。
・補助金の額の確定にあたり、必要に応じて現場確認や工事施工会社に対するヒアリングを行うことがあります。

１２－５．補助金額確定通知書発行

・「１２-４．受付・審査・補助金の額の確定」の結果、内容が適正と認める場合は補助金の額を確定し、申請者に対し「補助金の額の確定通知書」をもって通知します。

１２－６．補助金の交付

・実績報告に入力された申請者名義の金融機関の指定口座に振込みます。
・原則として、申請者名義の口座に限ります。

１３．実績報告の提出：全事業共通

１３－１．実績の報告に必要なデータ入力、書類のアップロードとその書類に関する注意事項

センターホームページより「オンライン申請システム」を利用し、報告のデータ入力(注１)および提出書類(注2)を各項目にアップロード(注3)し、センターへ提出してください。
アップロードされた書類は、文字等が読み取れる必要があります。解像度に注意して提出してください。
報告の内容や記載項目の不備等があった場合、受付が出来ない場合がありますので注意してください。
平成３０年度の申請は、以前の補助事業とは異なりますので、平成３０年度のオンライン申請システム以外の申請は受理しません。
（次世代自動車振興センターホームページ　http://www.cev-pc.or.jp/）

注１：工事の申告においては、工事施工会社に入力を依頼することができます。
注２：押印が必要な提出書類があります。押印は実印でなくとも、個人の場合は認印、地方公共団体および法人の場合は会社を代表する印または契約締結に使用する印を押印してください。
注３：センターが認めるアップロードのファイル形式は、「ＰＤＦ」「ＪＰＥＧ」「ＰＮＧ」の３種類になります。
（要部写真は、「ＪＰＥＧ」「ＰＮＧ」の２種類になります。）

１３－２．提出書類

実績報告期限は、充電設備設置完了日または補助対象経費の支払完了日のいずれか遅い日から３０日以内です。ただし、平成３１年１月３１日（木）（マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）のうち、分譲のマンション等への充電設備設置事業については、平成３１年２月１９日（火））までに提出することが必要です。提出の準備が出来たら必要書類を「ＰＤＦ」「ＪＰＥＧ」「ＰＮＧ」の３種類のいずれかのファイル形式（要部写真は、「ＪＰＥＧ」「ＰＮＧ」の２種類）にし、オンライン申請システムの各項目にアップロードしてください。書類の作成例等は、センターのホームページ「添付書類（例）」等を確認し、参考にしてください。

【報告に必要な書類】

１３-３：充電設備本体の請求書（内訳書含む。）
１３-４：充電設備本体の支払を証する領収書
１３-５：充電設備本体の発注書
１３-６：充電設備本体の保証書
１３-７：工事費の請求書（内訳書含む。）
１３-８：工事費の支払を証する領収書
１３-９：充電設備等設置工事完了報告書（様式９）
１３-１０：充電設備等設置工事の実績申告方法（オンライン申請システムのデータ入力）
１３-１１：要部写真
１３-１２：完成設置場所見取図・完成平面図・完成電気系統図・完成配線ルート図（全てＡ３サイズ）
１３-１３：取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式１１）（オンライン申請システムのデータ入力）
１３-１４：補助金の振込先口座名義と口座番号を証する書類

【条件に応じて報告に必要な書類】

１３-１５：特別措置にて電力契約を結び充電設備を設置した報告の場合（特別措置の支払を証する書類）
１３-１６：リース契約に基づく報告の場合（貸与料金の算定根拠明細書（様式１２）等）
１３-１７：自社または資本関係にある会社から調達した報告の場合（利益等排除申立等）
１３-１８：地方公共団体等が実績報告する場合の補足説明

１３－３．充電設備本体の請求書（内訳書含む。）

・充電設備を充電設備販売会社から直接購入した場合は、申請者宛の請求書（充電設備販売会社の押印のあるもの）をアップロードし、提出してください。
充電設備を工事施工会社から購入した場合で、設置工事の請求書に充電設備の請求が明記されている場合は提出不要です。

【記載の必須項目】

《宛先》

・申請者宛であることの記載

《請求書作成日》

・領収日以前であることの記載

《発行者》

・充電設備販売会社の名称、住所等（押印が必須）

《設置場所名称》

・申請で入力した設置場所名称の記載（省略不可）

《支払条件》

・振込であることの記載

《充電設備》

・メーカー名、型式、基数、単価、金額の記載

・内訳が不明な場合は補助対象経費としてみなしません。
・原則、認める支払方法は振込になります。他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払および裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認めておりません。
・複数の充電設備を設置した場合は、個々の充電設備の購入価格・充電設備型式、基数を明示してください。

１３－４．充電設備本体の支払を証する領収書

・充電設備を充電設備販売会社から直接購入した場合は、申請者宛の領収書（充電設備販売会社の押印のあるもの）をアップロードし、提出してください。充電設備を工事施工会社から購入し、設置工事の領収書に充電設備の支払を合算している場合は、提出不要です。

（１）充電設備本体の支払を証する領収書

【記載の必須項目】

《宛先》
・申請者宛であることの記載

《領収日》
・領収した日付の記載
・発行日と差異がある場合、但書等に「〇月〇日振込（領収）分」の記載

《発行者》
・充電設備販売会社の名称、住所等（押印が必須）

《設置場所名称》
・但書等に申請で入力した設置場所名称の記載（省略不可）

《領収金額》
・領収した金額の記載

※領収書の金額が不足しており、内訳が不明の場合は、センターが充電設備購入費として認めた補助対象経費からの値引きとみなします。

１３－５．充電設備本体の発注書

・申請者（発注者）が交付決定通知書の受領後に発注した充電設備の発注書をアップロードし、提出してください。
・充電設備および設置工事を同一の工事施工会社に依頼した場合は、発注書に工事費が含まれていても構いません。

【記載の必須項目】

《発注者》
　・申請者であることの記載（押印が必須）

《発注日》
　・交付決定通知書の受領後であることの記載

《発注先》
　・見積書と同一の販売会社であることの記載

《設置場所名称》
　・申請で入力した設置場所名称の記載（省略不可）

《充電設備》
　・発注したメーカー名、型式、基数の記載

１３－６．充電設備本体の保証書

・申請者宛の新規に購入された充電設備本体であることを証する保証書をアップロードし、提出してください。
・メーカーが発行する申請者宛の充電設備の保証書、もしくはメーカーが認めた第三者の発行する保証書（メーカーが定めたフォームのもので、第三者の発行をメーカーが管理できる場合に限る。）を提出してください。

【記載の必須項目】

《発行者》

・充電設備本体のメーカーであることの記載

《発行先》

・申請者宛であることの記載

《充電設備メーカー名》

・申請で入力した充電設備メーカーであることの記載

《充電設備の型式》

・申請で入力した充電設備の型式であることの記載

《製造番号》

・製造番号またはシリアル番号の記載

《保証開始日》

・交付決定日以降の保証開始日であることの記載

《保証期間》

・保証する期間が確認できることの記載

《設置場所名称》

・申請で入力した設置場所名称の記載（省略不可）

・センターが求める保証書は、充電設備メーカーが本補助金交付の補助対象の充電設備として申請をし、センターが審査の上、承認した保証書になります。
充電用コンセントを設置された申請者は、充電設備メーカーが発行する保証書または納品出荷証明書を提出してください。
保証書等の提出については、各メーカーにお問い合わせください。
・センターが補助対象経費と認めた充電設備のうち、別体の課金機が充電設備本体と別々に保証される場合は、それら課金機の保証書が必要です。

１３－７．工事費の請求書（内訳書含む。）

・申請者宛の充電設備等設置工事（補助対象経費以外の工事も含む。）の請求書（工事施工会社の押印があること）をアップロードし、提出してください。
・施設や建物の新築工事および改修工事に伴い充電設備等設置工事を行う場合、原則、当該申請の充電設備等設置工事のみにかかる請求書を提出してください。

【記載の必須項目】
《宛先》
・申請者宛であることの記載
《請求書作成日》
・領収日以前であることの記載
《発行者》
・工事施工会社の名称、住所等（押印必須）
《設置場所名称》
・申請で入力した設置場所名称の記載（省略不可）
《支払条件》
・振込であることの記載
《部材：分電盤やブレーカ、付帯設備等》
・メーカー名、型式（仕様等）、数量、単価、金額の記載
《材料費：電線や配管、案内板等》
・種類（仕様等）、数量、数量単価、金額の記載
《労務費》
・人工数、人工単価、金額の記載

・請求書の内訳には、オンライン申請システムの充電設備等設置工事実績申告への計上項目先の記号を記載の上、提出してください。計上項目先の記号の記載がない場合、センターは記載された請求書を求める場合があります。
・「材工一式」といった簡略記載の「請求書」では補助金額を算定できず審査ができませんので、部材や労務費などが記載された「内訳書」を提出してください。
・内訳が不明な場合は補助対象経費としてみなしません。
・原則、認める支払方法は振込になります。他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払および裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認めておりません。

１３－８．工事費の支払を証する領収書

・申請者宛の充電設備等設置工事の領収書（工事施工会社の押印のあるもの）をアップロードし、提出してください。
・施設や建物の新築工事および改修工事に伴い充電設備等設置工事を行う場合、原則、当該申請の充電設備等設置工事のみにかかる領収書を提出してください。

【記載の必須項目】
《宛先》
・申請者宛であることの記載
《発行者》
・工事施工会社の名称、住所等（押印が必須）
《領収日》
・領収した日付の記載
・発行日と差異がある場合、但書等に「〇月〇日振込（領収）分」の記載
《設置場所名称》
・但書等に申請で入力した設置場所名称の記載（省略不可）
《領収金額》
・領収した金額の記載

・領収書の金額が不足しており、内訳が不明の場合は、センターが充電設備設置工事費として認めた補助対象経費からの値引きとみなします。

１３－９．「充電設備等設置工事完了報告書（様式９）」

・オンライン申請システムから「充電設備等設置工事完了報告書（様式９）」のエクセルファイルをダウンロードしてください。工事施工会社は、必要情報を入力後、印刷した書面に押印してください。押印された書類をセンターが認めるファイル形式にし、申請者に提出してください。申請者は確認後、アップロードし、提出してください。

・申請者は、補助対象経費として「１３－１０－１．会社別請求書一覧」に入力された工事施工会社ごとに作成を依頼し、充電設備の設置工事が完了したことを報告してください。

・設置工事費として申告している場合は、充電設備の運搬費や部材費のみであっても提出が必要です。ただし、設計業務のみを委託した場合の設計会社および充電設備の受電を特別措置等で行う場合の電力会社からの提出は不要です。

・提出する写真は全てカラーで提出してください。

１３－１０．充電設備等設置工事の実績申告方法（オンライン申請システムのデータ入力）

充電設備販売会社および工事施工会社が発行した全ての請求書および図面を参照し、充電設備等設置工事の実績申告を入力してください。
なお、申告された金額および工事の内容を基に設置工事補助金交付見込額が算定されます。

１３−１０−１．会社別請求書一覧（オンライン申請システムのデータ入力）

「５−７−１．会社別見積書一覧」を参照の上、入力してください。交付決定後に工事内容等の変更があり請求金額が見積書から変更されている場合は、請求金額を反映させてください。

１３−１０−２．充電設備等設置工事実績申告（オンライン申請システムのデータ入力）

「５−７−２．充電設備等設置工事申告」を参照の上、入力してください。交付決定後に工事内容等の変更があり請求書の内訳金額が見積書から変更されている場合は、請求書の内訳書に記載されている金額を反映させてください。

１３−１０−３．充電設備等設置工事実績申告の工事内容の申告（オンライン申請システムのデータ入力）

「５−７−３．充電設備等設置工事申告の工事内容の申告」を参照の上、入力してください。交付決定後に工事内容等の変更がある場合は、その変更内容を反映させてください。なお、工事内容の変更がある場合は、センターが承認していることが必要です。詳しくは「１４−５．計画変更」を参照してください。

１３－１１．要部写真

・工事が完了したことを確認するために求めるものです。
・撮影した写真は、オンライン申請システムの「要部写真」に項目ごとに写真をアップロードし、提出してください。
・要部写真は、充電設備等設置工事実績で申告した工事項目を提出してください。(注１)
なお、申告された充電設備が性能を担保しているか確認するため、補助対象経費の申告にかかわらず提出が必須の写真もあります。(注２)
・撮影時には障害物（駐車している車等）がないようにしてください。
・工事中に撮影が必要な写真が提出されない場合、補助対象となりませんので注意してください。
・提出する写真は全てカラーで提出してください。

注１：提出する要部写真の詳細は、「５-１９．要部写真の提出資料」を参照してください。
注２：「５-１９．要部写真の提出資料」の「必須写真」を参照してください。

１３－１２．完成設置場所見取図・完成平面図・完成電気系統図・完成配線ルート図（全てＡ３サイズ）

申請者は下記に示す図面をアップロードし、提出してください。また説明をよく読み、記入漏れのないようにしてください。

・「完成設置場所見取図」「完成平面図」「完成電気系統図」「完成配線ルート図」の提出が必要です。
※申請時に作成した図面を利用することができます。計画変更の承認を得た場合は、計画変更を反映させた図面を提出してください。
「完成」の記入は手書きでも構いません。作成日は工事完了日以降の日付を記載してください。
・記載の必須項目等は、公募兼交付申請書類一式「５-９．設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図」を参照してください。

１３－１３．取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式１１）（オンライン申請システムのデータ入力）

・申請者は、オンライン申請システムの「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式１１）」のデータを入力し、センターへ提出してください。
・補助金の交付を受けて設置した全ての充電設備を記載してください。
・充電設備以外に入力する項目は、補助金の交付を受けて設置した（１）充電設備等設置工事費、（２）案内板設置工事費、（３）付帯設備設置工事費の内、取得価格（物品の単価）が５０万円以上のものになります。
例として、キュービクルや複数の充電設備を設置した場合の手元開閉器盤、付帯設備の屋根や小屋等があります。
・申請者は、「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式１１）」を保有義務期間（設置完了した日から５年間）書類にして管理、保管しなければなりません。

１３－１４．補助金の振込先口座名義と口座番号を証する書類

・実績報告にて申告された補助金の振込先口座を証する書類として、通帳等の該当ページをアップロードし、提出してください。
・補助金の振込先は原則として、申請者名義に限ります。
・口座名義人の氏名（名称）のフリガナ、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が記載の必須項目になります。

口座の種類	書類の条件
都市銀行、 地方銀行、 信用金庫等、 ＪＡ銀行、等	記載の必須項目が正確に表記されている通帳のページ 口座名義人の氏名（名称）のフリガナ 金融機関名、支店名、預金種目、口座番号 （一般的には通帳の表紙の裏の見開きのページが該当）
インターネットバンキング等により通帳がない場合	・口座内容を印刷したもの ・金融機関が発行する口座証明書 （振込に必要な情報（記載の必須項目）が記載されていれば書式は自由）
当座預金で通帳がない場合	・当座勘定照合表、残高証明書等 ・金融機関が発行する口座証明書 （振込に必要な情報（記載の必須項目）が記載されていれば書式は自由）
ゆうちょ銀行の場合	・銀行振込用の口座を印字した部分の通帳 ・ゆうちょ銀行のホームページで振込番号を確認した画面の印刷とキャッシュカードのコピー等 （振込に必要な情報（記載の必須項目）が記載されていれば書式は自由）
地方公共団体などで通帳やそれに準ずる書類が無い場合	・金融機関が発行する口座証明書 （振込に必要な情報（記載の必須項目）が記載されていれば書式は自由）
【注意事項】 ・金融機関の統廃合により、金融機関名や支店名などに変更があった場合は、必ず最新の通帳等を提出してください。古い金融機関名での通帳のコピーは使用できません。 ・氏名（名称）に変更があった場合は、必ず最新の通帳等を提出してください。	

１３－１５．特別措置にて電力契約を結び充電設備を設置した報告の場合（特別措置の支払を証する書類）

「同一敷地内複数契約を可能とする特別措置」にて急速充電設備を設置した実績報告は、電力会社への支払を証する書類として以下のいずれか一つの書類をアップロードし、提出してください。

（１）電力会社が発行した領収書

【記載の必須項目】

《宛先》
・申請者または工事施工会社等であることの記載
《発行者》
・電力会社名の記載（押印が必須）
《領収日》
・領収した日付の記載
《設置場所名称等》
・申告された設置場所であることが確認できることの記載
《領収金額》
・領収した金額の記載

（２）支払したことを証する振込証明書

【記載の必須項目】

《振込先》
・電力会社の名称
《振込元》
・振込元の記載
《振込完了日》
・領収日または振込日の記載
《金融機関名等》
・支払を行った金融機関名等の記載
《領収印》
・領収したことが確認できる印
《振込金額》
・振込をした金額の記載

・インターネット等による振込の場合には、金融機関発行の支払完了を証する書類を提出してください。ＷＥＢ取引の場合は画面を印刷してください。その際は振込手続完了ではなく振込完了（資金移動）が確認できることが必要です。
・金融機関への振込手数料は、補助対象経費と認めません。

１３－１６．リース契約に基づく報告の場合（貸与料金の算定根拠明細書（様式１２）等）

リース契約が含まれる実績報告は、以下の書類の提出が必要です。

（１）「貸与料金の算定根拠明細書（様式１２）」
・オンライン申請システムから「貸与料金の算定根拠明細書（様式１２）」のデータ入力後、印刷した書面にリースの使用者（契約者）が押印の上、アップロードし提出してください。
・月々のリース料金に補助金相当分の値下がりが反映されていることを証明する必要があります。

（２）充電設備およびその設置工事のリース契約書のコピー
リース契約成立後の契約書であることが必要です。
契約書に記載の必須項目がない場合は、特約や覚書等を提出してください。
なお、転リースの場合、中間リース会社の書類も必要となります。

【記載の必須項目】
《賃貸人》
・申請者であることの記載（押印必須）
《賃借人》
・リースの使用者であることの記載（押印必須）
《充電設備情報》
・充電設備メーカー名、型式、製造番号またはシリアル番号、基数の記載
契約書にリース対象の充電設備情報が確認できない場合は、物件引渡書や物件受領書等、充電設備が特定できる書類の提出が必要です。
《設置場所名称》
・リース物件の使用場所が、申請で入力した設置場所名称の記載
《リース期間》
・保有義務期間（５年）以上であることの記載
《総額リース料金》
・リース料金総額の記載
《補助金の充当》
・リース料金総額に受領する補助金が充当されることがわかる料金の記載
・月々のリース料金に補助金相当分の値下がりが反映させていることがわかる料金の記載

１３－１７．自社または資本関係にある会社から調達した報告の場合（利益等排除申立等）

利益等排除を含む実績報告は、当該調達先との資本関係や利益等排除の方法により以下の書類の提出が必要です。
なお、提出が必要な書類以外にオンライン申請システムの「利益等排除申立」のデータを入力の上、センターへ提出する必要があります。

１３-１７-１．充電設備を資本関係にある充電設備メーカーから調達した場合

（１）申請者の自社調達の場合

・提出書類はありません。
　当該充電設備の製造原価を補助対象経費とします。

（２）１００%同一の資本に属するグループ企業から調達の場合

・提出書類はありません。
　提出された申請者宛の請求書から製造原価以内であることを確認します。

（３）申請者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合

ア．取引価格が当該充電設備の製造原価と当該充電設備に対する経費等の販売費および一般管理費との合計額以内であったことを証する書類（書式は問いません。記載の必須項目を確認し、提出してください。）
充電設備の製造原価をもって補助対象経費とした場合は、書類の提出は不要です。

【記載の必須項目】
《調達先名》
・申請者と資本関係にある充電設備メーカー名の記載（押印必須）
《当該充電設備》
・当該充電設備の型式の記載
《設置場所名称》
・申請で入力した設置場所名称の記載（省略不可）
《販管費》
・当該充電設備に対する経費等の販売費および一般管理費の記載
《作成日》
・書類作成日の記載（交付決定日以降である日付の記載）

イ．取引価格が当該充電設備の製造原価と当該充電設備に対する経費等の販売費および一般管理費との合計額以内であったことの算定根拠資料。
充電設備メーカーが製品ごとに管理する経費等の販売費および一般管理費が計算された算定根拠の資料を提出してください。なお、センターは必要に応じて提出された書類の項目について詳細な説明を求める場合があります。

【記載の必須項目】
《販間費の根拠》
・当該充電設備に対する経費等の販売費および一般管理費の算定根拠となる詳細項目および金額の記載

１３−１７−２．充電設備を資本関係にある充電設備販売会社から調達した場合

（２）１００%同一の資本に属するグループ企業から調達の場合

・調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（充電設備販売会社）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等とあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

・充電設備販売会社名の記載

《売上高》

・売上高である金額の記載

《売上総利益》

・売上総利益である金額の記載

《日付》

・直近年度であることの記載

（３）申請者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合

・調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（充電設備販売会社）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等とあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

・充電設備販売会社名の記載

《売上高》

・売上高である金額の記載

《営業利益》

・営業利益である金額の記載

《日付》

・直近年度であることの記載

１３－１７－３．設置工事を資本関係に工事施工会社から調達した場合

（２）１００%同一の資本に属するグループ企業から調達の場合

・調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（工事施工会社）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等とあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

・工事施工会社名の記載

《売上高》

・売上高である金額の記載

《売上総利益》

・売上総利益である金額の記載

《日付》

・直近年度であることの記載

（３）申請者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合

・調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（工事施工会社）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等とあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

・工事施工会社名の記載

《売上高》

・売上高である金額の記載

《営業利益》

・営業利益である金額の記載

《日付》

・直近年度であることの記載

１３－１８．地方公共団体等が実績報告する場合の補足説明

地方公共団体が申請者となる場合、または地方公共団体が所有する施設等の指定管理者が申請者となる場合の提出書類についての補足説明になります。

１３-１８-１．提出書類

１３-１８-２：交付決定通知書の受領後に充電設備を発注したことが分かる書類
１３-１８-３：充電設備本体、工事費の支払証憑

１３-１８-２．交付決定通知書の受領後に充電設備を発注したことが分かる書類

「１３-５．充電設備本体の発注書」の提出が出来ない場合は、下記に示す書類を提出してください。

・工事請負契約書のコピー
請負者（工事施工会社）と発注者（地方公共団体）との契約書を提出してください。契約した日付、発注者（押印があること）、発注先（押印があること）、設置場所名称、充電設備のメーカー名、型式、基数等が確認できることが必要です。
工事請負契約書に、充電設備のメーカー名、型式、基数等の記載がない場合は、別紙にて発注したことを証する書類（地方公共団体の担当印があること）の提出を求めます。
・入札後の申請で交付決定通知書の受領前に請負者（工事施工会社）と契約を締結している場合、申請者が交付決定通知書を受領後に、請負者（工事施工会社）から充電設備メーカーへの発注書を上記の書類とあわせて提出してください。

１３-１８-３．充電設備本体、工事費の支払証憑

「１３-４．充電設備本体の支払を証する領収書」および「１３-８．工事費の支払を証する領収書」の提出が出来ない場合は、下記の書類を提出してください。

・申請者が工事施工会社へ振込を完了したことを証する書類（支出命令書等）。
振込金額（補助金対象経費）、振込先と振込元、支払完了日（振込日）、設置場所名称等が確認できることが必要です。
支払印は、金融機関の印が押されていることが必要です。会計課等の押印の場合、支出命令書等とあわせて支払の手続きが完了していることを証する書類「支払システムの画面」の印刷を提出してください。

１４．取下げ・計画変更等

１４－１．申請取下げ

（１）申請者は「公募兼交付申請書（様式１）」の受付前に申請の取止または計画の中止をする場合、オンライン申請システムの「申請取止」から申請を取止めてください。

（２）申請者は「公募兼交付申請書（様式１）」の受付後または交付決定通知書の受領後に申請の取下げを行う場合、オンライン申請システムの「補助金申請取下」のデータを入力し、センターへ申告してください。

交付決定通知書の受領後においては、当該通知にかかる補助金の交付決定の内容またはこれに付された条件に不服がある場合にオンライン申請システムの「補助金申請取下」を申告することができます。ただし、提出の期間は交付決定通知書を受領した日から起算して７日以内になります。

なお、交付決定通知書の受領後に「補助金申請取下」の申告により、申請内容の全部または一部を継続する必要がなくなった場合、センターはその内容を補助金交付決定取消通知書（様式２８）により通知します。

（３）交付決定通知書の受領後に、上記（２）以外で計画の中止または廃止による申請の取下げを行う場合はオンライン申請システムの「計画変更承認申請」のデータを入力し、センターへ申告してください。

申請の取下げを行った後、改めて申請する場合は、センターが当該取下げの処理を完了し、申請者へ通知した日以降になります。

１４－２．実施状況等の報告

申請者は、センターが発行する「補助金の額の確定通知書」を受領前に、充電設備設置の実施状況や確認すべき事由についてセンターが報告を求めた場合は、オンライン申請システムの「実施状況等報告」をセンターが要求する期日までにデータを入力し、報告する必要があります。

なお、補助金を受領し、オンライン申請システムの利用終了後は、「実施状況等報告書（様式３２）」をセンターが要求する期日までに原本を郵送で提出する必要があります。

１４－３．工事完了日遅延等報告

充電設備の設置が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合または困難となった場合は、速やかにオンライン申請システムの「工事完了日遅延等報告」のデータを入力し、センターに報告する必要があります。ただし、報告した場合でも実績の最終報告期限は平成３１年１月３１日（木）（マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）のうち、分譲のマンション等への充電設備設置事業については、平成３１年２月１９日（火））となります。

１４－４．実績報告日期限遅延事由

実績の報告期限は充電設備の設置完了日または補助対象経費の支払完了日のいずれか遅い方から３０日以内にセンターに届いているものが有効です。
やむを得ない理由により実績報告の提出が遅延する場合には、あらかじめセンターの承認を受ける必要があります。
申請者は、オンライン申請システムの「実績報告日期限遅延事由」のデータを入力し、報告してください。ただし、実績の最終報告期限は平成３１年１月３１日（木）（マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）のうち、分譲のマンション等への充電設備設置事業については、平成３１年２月１９日（火））を超えることはできません。

１４－５．計画変更

交付決定通知書を受領後に、交付決定内容を変更する場合はセンターへ申告し、承認を得る必要があります。下記に示す内容を確認の上、オンライン申請システムの「計画変更申告」「変更届出」「計画変更承認申請」を選択の上、データを入力し、センターに申告する必要があります。その場合、センターの指示があるまで、計画変更にかかる設置工事は中断する必要があります。変更が生じた時点で速やかにセンターへ申告してください。実績報告の提出までに計画変更が申告されていない場合は、交付決定が取消されることがありますので注意してください。

計画変更の内容と必要な書類

書類（データ入力）	変更内容の例
「計画変更申告」	軽微な変更で、工事内容の変更 ・ブレーカー容量の変更 ・電源ケーブルのサイズの変更 ・充電設備や付帯設備の基礎サイズの変更 ・付帯設備のメーカー、型式の変更 ・充電スペースの変更等 ・充電設備を同一敷地内で１０m未満移動
「変更届出」	工事内容に関わらない変更 ・申請者（共同申請者含む。）の法人名称変更、代表者変更 ・申請者（共同申請者含む。）住所変更 ・充電設備設置場所名称の変更 ・地番から住所への変更等
「計画変更承認申請」	重要な工事内容の変更および申請の取下げ ・充電設備を同一敷地内で１０m以上移動 ・受電元の変更（特別措置からキュービクルへの変更等） ・交付決定通知書の受領後の、計画の中止または廃止による申請の取下げ
提出が不要	交付決定の内容（申請者・工事内容等）に関わらない変更 ・減額などによる工事費の変更等

１４－５－１．計画変更不可事項

以下の内容は計画変更により変更することはできません。変更する場合は、申請の取下げを行う必要があります。取下げの手続きが完了し、「公募兼交付申請書（様式１）」の提出期間内であれば再度申請を行うことができます。

（１）申請者の変更

ただし、下記に示す場合は変更できる場合がありますので速やかにセンターへ連絡してください。

・法人の合併による社名変更等

・婚姻等による姓名変更

・申請者の死亡による相続

（２）リース契約の有無の変更

（３）充電設備の設置場所住所の変更

（４）工事施工会社の変更

（５）手続代行者の変更

（６）充電設備のメーカー、型式、基数の変更

１５．財産処分の手続

１５－1. 財産処分

（１）取得財産等の処分を制限する期間（５年）に取得財産等を処分（本補助金の事業の目的に反し、使用、譲渡、交換、貸付、廃棄、担保に供すること）することは財産処分に該当します。（ただし、付帯設備は取得価格が単価５０万円以上のものが対象です。）

（２）「取得財産等の処分を制限する期間」にやむを得ず処分を行うときは、センターへ事前の届出が必要であり、また原則として補助金の返納が必要となります。

（３）センターが財産処分手続により返納不要と認める処分

ア．取得財産等の処分が本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるもの。
（天災または過失のない事故等により補助対象充電設備等が使用不可能となり廃棄処分をする場合。）

イ．住宅および建築物等に充電設備等が設置された場合における、当該住宅および建築物等の譲渡と併せて行われる当該充電設備等の譲渡。

ウ．申請者が所有していない土地に充電設備等が設置される場合において、当該土地所有者の意向による土地の利用用途の変更に伴う当該充電設備等の処分であり、更に処分後も引き続き当該充電設備等が本補助目的の達成を図るために利用されるものとしてセンターが認めるもの。

エ．その他センターが充電設備の普及の促進に特に必要と認める処分。

１５－２．処分をする場合の手続と注意事項

（１）手続について

・取得財産等を処分する前にセンターに「財産処分承認申請書（様式２２）」を提出してください。

※必要に応じてセンターが「実施状況等報告書（様式３２）」を求めることがあります。

・センターは、「財産処分承認申請書（様式２２）」を受けて処分内容を判断し承認する場合には、「財産処分承認通知書（様式２３）」をもって通知します。

※センターの承認前に処分してはいけません。

・処分完了後、「実施状況等報告書（様式３２）」にてセンターに報告する義務があります。

（２）注意事項

ア．補助金の扱い

・保有期間や処分の事由等によって、センターが指示する金額の補助金を指定する期限までに返納しなければなりません。なお、期限までに返納しない場合は、延滞金が発生します。

・補助金の返納が完了するまで、新しい補助金の申請はできません。

・取得財産等を処分することによって収入があるとセンターが判断する場合は、その収入の全部または一部の納付を求めることがあります。

・返納の有無や返納額は提出された書類の内容に基づき審査いたします。

イ．センターの承認を得ずに処分した場合

・保有義務期間または処分制限期間内に処分したことが判明した場合は、交付された補助金の全額の返納を求めることがあります。

・上記の場合は、補助金を受領した日から返納の日までの日数に応じて加算金の納付も併せて求めることがあります。

・返納の有無や返納額は提出された書類の内容に基づき審査いたします。

１５－３．充電設備の移設

※センターの指示を受ける前に移設してはいけません。

充電設備を移設する場合は（同一敷地内を含む）、「実施状況等報告書（様式３２）」を用いて速やかにセンターへ報告し、センターの指示を受ける必要があります。

１６．補助事業の経理

１６－１．補助事業の経理の書類保管および処理等

（１）申請者は本補助金を申請するにあたり、補助事業の経理と補助事業以外の経理を明確に区分してください。その場合、収支に関する証拠書類（見積書、契約書、発注書、請求書、領収書等の帳票類）も明確に区分することが必要です。

（２）補助金の交付を受けて実施した充電設備等の設置事業に関する経理の帳簿を備え、その収入額および支出額を記入し、補助金の使途を明らかにしてください。

（３）会計帳簿等および収支に関する証拠書類（見積書、契約書、発注書、請求書、領収書等の帳票類）は設置工事が完了した日の翌年度（４月１日）から、申請者が５年間いつでも閲覧できるように保管してください。
ただし、個人の申請において、上記の経理処理等が困難な場合は、見積書、契約書、発注書、請求書、領収書等の帳票類を、同様に５年間保存してください。

（４）本補助金の経理処理（圧縮記帳関連規定の適用）は、所得税法第４２条「国庫補助金等の総収入金額不算入」または法人税法第４２条「国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入」の規定を適用することが可能です。
具体的な経理処理方法については税理事務所等にご相談ください。

１７．補助事業の調査

１７－１．実地調査（立ち入り調査）

センターは、補助金受給後の申請者に対し、センターが補助金の交付業務の適正な運営を図るために必要な範囲において、設置された充電設備の使用・管理状況および、会計帳簿等の収支に関する証拠書類の、保管管理状況の調査等を申請者の設置場所および事務所などへ立ち入り調査を実施します。
申請者はセンターから調査依頼の要請があった場合は遅滞なくこれに協力しなければなりません。

１７－２．充電設備の稼働状況調査（調査票）

センターは、本補助制度の有効利用を評価するための交付規程に基づき、補助金受給後の申請者に対し、充電設備の稼働状況、利用頻度、運用等に関し書面などで調査を実施します。
申請者は、センターが必要な範囲内においてデータ等の提供を要請した場合は、これに協力しなければなりません。

参考１． 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金交付規程

電気自動車･プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金交付規程

（通則）

第１条　次世代自動車用充電設備の設置に対する助成金（以下「補助金」という。）の交付等の事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号)、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金交付要綱（２０１７０３２１財製第１０号）（以下「交付要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

（目的）

第２条　この規程は、経済産業大臣が定めた交付要綱第２条の目的の達成を図るため、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が、次世代自動車用充電設備を設置する者に対して補助金の交付を行う事業（以下「補助事業」という。）の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

（充電設備の定義）

第３条　充電設備とは、電気自動車（搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。）及びプラグインハイブリッド自動車（搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。）（以下、「電気自動車等」という。）に充電するための設備であって、次の各号に掲げるものをいう。

一　急速充電設備　電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が１０ｋW以上のもので、充電コネクター、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

二　普通充電設備　漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が１０ｋW未満のもので、充電コネクター、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

三　Ｖ２Ｈ充電設備　電気自動車等に搭載された電池から電力を給電するための直流/交流変換回路をもつ充電設備で、充電コネクター、ケーブルその他装備一式を備えたものをいう。

四　充電用コンセント　電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する 200Ｖ対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。

五　充電用コンセントスタンド　前号の充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。

（事業の内容）

第４条　補助事業の内容は、次に各号に掲げるものをいう。
一　高速道路ＳＡ・ＰＡ及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）　「高速道路ＳＡ・ＰＡ」等（高速道路株式会社法（平成１６年法律第９９号）第１条に規定する高速道路株式会社６社が管理する道路及び地方道路公社法第１条（平成２５年6月１４日法律第４４号）に規定する地方道路公社が管理する道路のＳＡ・ＰＡ及び隣接設置されたハイウェイオアシスのうち、新設又は電欠防止の観点から特に重要な地点に限る。)、「道の駅」（自治体又は自治体に代わり得る公的な団体が申請し、国土交通省の登録を受けた案内・サービス施設をいう。）及び「空白地域」における経路充電のための充電設備の設置事業をいう。
二　商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）　「大規模商業施設」や「宿泊施設」等、電気自動車等の利便性向上の観点から電気自動車等の普及に特に有効と考えられる施設における目的地充電のための充電設備の設置事業をいう。
三　マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）　新設又は既設の共同住宅及び長屋（以下「マンション等」という。）に属する駐車場(平置き、立体自走、機械式等)並びに事務所・工場に勤務する従業員や事業者が利用する駐車場における基礎充電のための充電設備の設置事業をいう。

（交付の対象者、補助対象経費及び補助率）
第５条　センターは、民間団体等（地方公共団体、その他の法人（独立行政法人を除く。)、個人）が行う前条に定める事業に要する経費のうち、補助金の交付の対象としてセンターが認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。この場合において、当該事業に要する経費の消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まないものとする。なお、別紙　暴力団排除に関する誓約事項　記に記載されている事項に該当する者は、補助金の交付対象としない。
２　前項の補助対象経費に係る充電設備は、一定の仕様に基づき生産されるものであって、その製造事業者(製造事業者が海外法人である場合にあっては、製造事業者の委託を受けた輸入事業者とする。以下同じ。）からの申請により、あらかじめセンターが承認したものに限る。
３　補助対象経費及び補助率は、別表１のとおりとする。

（補助金の交付上限額）
第６条　補助対象経費に係る一基当たりの補助金交付上限額は、別表２に定める金額の範囲内で、事業の種類、充電設備の種類及び設置工事の内容ごとにセンターが別に定める。
２　センターは、前項のセンターが定める補助金交付上限額の範囲内で、充電設備の型式ごとに前条第２項の承認を行い、これを公表する。

（補助金の公募兼交付申請）
第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、センターが別に指定する日までに､センターが定める様式による公募兼交付申請書をセンターに提出(以下｢公募兼交付申請」という。）しなければならない。

２　公募兼交付申請は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。
一　一つの工事ごとに行われていること。
二　国の他の補助金と重複して申請していないこと。
三　充電設備を設置する土地の使用権限を有していること。（借地の場合は、土地の使用許諾及び充電設備を設置することの許諾を取り、許諾を証する書類の提出が可能なこと。）
四　申請者が、別紙　暴力団排除に関する誓約事項　記に該当していないこと。
五　充電設備及びその設置工事をリースする目的で取得する場合は、リース会社が申請者となり、リース料金の総額に補助金相当額を充当し、値下がりを反映したリース料金を設定すること。
六　公募兼交付申請に係る充電設備は、今後、新規に購入される充電設備であり、中古品又は新古品ではないこと。また、充電設備の発注及び支払いは交付決定日後であること。
七　補助対象経費の支払は交付決定日後であって、またその支払方法は原則として金融機関振込とするに同意していること。
八　充電設備の設置基数は、原則としてセンターが事業ごとに別に定める目安の範囲内であること。
九　充電設備の設置に係る工事の施工開始は交付決定日後であること。
十　補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事等を含む。）がある場合、センターに申告すること。
十一　充電設備の設置及びその支払いが第１３条第１項に規定する実績の報告期限日までに完了すること。
十二　設置した充電設備（案内板等の付帯設備を含む。）について、第１７条第２項に規定する保有義務期間を満了できること。
十三　センターから求められた場合には、直ちに利用状況に関するデータ（利用頻度等）を提供し、センターが当該データを含む設備に係る情報について国への提供を行うことを了承すること。
十四　別表３の事業ごとの申請要件を満たしていること。
十五　別表４に定める書類が添付されていること。
３　センターは、第１項の規定による公募兼交付申請書の提出があったときは、センターに到着した日を到着日とし、公募兼交付申請書の受付を行うものとする。
４　センターは、公募兼交付申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等（以下「公募兼交付審査等」という。）により、申請要件を満たし、予算の範囲内において適切であると認められた場合にのみ、センターが定める日までに採択を行い、採択された公募兼交付申請のみセンターのホームページ上で公表するものとする。ただし、センターが公募兼交付審査等を行うにあたり、書類に不備・不足等があり、その是正に特に期間を要するとして申請者に対してその旨の連絡を行ったものについては、この限りでない。なお、公募兼交付審査等については、センターが別に定める。

（交付の決定等）
第８条　センターは、前条第４項の採択を行ったときは原則７営業日以内に交付の決定を行い、センターが定める様式による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとす

る。
２　前項の場合において、センターは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の公募兼交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。
３　第１項に基づき通知した交付決定通知書に記載された日を交付決定日とする。
４　申請者は、第１項に基づき通知した交付決定通知書を受領した後に充電設備の発注及び施工の開始をしなければならない。
５　センターは、第１項の交付決定通知に際して、必要な条件を付すことができる。
６　センターは、第７条第２項第十号の申告があった場合には、別に定める方法により計算される利益等について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。
７　申請者は第１項の規定に基づく交付の決定によって生じる権利の全部又は一部をセンターの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（申請の取下げ）
第９条　申請者は、前条第１項の規定による補助金の交付の決定の通知を受ける前において、補助金の公募兼交付申請を取り下げることができる。公募兼交付申請の取下げをしようとするときは、センターに申告しなければならない。
２　申請者は、前条第１項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、公募兼交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して７日以内にセンターに申告しなければならない。
３　センターは、前２項の申告があった場合は、第７条第１項の公募兼交付申請又は第８条第１項の交付の決定はなかったものとみなすことができる。
４　申請者は、第１項及び第２項において取下げの手続きが完了した後に、公募兼交付申請の受付期間内であれば内容を変更し再度公募兼交付申請書の提出ができるものとする。

（計画変更の承認等）
第１０条　申請者は、第８条第１項の交付の決定の通知を受けた後に、当該交付決定通知に係る申請の内容を変更（全部又は一部の承継、中止又は廃止を含む。）しようとするときは、センターにあらかじめ計画変更の承認申請をし、計画変更承認通知書によりセンターの承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、変更内容をセンターに申告し、その指示を受けることとする。なお、軽微な変更については、センターが別に定める。
２　センターは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

（遅延等の報告）
第１１条　申請者は、第８条第１項の交付の決定の通知を受けた後に、設備設置工事が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は困難となった場合においては、速やかに工事完了日遅延等をセンターに報告し、その指示を受けなければならない。

（実施状況等報告）

第１２条　申請者は、センターが必要と認めて要求したときは、充電設備の設置工事の実施状況等について、センターが定める様式による実施状況等報告書をセンターが要求する期日までに提出しなければならない。

（実績報告）

第１３条　第８条第１項の交付の決定の通知を受けた申請者は、充電設備の設置工事が完了し、かつ充電設備と設置工事に係る補助対象経費全額の支払いが完了したとき（第１０条第１項の規定に基づき中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して３０日以内又はセンターが別に定める実績の報告期限日のいずれか早い日までに、実績の報告をセンターにしなければならない。

２　前項の場合において、やむを得ない理由によりその報告が遅延する場合には、あらかじめセンターの承認を受けなければならない。

３　センターは前項の承認をする場合、第１項に定めるセンターが別に定める実績の報告期限日を超過することはないものとする。

４　第１項の実績報告に必要な添付書類は別表５に定める。

（補助金の額の確定等）

第１４条　センターは、充電設備の設置に係る前条第１項の実績の報告があった場合は、当該報告に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が補助金の交付の決定の内容（第１０条第１項の規定に基づく承認をしたときには、その承認された内容）及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、センターが定める様式による補助金の額の確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた申請者に確定通知するものとする。

（補助金の支払）

第１５条　センターは、交付要綱第１５条に基づく経済産業大臣からの補助金の支払いがあったときには、前条の規定により確定した交付すべき補助金の額を、遅滞なく申請者に支払うものとする。

２　前項の申請者への補助金の支払いは、申請者が実績報告にて申告する補助金の支払先に対する振り込みにより行われるものとする。

３　前項に申告される補助金の支払先は申請者名義に限るものとする。ただし、センターが認める場合はその限りではない。

（交付決定の取消し等）

第１６条　センターは、第１０条第１項の規定による計画変更等の申請があった場合又は第８条第１項の交付の決定の通知を受けた申請者が次の各号の一に該当すると認められる場合は、第８条第１項の規定による決定の全部又は一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

一　法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づくセンターの処分若しくは指示に違反し

た場合。
二　交付の決定の通知に係る公募兼交付申請（第１０条の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの）の内容と異なる使用等をした場合及び交付の決定に付された条件に従わなかった場合。
三　不正、怠慢その他の不適当な行為をした場合。
四　前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、交付の決定の通知に係る交付申請（第１０条の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの）の内容の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
五　申請者が、別紙　暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。
2　前項の規定は、第１４条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。
3　センターは、第1項に基づく取消しをしたときには、センターが定める様式による補助金交付決定取消通知書により、速やかに申請者に通知するものとする。
4　センターは、第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、センターが定める様式による補助金返還命令書により、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命じることができるとする。
5　センターは、前項の返還を命じる場合は、第1項第四号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利１０．９５％の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができるものとする。
6　第4項の補助金の返還の命令を受けた者は、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。
7　前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合は、センターは未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５％の割合で計算した延滞金をセンターに納付させることができる。

（取得財産等の管理等）
第１７条　補助金の交付を受けた者は、補助金により取得した充電設備(案内板等の付帯設備も含む)（以下「取得財産等」という。）については、充電設備設置完了後においても、法令を遵守し継続的に善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
2　補助金の交付を受けた者は、取得財産等については、センターが別に定める期間保有しなければならない。
3　前項の取得財産等の保有を義務付けられる期間（以下「保有義務期間」という。）内にセンターが保有義務違反と認めるときは、センターは、前条第1項及び第2項に基づき交付決定を取消し、同条第4項に規定される補助金返還命令書により、補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。なお、前項の規定により定められた期間内において、あらかじめセンターが定める様式による財産処分承認申請書を提出し、センターがこの申請を適正と認めるときは、その限りではない。
4　センターは前項の申請を適正と認めるときは、当該申請に係る処分の内容について承認し、センターが定める様式による財産処分承認通知書により通知するものとする。

５　補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、センターの定める様式による取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理するとともに、本表の写しを第１３条第１項に定める実績報告に添付して提出するものとする。

６　センターは本規程に準じた電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金管理規程を別表６に定め、補助金の交付を受けた者に通知し、取得財産等の適正な管理を促し、また、補助金の交付を受けた者は、これを遵守するものとする。

７　センターは、補助金の交付を受けた者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができる。

（財産処分の制限等）

第１８条　処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価５０万円以上の取得財産等とする。

２　取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数等を勘案して、センターが別に定める期間とする。

３　前項の規定により定められた期間内において、補助金の交付を受けた者が処分を制限された取得財産等を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書を提出し、センターはこの申請を適正と認めるときは、当該申請に係る処分の内容について承認し、財産処分承認通知書により通知するものとする。

４　センターが取得財産等の処分を承認する場合においても、取得財産等の処分の目的、事由によっては、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。ただし、別表７に掲げるものにあっては、適用しない。また、センターの承認を得ずに、取得財産等の処分を行ったことが判明した場合、センターは、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

５　前条第７項の規定は、第３項の承認をする場合において準用する。

６　センターは、第１６条第４項、前条第３項及び第４項において、補助金の返還を求めた者から新しい申請がされた場合は、補助金の返納が完了したことを確認するまで、その申請の受付を拒否することができる。

（手続代行者）

第１９条　申請者は、第７条に規定する公募兼交付申請及び第１３条に規定する実績報告に係る業務等の手続きの一部の代行について、第三者（以下「手続代行者」という。）に依頼することができるものとする。ただし、センターが認めた場合を除き、手続代行者は工事施工会社に限る。

２　手続代行者は、申請者の指示に従い依頼された手続きを誠意をもって実施しなければならない。また、本手続の代行を通じて申請書に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に従って取り扱うものとする。

（充電設備等設置事業の経理等）

第２０条　補助金の交付を受けた者は、原則として本補助金の交付を受けて実施した充電設備の設置事業（以下「充電設備等設置事業」という。）に関する経理についての帳簿を備え、充電設備等設置事業以外の経理と区分した上、充電設備等設置事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

２　補助金の交付を受けた者は、前項の支出額について、その内容を証する書類を整理して、前項の帳簿とともに充電設備等設置事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間、センターの要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

（センターによる調査）

第２１条　センターは、補助金の交付業務の適正な運営を図るため、必要な範囲において、第５条第２項の承認を受けた充電設備の製造事業者、輸入業者、申請者（補助金の交付を受けた後を含む。）及び手続代行者（以下「申請者等」という。）に対して所要の調査等を行うことができる。

２　申請者等は、センターが必要な範囲内において調査等を行う場合は、これに協力しなければならない。

（センターによるデータ等の提供要請と協力要請）

第２２条　センターは、国の施策に基づき、必要な範囲において申請者等に対して電気自動車等及び充電インフラの普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

２　申請者等は、センターが必要な範囲内においてデータ等の提供を要請した場合は、これに協力しなければならない。

（補助金の返還）

第２３条　センターは、事業終了後において、補助金の交付を受けた者から補助金の返還があった場合には、速やかに経済産業大臣に報告し、経済産業大臣の指示に従わなければならない。

（個人情報保護等）

第２４条　センター及びその職員は、本事業を通じ、申請者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に従って取り扱うものとする。

２　センター及びその職員は、本事業の実施にあたって第５条第２項の承認を受けた充電設備の製造事業者から提供を受けた一切の秘密情報を、当該情報の提供者から了解を得ることなく、国以外の第三者に漏洩し又は交付要綱第２条に規定する交付の目的以外の目的に利用してはならない。

３　センターは、本事業の実施にあたって提供された個人情報及び秘密情報については、交付要綱第２０条第３項における保存期間が経過した場合には経済産業大臣へ報告し、その指示に従わなければならない。

（不正行為等の公表等）

第２５条　センターは、申請者、手続代行者、工事施工会社及び充電設備の製造事業者等が虚偽及び不正行為等により補助金の申請手続き等を行った場合、次の各号の措置を講ずることができるものとする。

一　センターが行う補助事業等の新しい申請の全部又は一部について、一定期間受付を拒否すること。

二　申請者、手続代行者、工事施工会社及び充電設備の製造事業者等の名称及び不正の内容を公表すること。

（暴力団排除に関する誓約）

第２６条　申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の公募兼交付申請前に確認しなければならず、公募兼交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。なお、申請者が暴力団である又は暴力団との付き合いがあると疑われる場合には、センターは本事業を通じ、申請者に関して得た情報を国に提供することができる。

（その他必要な事項）

第２７条　この交付規程に定めるもののほか、この交付規程の施行に関し必要な事項は、センターが別に定める。

２　センターは、交付要綱第２条に規定する交付の目的を達成するために、経済産業大臣から補助事業の手続等について見直しを求められた場合には、この交付規程及び前項に規定する施行に関し必要な事項について、所要の見直しを図るものとする。

３　センターは、交付要綱第２条に規定する交付の目的を達成するために、充電インフラに関する調査を行うことができる。

（附則）

この交付規程は、平成３０年４月１日から施行する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

　当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の公募兼交付申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（別表１）

補助対象経費の内訳及び補助率

補助対象事業	補助対象経費の内訳	補助率
１．高速道路ＳＡ・ＰＡ及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）	１．充電設備の購入費	定額
	２．充電設備の設置工事費（注１） 充電設備設置工事費、案内板設置工事費、付帯設備設置工事費、その他設置に係る費用	定額
２．商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）	１．充電設備の購入費	１／２
	２．充電設備の設置工事費（注１） 充電設備設置工事費、案内板設置工事費、付帯設備設置工事費、その他設置に係る費用	定額
３－１．マンション等への充電設備設置事業（基礎充電）	１．充電設備の購入費	１／２ （ただし、Ｖ２Ｈ充電設備は２／３）
	２．充電設備の設置工事費（注１） 充電設備設置工事費、付帯設備工事費、その他設置に係る費用	定額
３－２．事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）	１．充電設備の購入費	１／２
	２．充電設備の設置工事費（注１） 充電設備設置工事費、その他設置に係る費用	定額

注１．設置工事費の詳細項目については別にセンターが定める。

（別表２）補助金交付上限額[注２]

１．高速道路ＳＡ・ＰＡ及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）

（１）充電設備の購入費[注３]

急速充電設備・普通充電設備・Ｖ２Ｈ充電設備：４５０万円

充電用コンセント・充電用コンセントスタンド：１２万円[注４]

（２）充電設備の設置工事費[注３]

①「高速道路等」への設置工事費

特別な仕様に基づく工事の場合[注５]：５，０００万円

特別な仕様に基づかない場合：４６０万円

②「道の駅」及び「空白地域」への設置工事費

急速充電設備：４６０万円

普通充電設備・Ｖ２Ｈ充電設備・充電用コンセントスタンド：２７８万円

普通充電設備・充電用コンセントスタンド（機械式駐車場内）：２４９万円

充電用コンセント：２１４万円

充電用コンセント（機械式駐車場内）：２４５万円

２．商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）

（１）充電設備の購入費[注３]

急速充電設備・普通充電設備・Ｖ２Ｈ充電設備：２２５万円

充電用コンセント・充電用コンセントスタンド：６万円

（２）充電設備の設置工事費[注３]

急速充電設備：２３７万円

普通充電設備・Ｖ２Ｈ充電設備・充電用コンセントスタンド：１９２万円

普通充電設備・充電用コンセントスタンド（機械式駐車場内）：２４９万円

充電用コンセント：１２８万円

充電用コンセント（機械式駐車場内）：２４５万

３－１．マンション等への充電設備設置事業（基礎充電）

（１）充電設備の購入費[注３]

急速充電設備・普通充電設備・Ｖ２Ｈ充電設備：２２５万円

充電用コンセント・充電用コンセントスタンド：６万円

（２）充電設備の設置工事費[注３]

急速充電設備：２９５万円

普通充電設備・Ｖ２Ｈ充電設備・充電用コンセントスタンド：２５０万円

普通充電設備・充電用コンセントスタンド（機械式駐車場内）：２７２万円

充電用コンセント：１８６万円

充電用コンセント（機械式駐車場内）：２６８円

３－２．事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）

（１）充電設備の購入費[注３]

急速充電設備・普通充電設備・Ｖ２Ｈ充電設備：２２５万円

充電用コンセント・充電用コンセントスタンド：６万円

（２）充電設備の設置工事費[注３]

急速充電設備：１００万円 普通充電設備・Ｖ２Ｈ充電設備・充電用コンセントスタンド：１００万円 普通充電設備・充電用コンセントスタンド（機械式駐車場内）：２００万円 充電用コンセント：８１万円 充電用コンセント（機械式駐車場内）：１９６万円

注２．複数の充電設備の設置工事における「設置工事費」の補助金交付上限額については、別にセンターが定める。

注３．充電設備購入及び設置工事に係る契約に関しては、でき得る限りの競争に付し、設置費用の低減に努めること。

注４．高速道路ＳＡ・ＰＡは含まない。

注５．特別な仕様に基づく工事とは、当設置場所を管轄する国、自治体、又は高速道路会社等が充電設備の設置について特別に適用を指示する規格及び仕様に基づいて工事を行う必要がある場合で、特にセンターが認める工事をいう。

（別表３）補助金の公募兼交付申請要件

補助対象事業	公募兼交付申請要件
１．高速道路ＳＡ・ＰＡ及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電） （１）高速道路ＳＡ・ＰＡ	次の要件をすべて満たすこと。 ①充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所にあること。 ②充電設備の利用者を限定せず、(注６) 他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと（ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とする。）。 ③充電場所を示す案内板を当該施設の入り口に設置すること。 ④原則、充電設備が新規に整備される場所、又は電欠防止の観点から特に重要な場所であること。
１．高速道路ＳＡ・ＰＡ及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電） （２）道の駅	次の要件をすべて満たすこと。 ①充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所にあること。 ②充電設備の利用者を限定せず、(注６) 他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと（ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とする。） ③充電場所を示す案内板を当該施設の入り口に設置すること。 ④原則、充電設備が新規に整備される場所、又は電欠防止の観点から特に重要な場所であること。
１．高速道路ＳＡ・ＰＡ及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）	次の要件をすべて満たすこと。 ①充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所にあること。 ②充電設備の利用者を限定せず、(注６) 他のサービスの利用又

（３）空白地域	は物品の購入を条件としていないこと（ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とする。）。 ③充電場所を示す案内板を当該施設の入り口に設置すること。 ④電欠防止の観点から特に重要な場所であり、原則、半径１５ｋｍ圏内(注７)に上記①～③の要件を全て満たす充電設備（以下「公共用充電設備」という。）のうち急速の公共用充電設備が設置されていないこと。
２．商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）	次の要件をすべて満たすこと。 ①充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所にあること。 ②充電設備の利用者を限定せず、(注６) 他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと（ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とする。） ③充電場所を示す案内板を当該施設の入り口に設置すること。 ④原則、充電設備が新規に整備される場所であること。
３－１．マンション等への充電設備設置事業（基礎充電）	次の要件をすべて満たすこと。 ①設置場所がマンション（共同住宅）等であることを証する書類の提出が可能なこと。 ②充電設備の利用者は、当該マンション等の居住者又は当該駐車場の契約者に限られる。 ③分譲済のマンション等の場合は、充電設備の設置が「住民総会」等で決議されている又は理事会での合意がされていること。
３－２．事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）	次の要件をすべて満たすこと。 ①設置場所が従業員駐車場の場合は従業員専用の駐車場専用の、社有車駐車場の場合は社有車専用の駐車場であることを証する書類の提出が可能なこと。 ②電気自動車等の今後の新車購入（リースを含む。）の予定があることを申告すること。

注６．充電設備の使用を会員制にて行う場合、非会員であっても何らかの方法にて使用可能とすること。

注７．高速道路ＳＡ・ＰＡは含まない。

（別表４）公募兼交付申請に必要な添付書類

設備設置に係る公募兼交付申請をする場合の添付書類
①充電設備購入費及び設置工事に係る見積書 ②充電設備の設置場所見取図等 ③設置工事内容が確認できる図面 ④工事着工前の要部写真 ⑤法人（地方公共団体を除く。）にあっては、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書等（３カ月以内の発行のもの、原本）及び役員名簿（リースの使用者（契約者）も含む。） ⑥法人にあっては、法人番号を証する書類（法人番号指定通知書の写し又は法人インフォメーション等よりダウンロードした該当のＰＤＦファイルデータ等）(注 8) ⑦個人にあっては本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し ⑧マンション管理組合（管理組合法人を除く。）にあっては、マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し及び代表者の本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し ⑨充電設備をリースする目的で取得するものについては、リース事業を生業とすることを証する書類の写し（上記③で代替することも可） ⑩その他センターが定めるもの

注８．補助金の交付決定等に関する情報（申請者名（採択先及び交付決定先）、法人番号、採択日、交付決定日、交付決定額等）がオープンデータとして法人インフォメーションに公表されることに了承すること（申請者が個人の場合を除く。）

（別表５）設備設置に係る実績報告に必要な添付書類

①充電設備代金及び設置工事代金の支払証憑の写し 発注書、請求書、領収書の写し ②充電設備のメーカーが発行する保証書又はメーカーが認めた第三者の発行する保証書（ただし、この場合、保証書のフォームはメーカーが定めたもので、第三者の発行をメーカーが管理できる場合に限る。） ③充電設備及びその設置工事をリースする目的で取得するものについては、リース契約書の写し ④取得財産等管理台帳・取得財産等明細表の写し ⑤充電設備設置の完了を確認できる書類 ⑥充電設備設置中及び完了後の要部写真 ⑦充電設備設置の完了を確認できる図面 ⑧補助金交付を求める口座の申請者名義を証する書類 ⑨その他センターが定めるもの

（別表６）
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金管理規程

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金管理規程

１．補助金の交付を受けた者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、法令を順守し継続的に善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２．補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。

３．補助金の交付を受けた者は、一定期間（注）内において取得財産等を保有し、処分を制限された取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け（リース事業者を除く。）、廃棄又は担保に供すること）してはならない。

４．補助金の交付を受けた者は、前項の規定により定められた期間内において取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書をセンターに提出しその承認を受けなければならない。
センターが取得財産等の処分を承認する場合においても、取得財産等の処分の目的、事由によっては、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を求める場合がある。また、センターの承認を得ずに、取得財産等の処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全部又は一部の返還を求める場合がある。

（注）一定期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等を勘案して、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金交付規程第１７条第２項及び同１８条第２項に基づく、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金業務実施細則別表５に定められた期間とする。

（別表７）承認を受けて行われる処分のうち、センターが特に認めるもの

次に掲げる処分（譲渡の場合にあっては、譲受人が取得財産等を処分制限期間中に新たな財産処分を行う場合は、あらかじめ財産処分に係るセンターの承認を譲受人自身が得ることについて合意がある場合に限る。）

１　住宅及び建築物等に充電設備が設置された場合における、当該住宅及び建築物等の譲渡と併せて行われる当該充電設備の譲渡。
２　申請者が所有していない土地に充電設備が設置される場合において、当該土地所有者の意向による土地の利用用途の変更に伴う当該充電設備の処分であって、処分後も引き続き当該充電設備が本補助目的の達成を図るために利用されるものとしてセンターが認めるもの。
３　その他センターが充電設備の普及の促進に特に必要と認める処分。

参考２．電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金業務実施細則

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金業務実施細則

（趣旨）

第１条　一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が、次世代自動車用充電設備の設置に対する助成金（以下「補助金」という。）を交付する業務は、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）に定めるもののほか、交付規程によりセンターが定めるこの業務実施細則（以下「実施細則」という。）による。ただし、交付規程第５条第１項に定める補助対象経費に係る充電設備承認の手続きについてもセンターが別に定める。

（用語）

第２条　実施細則で使用する用語は、特に定めのない限り交付規程の例による。

一　「高機能急速充電設備」とは、電気自動車等への充電に際し、現契約電力を超えないように充電のための電力を制御する機能等充電設備の運用費用の負担低減に資する機能、課金が可能となる機能、又はこれらを組み合わせた機能を備えた急速充電設備をいう。

二　「高機能普通充電設備」とは、電気自動車等への充電に際し、現契約電力を超えないように充電のための電力を制御する機能等充電設備の運用費用の負担低減に資する機能、課金が可能となる機能、又はこれらを組み合わせた機能を備えた普通充電設備をいう。

三　「高機能Ｖ２Ｈ充電設備」とは、電気自動車等への充電に際し、現契約電力を超えないように充電のための電力を制御する機能等充電設備の運用費用の負担低減に資する機能、課金が可能となる機能、又は、これらを組み合わせた機能を備えたＶ２Ｈ充電設備をいう。

四　交付規程第３条第１項第二号における「普通充電設備」のコントロールパイロット機能には、使用・非使用による切り替えを必須としないこととする。

五　「充電用コンセント」とは、日本配線システム工業会規格「ＪＷＤＳ－００３３　ＥＶ充電用コンセント・差込プラグ」に適合したコンセントをいう。

六　「コンセントスタンド」とは、センターが認めた充電用コンセント（ＪＷＤＳ－００３３に適合するもの）を装備する盤型、又はスタンド型のものをいい、日本配線システム工業会規格「ＪＷＤＳ－００３５　ＥＶ充電用コンセント盤・コンセントスタンド」適合することを必要とする。

七　「経路充電」とは、長距離を移動する場合の電欠回避を目的とする充電等をいう。主に急速充電設備が利用されることが多い。

八　「目的地充電」とは、移動先での滞在中の駐車時間に行う充電等をいう。主に普通充電設備が利用されることが多い。

九　「基礎充電」とは、電気自動車等の所有者の自宅や事業所、勤務先など、車両の保管場所で行う充電をいう。主に普通充電設備、充電用コンセント等が利用されることが多い。

十　「空白地域」とは、「経路充電」における電欠防止の観点から特に重要な場所のことをいう。

原則、半径１５ｋｍ圏内に急速の公共用充電設備がないこととする。

十一　充電設備における「中古品」とは、申請者が既に代金を支払い、設置し、メーカー発行の保証書等を受領した充電設備をいい、「新古品」とは、申請者が代金を支払って既に所有する設置されていない充電設備をいい、いずれもその購入費用は補助対象経費とはならない。

十二　「共同申請」とは、一つの申請に関し、複数の申請者がいる場合、手続きの代表者を定めた上で共同して申請することをいう。原則として、充電設備の所有権を有する者が申請の手続きを行うこととする。

（補助金交付上限額）

第３条　交付規程別表２の充電設備に係る補助金交付の交付上限額の範囲としてセンターが定める金額は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める金額とする。

充電設備の種類、出力及び補助率ごとの補助金交付上限額を以下に示す。

一　定格出力が１０キロワット以上３０キロワット未満の急速充電設備
　高速道路ＳＡ・ＰＡ及び道の駅等への充電設備設置事業　１５０万円
　商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業
　及びマンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業　７５万円

二　定格出力が３０キロワット以上５０キロワット未満の急速充電設備
　高速道路ＳＡ・ＰＡ及び道の駅等への充電設備設置事業　１８０万円
　商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業
　及びマンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業　９０万円

三　定格出力が５０キロワット以上１００キロワット未満の急速充電設備
　高速道路ＳＡ・ＰＡ及び道の駅等への充電設備設置事業　２５０万円
　商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業
　及びマンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業　１２５万円

四　定格出力が１００キロワット以上の急速充電設備
　高速道路ＳＡ・ＰＡ及び道の駅等への充電設備設置事業　４５０万円
　商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業
　及びマンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業　２２５万円

五　普通充電設備
　高速道路ＳＡ・ＰＡ及び道の駅等への充電設備設置事業　７５万円
　商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業
　及びマンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業　３７．５万円

六　Ｖ２Ｈ充電設備
　高速道路ＳＡ・ＰＡ及び道の駅等への充電設備設置事業　１０２万円
　マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業のうち、
　マンション等への充電設備設置事業　６８万円
　商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業
　及びマンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業のうち、
　事務所・工場等への充電設備設置事業　５１万円

七　充電用コンセント

高速道路ＳＡ・ＰＡ及び道の駅等への充電設備設置事業　４万円

商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業

及びマンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業　２万円

八　充電用コンセントスタンド

高速道路ＳＡ・ＰＡ及び道の駅等への充電設備設置事業　１２万円

商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業

及びマンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業　６万円

２　交付規程第５条第１項の規定による補助対象経費に係る事業ごとの充電設備と設置基数の目安は別表１−１のとおりとする。ただし、補助金の交付の目的に鑑み、交付規程第７条第１項に基づき提出された公募兼交付申請書の内容が電気自動車等の普及に資すると認められる場合は、第１５条に規定する採択委員会にて審議の上、事業ごとの充電設備と設置基数の目安を超える場合も採択することができるものとする。

３　交付規程第６条第１項の規定による事業の種類、充電設備の種類及び設置工事の内容ごとにセンターが定める補助金交付上限額は、別表１−２のとおりとする。

４　交付規程第６条第２項の規定による充電設備の型式ごとにセンターが定める補助金交付上限額は、別表１−３のとおりとする。

５　交付規程第５条第２項に基づきセンターが承認する充電設備の条件を別表８に定める。

６　交付規程第７条第４項に規定する補助金の予算の範囲の内訳は、高速道路ＳＡ・ＰＡ及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）及び商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）を１１億円程度、マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）を２．２億円程度とする。

７　前項の予算の範囲の内訳や交付規程別表１の補助金交付上限額の補助率は必要に応じて見直すこととする。

（補助金の公募兼交付申請）

第４条　交付規程第７条第１項に規定するセンターが指定する日は、平成３０年９月２８日（金）とする。ただし、マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）のうち、分譲のマンション等への充電設備設置事業については平成３０年１２月１７日（月）とする。

（平成３０年９月１１日改訂）

２　交付規程第７条第２項第七号に規定する補助対象経費の支払方法において、他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払及び裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認めないものとする。

３　交付規程第７条第２項第九号に定める工事の施工開始とは、充電設備設置に係る搬入や充電設備設置の為の基礎工事などの設置に係る準備や工事の一部又は全部の施工の開始のことをいう。

４　交付規程別表４に掲げる公募兼交付申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるものは、別表２のとおりとする。

５　交付規程第７条第４項に規定するセンターが定める採択を行う日は、別途定めることとする。

６　交付規程第７条第１項に規定する公募兼交付申請書の提出があった場合は、当該申請書類等の確認を行い、受付の可否を判断するものとする。所定の申請書及び添付書類並びにその記載内容が適正であるものについては受付を行い、申請書の相違等、センターが適正でないと認めたものは、受付を不可とするとともにその旨を申請者に通知するものとする。

７　前項において、公募兼交付申請書類等にセンターが不備があると認めた場合は、センターが申請者に一定期間内に書類等の不備を是正するように指示し、受付を保留することができるものとする。

８　前項にあっては、センターが指示する一定期間内を超えても不備の是正がされない場合は、第６項同様に受付を不可とし、その旨を申請者に通知するものとする。

９　前３項の規定は、交付規程第１３条に規定される実績報告においても適用する。

１０　申請者は、交付規程第５条第１項に定める交付の対象者のうち、その他の法人（独立行政法人を除く。）の支社・支店からの申請を行う場合にあっては、交付規程第７条第１項の規定による公募兼交付申請と同時に、代表権者から当該支社・支店の長へ、センターが定める様式による委任状を提出しなければならない。ただし、当該支社・支店の長に代表権又は契約締結権限がある場合は、この限りではない。

１１　申請者は、交付規程第７条第２項第五号に定めるリース契約を含む申請を行う場合にあっては、交付規程第１７条第３項に定める保有義務期間以上使用することを前提とした契約とするに同意すること。

１２　申請者は、共同申請を行う場合にあっては、交付規程第７条第１項の規定による公募兼交付申請と同時に、以下の各号を定めた、センターが定める様式による共同申請書をセンターに提出しなければならない。

一　交付規程及び実施細則に規定される一切の手続きを行う代表者を定めること。ただし、原則充電設備を所有するものを代表者とすること。

二　交付規程第７条第２項第十五号に規定する別表４の注８は、共同申請者に対しても適用する。

三　交付規程第１５条第２項の規定に従って補助金の交付を受けた場合は、他の共同申請者に対して速やかに当該他の共同申請者が受領すべき補助金相当額を支払うこと。

四　交付規程及び実施細則の規定により補助金の返納義務が発生した場合は、共同申請者はその返納額の全額を連帯して返納すること。

１３　前項に規定する共同申請書を提出するにあたっては、以下の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　共同申請者が法人にあっては履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書等（３カ月以内の発行のもの、原本。）及びセンターが定める役員名簿

二　共同申請者が法人にあっては、法人番号を証する書類（法人番号指定通知書の写し又は法人インフォメーション等よりダウンロードした該当のＰＤＦファイルデータ等)

三　共同申請者がマンション管理組合（管理組合法人を除く。）にあっては、マンション管理組合の現在の代表者が選任されたことを証する書類の写し及び現代表者の本人確認書類

１４　申請者は、交付規程別表２の特別な仕様に基づく工事に該当するものとして申請しようとするときは、交付規程第７条第１項の規定による公募兼交付申請と同時に、「特別な仕様に基

づく工事」申請事由を、その関係する規格書又は仕様書を添付してセンターに申告しなければならない。

１５　申請者は、交付規程第１９条第１項に規定される手続代行者による申請を行う場合は、次の各号に定める項目に関し、手続代行者の了承を得た上で依頼しなければならない。

一　手続代行者は、申請者が依頼する交付規程及び実施細則に規定される手続きを代行すること。

二　手続代行に係る費用は、補助対象経費とは認められないこと。

三　補助金交付に係るセンター発行の通知書等の書類の送付先に関しては、全て申請者となること。

四　手続代行者は、虚偽の申請等不正行為を行った場合は、交付規程第２５条に基づき、手続代行業務の停止及び名称の公表等の措置が科せられること。

五　手続代行者は、交付規程第７条第１項の規定による公募兼交付申請と同時に、センターが定める様式による手続代行者届出書を提出しなければならない。

１６　前項の規定は、交付規程第１３条に規定される実績報告においても適用する。

１７　センターは、手続代行者による不正行為等を認めた場合は、交付規程第１６条に基づき交付決定を取消し、既に補助金が交付されているときは、センターが定める様式による補助金返還命令書により、期限を付して申請者へ当該補助金の返還を命じるものとする。

（補助対象経費及び補助金交付額の計算方法）

第５条　補助金交付額は、充電設備費と設置工事費について別々に計算し、それらを合計して算出する。

２　充電設備の購入費については、充電設備に係る購入価格に補助率を乗じた額と、別表１－３に定める当該充電設備と同一の型式の補助金交付上限額のいずれか低い方を補助金交付額（千円未満の額は切り捨て。）とする。なお、高速道路ＳＡ・ＰＡ及び道の駅等への充電設備設置事業における「高速道路ＳＡ・ＰＡ」、「道の駅」及び「空白地域」に設置される充電設備については、当該充電設備に係る購入価格と、別表１－３に定める当該充電設備と同一の型式でセンターが承認した本体価格のいずれか低い方を補助金交付額とする。ただし、交付規程第８条第１項の規定による交付決定通知書に記載の内容に対して、交付規程第１３条第１項の規定による実績報告に記載された補助対象経費が増減する場合、原則として減額のみを認め、増額は認めないものとする。

３　設置工事費については、交付規程別表２に事業ごとに定めた額を補助金交付上限額とする。別表１－２に定める事業ごと工事項目ごとに定額、あるいは補助上限額と申請者が申告する補助対象経費についてセンターが審査しこれを認めた額のいずれか低い方を補助金交付額（千円未満の額は切り捨て。）とする。ただし、前項ただし書きを準用するものとする。

（利益等排除の方法）

第６条　交付規程第７条第２項第十号に規定する利益等排除の方法は別表３に定める。

２　申請者は、前項に規定する方法により利益等排除の公募兼交付申請をしようとするときは、交付規程第７条第１項の規定による公募兼交付申請書と同時に、利益等排除の申告をセンター

にしなければならない。

３　申請者は、第１項に規定する方法による交付規程第８条第１項の交付の決定の通知を受けた場合は、同規程第１３条第１項の規定による実績の報告をしようとするときに、利益等排除の申立をセンターにしなければならない。

（交付の決定等）

第７条　センターは、交付規程第７条第４項の公募兼交付審査等をするにあたり、充電設備の普及を促進する地方公共団体に対して、設備設置が円滑に実施できるよう十分に配慮するものとする。

（計画変更の承認等）

第８条　センターは、交付規程第８条第１項の交付決定通知、同条第２項の修正、同条第５項の条件、第１０条の計画変更の承認その他の理由により、当初の公募兼交付申請に係る補助対象経費が増減する場合、原則として減額のみを認め、増額は認めないものとする。

２　申請者は、交付規程第１０条第１項の計画変更をしようとするときに、センターが別に定める軽微な変更の場合は、センターに計画変更の申告をするものとする。

３　前項において変更の内容が工事の内容に関わらない軽微な変更とセンターが認める場合は、センターに変更内容の報告をもって届けることとする。

４　センターは、第２項において申告された変更の内容が、軽微であると認められる場合は、第２項に定める計画変更の申告をもって承認する。

（実績報告等）

第９条　交付規程第１３条１項のセンターが別に定める日は平成３１年1月３１日（木）とする。ただし、マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）のうち、分譲のマンション等への充電設備設置事業については平成３１年２月１９日（火）とする。

（平成３０年９月１１日改訂）

２　交付規程第７条第２項第十一号に定める充電設備の設置完了とは、補助対象経費に係る充電設備を稼働せしめる設置工事が全て完了した日のことをいう。

３　申請者は、公募兼交付申請の際に予定していた設備設置の完了日までに設備設置を完了しない場合は、交付規程第１１条に定める工事完了日の遅延等の報告をもって、事前にセンターの承認を受けなければならない。この場合において、センターは、その設備設置の完了の遅延が、本人の責めに帰さないやむを得ない事情によるものと認める場合には、これを承認する。

４　交付規程第１３条第２項のセンターの承認を受ける場合は、実績報告日期限遅延の事由を報告しなければならない。ただし、第１項に定める日を超過することはできないものとする。

５　交付規程別表５に掲げる設備設置に係る実績の報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるものは、別表４のとおりとする。

（取得財産等の管理等）

第１０条　交付規程第１７条第２項の取得財産等の保有義務期間を別表５のとおり定める。

２　交付規程第１７条第３項においてセンターが保有義務違反と認める処分は別表６のとおり定める。

（財産処分の制限等）

第１１条　交付規程第１８条第２項の取得財産等の処分を制限する期間を別表５のとおり定める。

２　交付規程第１８条第３項の承認を受けて行われる処分のうち、別表７に掲げるものにあっては、同項の規定は適用しない。

３　補助金の交付を受けた者は、前項においてセンターが認める処分を行うときは、センターが定める様式による取得財産等届出書をもって届けることとする。

４　センターは、交付規程第１８条第３項に基づき提出された財産処分承認申請書の処分の内容が、補助事業の目的を達成できないとしてセンターが認めたときは、交付をした補助金の全部又は一部の返納を求め、財産処分承認通知書により通知するものとする。ただし、その取得財産等の処分が本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして次の各号に該当するときは、センターは補助金の返納を求めないものとする。

一　天災又は過失のない事故等により補助対象充電設備が使用不能となり廃棄処分した場合。

二　その他センターが特に認める場合。

５　前項において、センターが補助金の返納を求めるときは、減価償却資産における償却方法の考え方に基づき、当該返納額は、補助金交付額等を勘案して算出される額とする。

６　補助金の交付を受けた者が、交付規程第１７条第３項に定める保有義務期間に第１８条第１項において処分を制限されていない取得財産等の処分をするときは、あらかじめ取得財産等届出書をもって届けることとする。

（充電設備の設置場所等に関する調査）

第１２条　センターは、電気自動車等の利用環境の向上を図るため、充電設備の設置場所、仕様、利用者の範囲等に関する情報について調査し、一般への提供等が可能となるよう努めるものとする。

２　主に公共用充電設備設置に係る申請者は、前項の調査及び一般への提供等について、承諾しなければならない。

（予算が不足する場合の措置等）

第１３条　センターは、交付規程第７条第４項の審査等をするに当たり、採択された公募兼交付申請の額の累計が予算額を超えると予想される場合は、公募兼交付申請期間を短縮することができる。

なお、この場合には、センターのホームページ上で公募兼交付申請の受付を終了したことを告知する。

２　センターは、交付規程第７条第４項の審査等をするに当たり、採択された公募兼交付申請の額の累計が予算額に満たないと予想される場合は、第４条第１項に定める日を超えて、公募兼交付申請を受付することができるものとする。なお、この場合には、センターのホームページ上で公募兼交付申請の受付期間を延長することを告知する。

（審査委員会）

第１４条　センターは、有識者等による審査委員会を組織し、交付規程の制定及び変更、実施細則の制定及び変更（軽微なものを除く。）、補助金上限額の決定、補助対象となる充電設備の審査等、補助金の交付をする業務に係る重要な決定をするときは、当該審査委員会の審議を経なければならない。

（採択委員会）

第１５条　センターは、有識者等により組織された採択委員会の事務局となり、交付規程第７条第４項における採択を行うときは、当該採択委員会の審議を経なければならない。

（様式）

第１６条　交付規程及び実施細則によりセンターが定める様式は、様式1から様式３２までのとおりとする。

（附則）

１．この実施細則の制定は、第１４条の審査委員会の審議を経て決定する。

２．この実施細則は、交付規程の適用日（平成３０年４月１日）から適用する。

（附則）平成３０年８月８日改訂

１．この実施細則は、審査委員会での承認日（平成３０年８月８日）から適用する。

（附則）平成３０年９月１１日改訂

１．この実施細則は、審査委員会での承認日（平成３０年９月１１日）から適用する。

（別表１－１）事業別充電設備と設置基数の目安

事業	急速充電設備	普通充電設備	Ｖ２Ｈ充電設備	充電用コンセント	充電用コンセントスタンド
１．高速道路ＳＡ・ＰＡ及び道の駅等への充電設備設置事業	高速　１基 道の駅　１基 空白地域　１基 注１	道の駅　２基 空白地域　２基 注２	道の駅　２基 空白地域　２基 注３	道の駅　２基 空白地域　２基	道の駅　２基 空白地域　２基
２．商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業	１基 注４	駐車場収容台数による 注５	同左	同左 注６	同左
３．マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業	１基 注４	マンション等に付属する駐車場及び事務所・工場等の当該駐車場収容台数による 注７	同左	同左 注８	同左

注１　高速道路ＳＡ・ＰＡ及び道の駅等に設置する場合は、原則、急速充電設備の設置を対象とする。また、急速充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。

注２　高速道路ＳＡ・ＰＡ及び道の駅等に設置する場合で、普通充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。

注３　高速道路ＳＡ・ＰＡ及び道の駅等に設置する場合で、Ｖ２Ｈ充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。

注４　２．商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業、３．マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業において、急速充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。

注５　２．商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業において、設置できる普通充電設備、Ｖ２Ｈ充電設備、充電用コンセントスタンド、充電用コンセントの数の目安は駐車場収容台数の規模別に以下の通りである。ただし、混合設置の場合は合算値とする。
1～333 台：１基、334～555 台：２基、556～777 台：３基、778～999 台：４基、
1,000～1,222 台：５基、1,223～1,444 台：６基、1,445～1,666 台：７基、
1,667～1,888 台：８基、1,889～2,111 台：９基、2,112～2,333 台：１０基
2,334 台以上の駐車場への設置基数の目安は、採択委員会で別途審議の上、決定する。

注６　機械式駐車場に設置する場合にも当該機種を認めるが、目安の基数は注５に準ずる。

注７　３．マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業において、設置できる普通充電設備、Ｖ２Ｈ充電設備、充電用コンセントスタンド、充電用コンセントの数の目安は駐車場収容台数の規模別に以下の通りである。ただし、混合設置の場合は合算値とする。
1～66 台：１基、67～133 台：２基、134～200 台：３基、201～266 台：４基、
267～333 台：５基、334～400 台：６基、401～466 台：７基、467～533 台：８基、
534～600 台：９基、601 台～　：１０基（平成 30 年度８月８日改訂）

注８　機械式駐車場に設置する場合にも当該機種を認めるが、目安の基数は注７に準ずる。

（別表１－２）事業ごとの設置工事に係る補助金交付上限額　　（単位：万円）

事業の種類		1. 高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）						2. 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）					3. マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）									
設置場所の例		高速道路等のSA・PA	道の駅・空白地域					商業施設・宿泊施設等					分譲・賃貸マンション等					従業員駐車場、社有車駐車場				
対象となる充電設備		急速	急速	普通・V2H コンセントスタンド	普通 コンセントスタンド	コンセント		急速	普通・V2H コンセントスタンド	普通 コンセントスタンド	コンセント		急速	普通・V2H コンセントスタンド	普通 コンセントスタンド	コンセント		急速	普通・V2H コンセントスタンド	普通 コンセントスタンド	コンセント	
駐車場の形態			平置き	平置き	機械式	平置き	機械式	平置き	平置き	機械式	平置き	機械式	平置き	平置き	機械式	平置き	機械式	平置き	平置き	機械式	平置き	機械式
充電設備の補助率		定額	定額					1／2					1／2（2／3） *1					1／2				
工事区分及び補助対象経費となる工事費	説明	定額	定額					定額					定額					定額				
（1） 充電設備設置工事費	原則、充電設備1基あたりの工事の補助上限額を示す																					
① 充電設備設置工事費	ア.基礎工事費		25	15	50		50	15	15	50		50	15	15	50		50	15	15	50		50
	イ.本体搬入費　（ ）は、離島の場合 *2		3(8)	1(4)	1(4)			1(4)	1(4)	1(4)			1(4)	1(4)	1(4)			1(4)	1(4)	1(4)		
② 電気配線工事費	原則、50mまでとし別途充電設備毎、工事内容毎にセンターが上限を定める		130	65	120	65	120	65	65	120	65	120	65	65	120	65	120	55	55	120	55	120
③ 高圧受変電設備設置工事費	高速道路等のSA・PAへの設置工事のみ																					
④ 特別措置に基づく受電工事費	急速充電設備を設置した場合に限る		95					40					40									
（2） 案内板設置工事費	原則、1申請あたりの補助上限額																					
① 案内板			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12										
（3） 付帯設備設置工事費	原則、充電設備1基あたりの工事の補助上限額を示す																					
① 充電スペースのライン引き			5	5		5																
② 路面表示			15	15		15																
③ 屋根	一つの充電スペースに屋根と小屋を重複して選択はできない。		30	30				30	30				30	30								
④ 小屋			45	45				45	45				45	45								
⑤ 充電設備防護用部材			8	8	20	8	20	8	8	20	8	20	8	8	20	8	20					
⑥ 電灯			5	5		5							5	5		5						
（4） その他設置に係る費用	原則、1申請あたりの補助上限額																					
① 雑材・消耗品費、養生費			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	3	3	3	3
② レイアウト検討・図面作成費			25	20	20	20	20	25	20	20	20	20	60	55	55	55	55	15	15	15	15	15
	図面作成費		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	レイアウト検討費		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	*5 45	*5 45	*5 45	*5 45	*5 45	5	5	5	5	5
	電力会社立会・協議費 *3		5					5					5									
③ 安全誘導員費			15	15	10	15	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	3	3	3	3	3
④ 停電回避費	高速道路等のSA・PAへの設置工事時のみ																					
⑤ 充電スペース造成費	高速道路等、道の駅、およびマンション等の内既設分譲マンションへの設置工事でセンターが認めた場合		50	50		50							30	30		30						
⑥ （1）～（3）の工事でかかったその他労務費	現場監督費、世話役等の労務費		17	14	8	14	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	5	5	5	5	5
補助対象経費の合計額		*4 5000	460	278	249	214	245	237	192	249	128	245	295	250	272	186	268	100	100	200	81	196

＊1　Ｖ２Ｈのみ補助率は２／３とする。
＊2　離島とは、国土交通省が定める、本州、北海道、九州、四国、沖縄本島の５島を除く島をいう。
＊3　急速充電設備で特別措置の受電を行う場合のみ適応する。
＊4　特別な仕様に基づく工事の場合に適用する工事全体の上限額を示す。
＊5　既設分譲マンション等に設置する場合のレイアウト検討費の上限額とする。新設の分譲マンション等、賃貸マンション等においては、１０万を上限額とする。

（注）複数の充電設備の設置工事における「設置工事」の補助金交付上限額については、別にセンターが定める。

（別表１－３）

平成３０年度 補助対象充電設備型式一覧表（平成３０年４月１３日現在）

【区分】充電設備種別、高機能を示す．なお，高機能は課金と運用費低減機能を表示。

【仕様】耐塩：塩，寒冷地：寒，耐塩＋寒冷地：塩・寒，三相：三，単相：単

・本表※１で示す「センターが承認した本体価格」は、センターが定める補助金交付の上限額の範囲内にて、申請要件等に基づき算定された価格であり、メーカー各位が定める販売価格とは異なりますことをご理解ください。なお 高速道路 SA・PA 及び道の駅等に設置する場合、「センターが承認した本体価格」が補助金交付上限額となります。

・各機器の仕様及び課金方法や記載内容等については各メーカーへ確認のこと。

急速充電設備

メーカー名	区分			型式	出力	仕様		補助金交付上限額 補助率1/2 （千円）	補助金交付上限額 補助率2/3 （千円）	センターが承認した本体価格 (円)※1
	種別	高機能								
		課金	運用費低減機能							
東光高岳	50kW以上100kW未満	○		HFR1-50B4-A1	50kW	三		1,250	-	2,500,000
		○		HFR1-50B4-A2	50kW	三		1,250	-	2,500,000
		○		HFR1-50B4-A3	50kW	三		1,250	-	2,500,000
		○		HFR1-50B4-A0L	50kW	三		1,250	-	2,500,000
	30kW以上50kW未満	○		HFR1-30B4-A1	30kW	三		900	-	1,800,000
		○		HFR1-30B4-A2	30kW	三		900	-	1,800,000
		○		HFR1-30B4-A3	30kW	三		900	-	1,800,000
		○		HFR1-30B4-A0L	30kW	三		900	-	1,800,000
		○		HFR1-30B4S-A1	30kW	単		900	-	1,800,000
		○		HFR1-30B4S-A2	30kW	単		900	-	1,800,000
		○		HFR1-30B4S-A3	30kW	単		900	-	1,800,000
		○		HFR1-30B4S-A0L	30kW	単		900	-	1,800,000
	10kW以上30kW未満			HFR1-20B4T	20kW	三		625	-	1,250,000
		○		HFR1-20B4T-A1	20kW	三		750	-	1,500,000
		○		HFR1-20B4T-A2	20kW	三		750	-	1,500,000
		○		HFR1-20B4T-A3	20kW	三		750	-	1,500,000
		○		HFR1-20B4T-A0L	20kW	三		750	-	1,500,000
				HFR1-20B4S	20kW	単		625	-	1,250,000
		○		HFR1-20B4S-A1	20kW	単		750	-	1,500,000
		○		HFR1-20B4S-A2	20kW	単		750	-	1,500,000
		○		HFR1-20B4S-A3	20kW	単		750	-	1,500,000
		○		HFR1-20B4S-A0L	20kW	単		750	-	1,500,000
JFEテクノス	50kW以上100kW未満			RAPIDAS-R	50kW	三		1,125	-	2,250,000
		○		RAPIDAS-R-AE	50kW	三		1,250	-	2,500,000
		○		RAPIDAS-R-AJ	50kW	三		1,250	-	2,500,000
		○		RAPIDAS-R-AU	50kW	三		1,250	-	2,500,000
		○		RAPIDAS-R-AE-EM	50kW	三		1,250	-	2,500,000
		○		RAPIDAS-R-AJ-EM	50kW	三		1,250	-	2,500,000
		○		RAPIDAS-R-AU-EM	50kW	三		1,250	-	2,500,000
				RAPIDAS-X	50kW	単		1,125	-	2,250,000
		○		RAPIDAS-X-AE	50kW	単		1,250	-	2,500,000
		○		RAPIDAS-X-AJ	50kW	単		1,250	-	2,500,000
		○		RAPIDAS-X-AU	50kW	単		1,250	-	2,500,000
九電テクノシステムズ	50kW以上100kW未満		○	KRCS-50-2	50kW	三		1,250	-	2,500,000
		○	○	KRCS-50-2-NE	50kW	三		1,250	-	2,500,000
		○	○	KRCS-50-2-NU	50kW	三		1,250	-	2,500,000
	30kW以上50kW未満		○	QRCS-30S-1	30kW	三		900	-	1,800,000
		○	○	QRCS-30S-1-NE	30kW	三		900	-	1,800,000
日立製作所	30kW以上50kW未満			HIQC-JP30	30kW	三		775	-	1,550,000
				HIQC-JP30-B00	30kW	三	寒	775	-	1,550,000
				HIQC-JP30-C00	30kW	三	塩	775	-	1,550,000
				HIQC-JP30-D00	30kW	三	寒・塩	775	-	1,550,000
		○		HIQC-JP30-A06	30kW	三		900	-	1,800,000
		○		HIQC-JP30-B06	30kW	三	寒	900	-	1,800,000
		○		HIQC-JP30-C06	30kW	三	塩	900	-	1,800,000
		○		HIQC-JP30-D06	30kW	三	寒・塩	900	-	1,800,000
				HIQC-JP45	45kW	三		775	-	1,550,000
				HIQC-JP45-B00	45kW	三	寒	775	-	1,550,000
				HIQC-JP45-C00	45kW	三	塩	775	-	1,550,000
				HIQC-JP45-D00	45kW	三	寒・塩	775	-	1,550,000
		○		HIQC-JP45-A06	45kW	三		900	-	1,800,000
		○		HIQC-JP45-B06	45kW	三	寒	900	-	1,800,000
		○		HIQC-JP45-C06	45kW	三	塩	900	-	1,800,000
		○		HIQC-JP45-D06	45kW	三	寒・塩	900	-	1,800,000

※今後、対象となる充電設備はセンターが承認したものから順次センターホームページにてご案内いたします（次世代自動車振興センターホームページ　http://www.cev-pc.or.jp/）

（別表１－３）

平成３０年度 補助対象充電設備型式一覧表（平成３０年４月１３日現在）

【区分】充電設備種別、高機能を示す．なお，高機能は課金と運用費低減機能を表示。

【仕様】耐塩：塩，寒冷地：寒，耐塩＋寒冷地：塩・寒，三相：三，単相：単

・本表※１で示す「センターが承認した本体価格」は、センターが定める補助金交付の上限額の範囲内にて、申請要件等に基づき算定された価格であり、メーカー各位が定める販売価格とは異なりますことをご理解ください。なお 高速道路 SA・PA 及び道の駅等に設置する場合、「センターが承認した本体価格」が補助金交付上限額となります。

・各機器の仕様及び課金方法や記載内容等については各メーカーへ確認のこと。

急速充電設備

メーカー名	区分			型式	出力	仕様		補助金交付上限額 補助率1/2 (千円)	補助金交付上限額 補助率2/3 (千円)	センターが承認した本体価格 (円)※1
	種別	高機能 課金	高機能 運用費低減機能							
日鉄住金テックスエンジ	50kW以上100kW未満			EV-50-0468	50kW	三		1,125	－	2,250,000
		○		EV-E50-0468	50kW	三		1,250	－	2,500,000
		○		EV-N50-0468	50kW	三		1,250	－	2,500,000
				EV-50-3233	50kW	三		1,125	－	2,250,000
		○		EMC-EV-E50-3233	50kW	三		1,250	－	2,500,000
		○		EMC-EV-N50-3233	50kW	三		1,250	－	2,500,000
ニチコン	50kW以上100kW未満	○		NQC-A502N	50kW	三		1,250	－	2,500,000
		○		NQC-A502N-C	50kW	三	寒	1,250	－	2,500,000
		○		NQC-A502N-S	50kW	三	塩	1,250	－	2,500,000
				NQC-TC5030	50kW	三		1,125	－	2,250,000
				NQC-TC5030-C	50kW	三	寒･塩	1,125	－	2,250,000
		○		NQC-TC503E	50kW	三		1,250	－	2,500,000
		○		NQC-TC503E-C	50kW	三	寒･塩	1,250	－	2,500,000
	30kW以上50kW未満	○		NQC-A302E	30kW	三		900	－	1,800,000
		○		NQC-A302E-C	30kW	三	寒	900	－	1,800,000
		○		NQC-A302E-S	30kW	三	塩	900	－	1,800,000
		○		NQC-A302N	30kW	三		900	－	1,800,000
		○		NQC-A302N-C	30kW	三	寒	900	－	1,800,000
		○		NQC-A302N-S	30kW	三	塩	900	－	1,800,000
				NQC-TC3530	35kW	三		775	－	1,550,000
				NQC-TC3530-C	35kW	三	寒･塩	775	－	1,550,000
		○		NQC-TC353E	35kW	三		900	－	1,800,000
		○		NQC-TC353E-C	35kW	三	寒･塩	900	－	1,800,000
	10kW以上30kW未満			NQC-SC2530	25kW	単		625	－	1,250,000
				NQC-SC2530-C	25kW	単	寒･塩	625	－	1,250,000
		○		NQC-SC253E	25kW	単		750	－	1,500,000
		○		NQC-SC253E-C	25kW	単	寒･塩	750	－	1,500,000
				NQC-TC2530	25kW	三		625	－	1,250,000
				NQC-TC2530-C	25kW	三	寒･塩	625	－	1,250,000
		○		NQC-TC253E	25kW	三		750	－	1,500,000
		○		NQC-TC253E-C	25kW	三	寒･塩	750	－	1,500,000
				NQC-SC1030	10kW	単		625	－	1,250,000
				NQC-SC1030-C	10kW	単	寒･塩	625	－	1,250,000
		○		NQC-SC103E	10kW	単		750	－	1,500,000
		○		NQC-SC103E-C	10kW	単	寒･塩	750	－	1,500,000
				NQC-TC1030	10kW	三		625	－	1,250,000
				NQC-TC1030-C	10kW	三	寒･塩	625	－	1,250,000
		○		NQC-TC103E	10kW	三		750	－	1,500,000
		○		NQC-TC103E-C	10kW	三	寒･塩	750	－	1,500,000

※今後、対象となる充電設備はセンターが承認したものから順次センターホームページにてご案内いたします（次世代自動車振興センターホームページ　http://www.cev-pc.or.jp/）

（別表１－３）

平成３０年度 補助対象充電設備型式一覧表（平成３０年４月１３日現在）

【区分】充電設備種別、高機能を示す．なお，高機能は課金と運用費低減機能を表示。

【仕様】耐塩：塩 ，寒冷地：寒 ，耐塩＋寒冷地：塩・寒 ，三相：三，単相：単

・本表※１で示す「センターが承認した本体価格」は、センターが定める補助金交付の上限額の範囲内にて、申請要件等に基づき算定された価格であり、メーカー各位が定める販売価格とは異なりますことをご理解ください。なお 高速道路 SA・PA 及び道の駅等に設置する場合、「センターが承認した本体価格」が補助金交付上限額となります。

・各機器の仕様及び課金方法や記載内容等については各メーカーへ確認のこと。

急速充電設備

メーカー名	区分			型式	出力	仕様		補助金交付上限額 補助率1/2 （千円）	補助金交付上限額 補助率2/3 （千円）	センターが承認した本体価格 (円)※1
	種別	高機能 課金	高機能 運用費低減機能							
新電元	50kW以上100kW未満		○	SDQC-50-S	50kW	三		1,250	−	2,500,000
			○	SDQC-50-S-C	50kW	三	寒	1,250	−	2,500,000
		○	○	SDQC-50-U	50kW	三		1,250	−	2,500,000
		○	○	SDQC-50-U-C	50kW	三	寒	1,250	−	2,500,000
	30kW以上50kW未満		○	SDQC-30-S	30kW	三		900	−	1,800,000
			○	SDQC-30-S-C	30kW	三	寒	900	−	1,800,000
			○	SDQC-30-S-S	30kW	三	塩	900	−	1,800,000
			○	SDQC-30-S-CS	30kW	三	寒･塩	900	−	1,800,000
		○	○	SDQC-30-U	30kW	三		900	−	1,800,000
		○	○	SDQC-30-U-C	30kW	三	寒	900	−	1,800,000
		○	○	SDQC-30-U-S	30kW	三	塩	900	−	1,800,000
		○	○	SDQC-30-U-CS	30kW	三	寒･塩	900	−	1,800,000
			○	SDQC-301-S	30kW	単		900	−	1,800,000
			○	SDQC-301-S-C	30kW	単	寒	900	−	1,800,000
			○	SDQC-301-S-S	30kW	単	塩	900	−	1,800,000
			○	SDQC-301-S-CS	30kW	単	寒･塩	900	−	1,800,000
		○	○	SDQC-301-U	30kW	単		900	−	1,800,000
		○	○	SDQC-301-U-C	30kW	単	寒	900	−	1,800,000
		○	○	SDQC-301-U-S	30kW	単	塩	900	−	1,800,000
		○	○	SDQC-301-U-CS	30kW	単	寒･塩	900	−	1,800,000
		○	○	SDQC-301-UD-S	30kW	単	塩	900	−	1,800,000
		○	○	SDQC-301-UD-CS	30kW	単	寒･塩	900	−	1,800,000
	10kW以上30kW未満		○	SDQC-20-S	20kW	三		750	−	1,500,000
			○	SDQC-20-S-C	20kW	三	寒	750	−	1,500,000
			○	SDQC-20-S-S	20kW	三	塩	750	−	1,500,000
			○	SDQC-20-S-CS	20kW	三	寒･塩	750	−	1,500,000
		○	○	SDQC-20-U	20kW	三		750	−	1,500,000
		○	○	SDQC-20-U-C	20kW	三	寒	750	−	1,500,000
		○	○	SDQC-20-U-S	20kW	三	塩	750	−	1,500,000
		○	○	SDQC-20-U-CS	20kW	三	寒･塩	750	−	1,500,000
シンフォニアテクノロジー	30kW以上50kW未満			IEC-120-1A	44kW	三		775	−	1,550,000
				IEC-120-1A-1	44kW	三		775	−	1,550,000
				IEC-120-2A	44kW	三		775	−	1,550,000
				IEC-120-2A-1	44kW	三		775	−	1,550,000
		○		IEC-120-1C	44kW	三		900	−	1,800,000
		○		IEC-120-1C-1	44kW	三		900	−	1,800,000
		○		IEC-120-2C	44kW	三		900	−	1,800,000
		○		IEC-120-2C-1	44kW	三		900	−	1,800,000
		○		IEC-120-5A	44kW	三		900	−	1,800,000
		○		IEC-120-5A-1	44kW	三		900	−	1,800,000
		○		IEC-120-4A	44kW	三		900	−	1,800,000
		○		IEC-120-4A-1	44kW	三		900	−	1,800,000
丸紅(SIGNET)	50kW以上100kW未満	○		FC50K-CC	50kW	三		1,250	−	2,500,000
		○		FC50K-CC-S	50kW	三		1,250	−	2,500,000
		○		FC50K-CH	50kW	三		1,100	−	2,200,000
		○		FC50K-CH-S	50kW	三		1,100	−	2,200,000
ハセテック	30kW以上50kW未満			QC03-3P3W	44kW	三		775	−	1,550,000
		○		QC03-3P3W-EN	44kW	三		900	−	1,800,000
		○		QC03-3P3W-NE	44kW	三		900	−	1,800,000
		○		QC03-3P3W-HCF	44kW	三		900	−	1,800,000
	10kW以上30kW未満			QC02-2P2W	25kW	単		625	−	1,250,000
		○		QC02-2P2W-EN	25kW	単		750	−	1,500,000
		○		QC02-2P2W-NE	25kW	単		750	−	1,500,000
		○		QC02-2P2W-HCF	25kW	単		750	−	1,500,000

※今後、対象となる充電設備はセンターが承認したものから順次センターホームページにてご案内いたします（次世代自動車振興センターホームページ　http://www.cev-pc.or.jp/）

（別表１－３）

平成３０年度 補助対象充電設備型式一覧表（平成３０年４月１３日現在）

【区分】充電設備種別、高機能を示す．なお，高機能は課金と運用費低減機能を表示。

【仕様】耐塩：塩， 寒冷地：寒， 耐塩＋寒冷地：塩・寒， 三相：三，単相：単

・本表※1 で示す「センターが承認した本体価格」は、センターが定める補助金交付の上限額の範囲内にて、申請要件等に基づき算定された価格であり、メーカー各位が定める販売価格とは異なりますことをご理解ください。なお 高速道路 SA・PA 及び道の駅等に設置する場合、「センターが承認した本体価格」が補助金交付上限額となります。

・各機器の仕様及び課金方法や記載内容等については各メーカーへ確認のこと。

普通充電設備

メーカー名	区分			型式	出力	仕様		補助金交付上限額 補助率1/2（千円）	補助金交付上限額 補助率2/3（千円）	センターが承認した本体価格(円)※1
	種別	高機能								
		課金	運用費低減機能							
パナソニック	普通充電設備			DNE3000K	4kW	単		150	－	300,000
				DNE3300K	4kW	単		225	－	450,000
				DNE3000K-NA	4kW	単		175	－	350,000
				DNE3300K-NA	4kW	単		250	－	500,000
				DNC321K	4kW	単		85	－	170,000
				DNM321S	4kW	単		120	－	240,000
			○	DNC321PK	4kW	単		90	－	180,000
			○	DNM321PS	4kW	単		125	－	250,000
		○		XDBNAS3000K	4kW	単		375	－	750,000
		○		XDBNAS3300K	4kW	単		375	－	750,000
		○		XDBNAK3000K	4kW	単		375	－	750,000
		○		XDBNAK3300K	4kW	単		375	－	750,000
		○		DNXC300RK	4kW	単		310	－	620,000
		○		DNXC300WK	4kW	単		330	－	660,000
		○		DNXC330RK	4kW	単		375	－	750,000
		○		DNXC330WK	4kW	単		375	－	750,000
	充電用コンセント			WK4322S,Q,W,B	4kW	単		1	－	3,500
				WK3911	4kW	単		1	－	3,100
				WK39115	4kW	単		1	－	3,100
				WK4422S,Q,W,B	4kW	単		5	－	10,000
				DNM2010	4kW	単		19	－	39,800
				DNE201K	4kW	単		20	－	40,000
	充電用コンセントスタンド			DNM021S,Q,B	4kW	単		49	－	99,800
				DNE001K	4kW	単		60	－	120,000
				BPE021	4kW	単		27	－	54,700
				BPE221	4kW	単		41	－	82,000
				BPE0219T	4kW	単		33	－	67,700
				BPE0219HETC	4kW	単		40	－	81,750
				BPE2219T	4kW	単		47	－	95,000
				BPE2219HETC	4kW	単		54	－	109,050
平河ヒューテック	普通充電設備		○	HCCID-K001	3kW	単		150	－	300,000
			○	HCCID-S001	3kW	単		160	－	320,000
		○		HCCID-S001-SNG	3kW	単		375	－	750,000
クリエイト・プロ	充電用コンセント			W90998-0610	4kW	単		20	－	40,000
	充電用コンセントスタンド			W90211-0250	3kW	単		60	－	120,000
新電元	普通充電設備	○		PM-CS04-S-H1	3.6kW	単		375	－	750,000
		○		PM-CS04-S-H1-CC	3.6kW	単	寒	375	－	750,000
		○		PM-CS04-U-H1	3.6kW	単		375	－	750,000
		○		PM-CS04-U-H1-CC	3.6kW	単	寒	375	－	750,000
			○	PM-CS05-S	3.6kW	単		300	－	600,000
		○		PM-CS06-S	3.6kW	単		300	－	600,000
		○		PM-CS06-S-CC	3.6kW	単	寒	335	－	670,000
		○		PM-CS06-U	3.6kW	単		375	－	750,000
		○		PM-CS06-U-CC	3.6kW	単	寒	375	－	750,000
日東工業	普通充電設備			EVP-1GTA	3.2kW	単		90	－	180,000
				EVP-1GTVA	3.2kW	単		105	－	210,000
				EVP-1GTA-J	3.2kW	単		120	－	240,000
				EVP-1GTVA-J	3.2kW	単		135	－	270,000
	充電用コンセントスタンド			EVP-1R2	3.2kW	単		32	－	64,300
				EVP-1RR	3.2kW	単		33	－	67,000
				EVP-1R2-J	3.2kW	単		60	－	120,000
				EVP-1RR-J	3.2kW	単		60	－	120,000

※今後、対象となる充電設備はセンターが承認したものから順次センターホームページにてご案内いたします（次世代自動車振興センターホームページ　http://www.cev-pc.or.jp/）

（別表１－３）

平成３０年度 補助対象充電設備型式一覧表（平成３０年４月１３日現在）

【区分】充電設備種別、高機能を示す．なお，高機能は課金と運用費低減機能を表示。

【仕様】耐塩：塩， 寒冷地：寒， 耐塩＋寒冷地：塩・寒， 三相：三，単相：単

・本表※1 で示す「センターが承認した本体価格」は、センターが定める補助金交付の上限額の範囲内にて、申請要件等に基づき算定された価格であり、メーカー各位が定める販売価格とは異なりますことをご理解ください。なお 高速道路 SA・PA 及び道の駅等に設置する場合、「センターが承認した本体価格」が補助金交付上限額となります。

・各機器の仕様及び課金方法や記載内容等については各メーカーへ確認のこと。

普通充電設備

メーカー名	区分			型式	出力	仕様	補助金交付上限額 補助率1/2 （千円）	補助金交付上限額 補助率2/3 （千円）	センターが承認した本体価格 (円)※1
	種別	高機能 課金	高機能 運用費低減機能						
矢崎エナジーシステム	普通充電設備			YDCH01-01	3kW	単	80	−	160,000
				YDCH01-S1	3kW	単	90	−	180,000
				YDCH01-01S	3kW	単	130	−	260,000
				YDCH01-S1S	3kW	単	140	−	280,000
				YDCH01-01P	3kW	単	165	−	330,000
				YDCH01-S1P	3kW	単	175	−	350,000
モリテックスチール	普通充電設備			MEVS-02	3.2kW	単	250	−	500,000
フルタイムシステム	充電用コンセントスタンド			FTS-320CH-PAA	4kW	単	60	−	120,000
				FTS-320CH-PAB	4kW	単	60	−	120,000
				FTS-320CH-PAC	4kW	単	60	−	120,000
				FTS-320CH-PAD	4kW	単	60	−	120,000
トヨタコネクティッド	普通充電設備	○		TI-GSEV2D	3.2kW	単	375	−	750,000
				TI-GSEV2E	3.2kW	単	240	−	480,000
河村電器	充電用コンセント			ECL	3.2kW	単	5	−	10,000
	充電用コンセントスタンド			ECLG	3.2kW	単	6	−	13,000
				ECPW	3.2kW	単	24	−	49,800
				ECPS	3.2kW	単	49	−	98,000
内外電機	普通充電設備		○	EVCSP-1K1-KD	3.2kW	単	375	−	750,000
			○	EVCSP-1K1-KDS	3.2kW	単	375	−	750,000
			○	EVCSP-1K1-KDW	3.2kW	単	375	−	750,000
			○	EVCSP-1K1-KDWS	3.2kW	単	375	−	750,000
			○	EVCSP-1K1	3.2kW	単	243	−	486,000
		○	○	EVCSP-1K-CE	3.2kW	単	375	−	750,000
		○	○	EVCSP-1K-CES	3.2kW	単	375	−	750,000
		○	○	EVCSP-1K-CEW	3.2kW	単	375	−	750,000
		○	○	EVCSP-1K-CEWS	3.2kW	単	375	−	750,000
		○	○	EVCSP-1KE1-CE	3.2kW	単	375	−	750,000
		○	○	EVCSP-1KE1-CES	3.2kW	単	375	−	750,000
		○	○	EVCSP-1KE1-CEW	3.2kW	単	375	−	750,000
		○	○	EVCSP-1KE1-CEWS	3.2kW	単	375	−	750,000
				EVCSP-1K1-K	3.2kW	単	250	−	500,000
				EVCSP-1KE1	3.2kW	単	156	−	312,000
				EVCSP-1KE1S	3.2kW	単	206	−	412,000
				EVCSP-SH	3.2kW	単	225	−	450,000
	充電用コンセントスタンド			EV-200-WJS	3.2kW	単	60	−	120,000
				EV-200-BJD	3.2kW	単	60	−	120,000
				EV-200-BJS	3.2kW	単	60	−	120,000
				EV-200-BWD	3.2kW	単	43	−	86,000
				EV-200-BWS	3.2kW	単	41	−	83,000
豊田自動織機	普通充電設備	○		EVC1-IC	3.2kW	単	300	−	600,000
		○		EVC1-IC-G	3.2kW	単	375	−	750,000
		○	○	EVC2	3.2kW	単	375	−	750,000
				EVCS1	3.2kW	単	240	−	480,000
日本電気	普通充電設備		○	H02W	3kW	単	375	−	750,000
		○	○	N01WW	3kW	単	375	−	750,000
			○	H03EW	6kW	単	375	−	750,000
		○	○	NW03EW	6kW	単	375	−	750,000

※今後、対象となる充電設備はセンターが承認したものから順次センターホームページにて
ご案内いたします（次世代自動車振興センターホームページ　http://www.cev-pc.or.jp/）

（別表１－３）

平成３０年度 補助対象充電設備型式一覧表（平成３０年４月１３日現在）

【区分】充電設備種別、高機能を示す．なお，高機能は課金と運用費低減機能を表示。

【仕様】耐塩：塩，寒冷地：寒，耐塩＋寒冷地：塩・寒，三相：三，単相：単

・本表※１で示す「センターが承認した本体価格」は、センターが定める補助金交付の上限額の範囲内にて、申請要件等に基づき算定された価格であり、メーカー各位が定める販売価格とは異なりますことをご理解ください。なお 高速道路 SA・PA 及び道の駅等に設置する場合、「センターが承認した本体価格」が補助金交付上限額となります。

・各機器の仕様及び課金方法や記載内容等については各メーカーへ確認のこと。

Ｖ２Ｈ充電設備

メーカー名	区分			型式	出力	仕様		補助金交付上限額 補助率1/2（千円）	補助金交付上限額 補助率2/3（千円）	センターが承認した本体価格（円）※1
	種別	高機能								
		課金	運用費低減機能							
三菱電機	V2H充電設備			EVP-SS60B-M7	6kW	単		385	513	770,000
				EVP-SS60B-Y7	6kW	単		385	513	770,000
				EVP-SS60B-Y7W	6kW	単		385	513	770,000
				EVP-SS60B3-M7	6kW	単	寒・塩	385	513	770,000
				EVP-SS60B3-Y7	6kW	単	寒・塩	385	513	770,000
				EVP-SS60B3-Y7W	6kW	単	寒・塩	385	513	770,000
東光高岳	V2H充電設備			CFD1-B-V2H1	3kW	単		375	500	750,000

※今後、対象となる充電設備はセンターが承認したものから順次センターホームページにてご案内いたします（次世代自動車振興センターホームページ　http://www.cev-pc.or.jp/）

(別表２) 公募兼交付申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

公募兼交付申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの ①充電設備を設置する土地が借地の場合は、土地の利用及び充電設備設置の許諾を証する書類 ②マンション等への充電設備設置事業の申請にあっては、充電設備の設置場所がマンション等であることを証する書類 ③マンション等への充電設備設置事業の分譲済みのマンション等の申請にあっては、充電設備の設置が「住民総会」等で決議されている又は理事会での合意がされていることを証する書類 ④事務所・工場等への充電設備設置事業の従業員駐車場の申請にあっては、従業員駐車場専用であること、社有車駐車場の申請にあっては、社有車駐車場専用であることを証する書類 ⑤その他必要に応じてセンターが定めるもの

(別表３) 利益等排除の方法

１．利益等排除の対象となる調達先	
補助金の申請者（リースの場合はそのリース契約の使用者を含む。以下、この表で同じ。）が以下の（１）から（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。 利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第８条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社に基づく。(注１) （１）申請者自身 （２）１００％同一の資本に属するグループ企業 （３）申請者の関係会社（上記（２）を除く。）	
２．充電設備の利益等排除の方法 ２－１．充電設備メーカーとの関係性を確認	
（１）申請者の自社調達の場合	当該調達品の製造原価(注２)をもって補助対象経費とする。
（２）１００％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。 これによりがたい場合は、当該調達品の製造原価をもって補助対象経費とする。
（３）申請者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合	取引価格が当該調達品の製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費(注３)との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とする。

	これによりがたい場合は、当該調達品の製造原価をもって補助対象経費とする。
２−２．充電設備販売会社との関係性の確認	
（１）申請者の自社調達の場合	申請不可とする。
（２）１００％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は０とする。）をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。
（３）申請者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は０とする。）をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。
３．設置工事の利益等排除の方法	
（１）申請者の自社調達の場合	申請不可とする。
（２）１００％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上総利益率をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。売上総利益率がマイナスの場合は０とする。
（３）申請者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における営業利益率をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。営業利益率がマイナスの場合は０とする。

注１　親会社とは、他の会社（子会社）の議決権のある株式の 50%超を保有している会社のこと。

子会社とは、他の会社（親会社）に議決権のある株式の 50%超を保有されている会社のこと。

関連会社とは、他の会社に議決権のある株式を 20%以上 50%未満保有されている会社のこと。

関係会社とは、親会社、子会社及び関連会社のこと。

注２　当該調達品の製造原価とは、実施細則第１条に基づき定めた「充電設備の申請・承認等に関する規則」の充電設備の承認申請要件に基づき提示された製造原価のこと。

注３　販売費及び一般管理費については、それが当該調達品及び当該設置工事費に対する経費であることの証明及びその根拠となる資料の提出を行うものとする。

（別表４）設備設置に係る実績報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

充電設備設置に係る実績報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

①充電設備代金及び設置工事代金の支払証憑の内訳明細（充電設備の本体価格等の内訳が記載されているもの）
②充電設備設置工事の完了を証する書類
③充電設備及びその設置工事がリースの場合にあっては、貸与料金の算定根拠明細書
④その他必要に応じてセンターが定めるもの

（別表５）取得財産等の保有義務期間と処分を制限する期間（設置完了日からとする）

<table>
<tr><th>事業の種類</th><th>対象となる
取得財産等</th><th>保有義務期間</th><th>取得財産等の処分を
制限する期間 ※</th></tr>
<tr><td>１.高速道路ＳＡ・ＰＡ
及び道の駅等への
充電設備設置事業
（経路充電）</td><td rowspan="3">充電設備
及び
付帯設備等</td><td rowspan="3" colspan="2">５年</td></tr>
<tr><td>２.商業施設及び
宿泊施設等への
充電設備設置事業
（目的地充電）</td></tr>
<tr><td>３.マンション及び
事務所・工場等への
充電設備設置事業
（基礎充電）</td></tr>
</table>

（※取得財産等の処分の制限は取得価格が５０万円以上のもの）

（別表６）取得財産等の保有義務違反とセンターが認めるもの

センターが取得財産等の保有義務違反と認めるものは、次に掲げるものとする。

１．充電設備や同設備の設置に関し、安全上や法規上の問題が発生し取得財産等の撤去などが求められた場合。
２．リース契約期間が保有義務期間を満たしていないことが判明した場合。
３．その他センターが充電設備の普及の促進に違反すると認めた場合。

（別表７）取得財産等の処分のうち、センターが認めるもの

次に掲げる処分（貸し付けの場合にあっては、補助金の交付を受けた者が、充電設備等の所有権を留保するものに限る。） １．充電設備設置後に本補助金の目的の達成を図るために、充電インフラネットワーク会社等へ行われる利用権の許諾。 ２．充電設備の塗装等による広告目的使用。ただし、充電設備機能を低下させたり、外見を著しく阻害させたりしてはならない。 ３．その他センターが充電設備の普及の促進に特に必要と認める処分。

（別表８）充電設備の条件

センターが補助対象と認める充電設備の条件は、次に掲げるものとする。 １．センターが補助対象と認める「急速充電設備」、「普通充電設備」及び「Ｖ２Ｈ充電設備」は、市販されている電気自動車等と当該充電設備の充電時の「互換性」及び「安全性」が第三者により担保されていることを条件とする。なお、第三者については審査委員会の承認を得て、センターが別に定める。 ２．「急速充電設備」、「普通充電設備」及び「Ｖ２Ｈ充電設備」については、原則として、全事業において国際規格（IEC61851、IEC62196）に準拠していることを条件とする。

参考３．充電設備の申請・承認等に関する規則

充電設備の申請・承認等に関する規則

（趣旨）

第１条　一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が、平成３０年度「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金」（以下「本補助金」という。）の補助対象として「充電設備」の申請を受付け、本補助金交付の補助対象の充電設備として承認する手続きは、本補助金交付規程（以下「交付規程」という。）及び本補助金業務実施細則（以下「実施細則」という。）に定めるもののほか、実施細則第１条に基づきセンターが定めるこの充電設備の申請・承認等に関する規則（以下「本規則」という。）による。

（用語）

第２条　本規則で使用する用語は、交付規程及び実施細則の定めによる。

（充電設備申請者）

第３条　交付規程第５条第２項で定められた製造事業者（製造事業者が海外法人である場合にあっては、製造事業者の委託を受けた輸入事業者（海外法人の日本支店を含む。）とする。）（以下「充電設備申請者」という。）からの申請に基づき、センターが充電設備を本補助金の補助対象とするか否かの審査を行うものとする。

（充電設備の申請及び承認）

第４条　充電設備を補助対象として承認を受けようとする充電設備申請者は、センターが定める様式による充電設備承認申請書（以下「申請書」という。）をセンターに提出しなければならない。

２　充電設備の申請（以下「本申請」という。）は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。

一　本申請に係る充電設備を補助対象としてセンターが承認した場合、当該承認は、充電設備の品質を保証するものではなく、品質保証、購入者への補償等はすべて充電設備申請者が負う。

二　充電設備申請者は自己の責任の下に補助対象として承認された充電設備を公表（充電設備の販売促進にための宣伝などを含む。）することができる。

三　本申請の際は、充電設備申請者は、別表１の申請要件及び別表２に記載の書類の添付を守らねばならない。

３　センターは、第１項記載の申請書の提出があったときには、これを受理して審査委員会にて審査し、承認することが適当と認めたときは、充電設備承認通知書（以下「承認通知書」という。）により申請者に速やかに通知するものとする。

４　センターは、承認通知書の発行の際に必要な条件を付すことができる。

５　センターは、承認通知書の発行を行ったときは、その内容をセンターのホームページで充電設備申請者の要望を考慮の上、速やかに公表するものとする。

（申請又は承認の取下げ）

第５条　第４条第３項に規定する承認通知書が発行される前に申請を取下げる場合は、充電設備申請者は、センターが定める様式による充電設備承認申請取下書をセンターに提出しなければならない。

２　前項の申請取下書をセンターで受理し、センターで承認通知書の発行の手続きが行われていない場合は、センターは、遅滞なく充電設備承認申請取下承認通知書を発行し申請の取り下げを承認するものとする。

３．第４条第３項の規定による承認通知書が発行された後に、充電設備申請者が充電設備の申請を取下げる場合は、充電設備申請者は、センターが定める様式による充電設備承認申請取下書をセンターに提出しなければならない。

４．前項の申請取下書をセンターで受理したときには、当該充電設備の承認を取り消し、遅滞なくセンターのホームページからも当該充電設備を削除する。

（軽微な変更申請及び承認）

第６条　充電設備申請者は、第４条第３項の承認の通知を受けた後に、承認の通知に係る申請の内容の変更（充電設備の性能に係る変更を除く。）を希望するときは、センターが定める様式による仕様変更承認申請書をセンターに提出しなければならない。

２　センターは仕様変更承認申請書が提出された場合、審査委員会においてこれを審査し、適当と判断された場合これを承認し、仕様変更承認通知書により充電設備申請者に通知する。

３　センターは、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

４　センターは、第２項の承認を行ったときは、その内容をセンターのホームページで充電設備申請者の要望を考慮の上、速やかに公表するものとする。

（承認の取消し等）

第７条　センターは前条第２項の規定による承認の通知に係る申請の内容の変更の申請があった場合、又は、第４条第３項の申請承認通知を受けた充電設備申請者が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、第４条第３項の規定による決定の全部又は一部を取消、又は承認の内容、若しくはこれに付した条件を変更することができる。

一　法令、交付規程、実施細則若しくは本規則又は法令、交付規程、実施細則若しくは本規則に基づくセンターの処分若しくは指示に違反した場合。

二　承認された充電設備と異なる仕様若しくは性能の充電設備、又は充電設備を改造（充電性能若しくは充電方式又は課金性能若しくは課金方式を、センターが承認した性能若しくは方式から変更すること等）し、充電設備を販売した場合。

三　充電設備申請者が申請手続きに関し不正、怠慢、その他の不適当な行為をした場合。

四　前各号に掲げる場合のほか、承認後に生じた事情の変更により承認通知に係る申請（本規則第６条の変更の承認を受けた場合は承認後）の内容全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

２　センターは、前項の規定による取消しをしたときには、充電設備承認取消通知書により、速やかに充電設備申請者へ通知するものとする。

（センターによる調査）

第８条　センターは、交付規程第２１条第１項に従い、必要な範囲において充電設備申請者に調査を要請することができる。

２　充電設備申請者は、交付規程第２１条第２項に従い、センターが第１項の調査を行う場合は、これに協力しなければならない。

（提供された情報の秘密保持）

第９条　センターは、交付規程第２４条の定めに従い、提供を受けた情報の秘密保持義務を負うものとする。

（不正行為等の公表等）

第１０条　充電設備申請者による虚偽及び不正行為をセンターが認めたときは、交付規程第２５条の定めに従い、不正行為等の公表などの措置を講ずることができるものとする。

（様式）

第１１条　本規則によりセンターが定める様式は、様式細１から様式細９までのとおりとする。

（附則）

１．本規則の制定は、実施細則第１４条の審査委員会の審議を経て決定する。

２．本規則は、平成３０年４月１０日から適用する。

別表１　充電設備の申請要件

以下の要件をすべて満たすこと又は充電設備等申請者が同意すること。 ①充電設備の型式が定まっていること。 ②急速充電設備、Ｖ２Ｈ充電設備及び普通充電設備は、電気自動車等への充電の「互換性」及び「安全性」を担保するため第三者認証機関による検査等に適合し認証を取得していること。なお、現在、センターが認める第三者認証機関は、急速充電設備及びＶ２Ｈ充電設備は一般社団法人ＣＨＡｄｅＭＯ協議会、普通充電設備は一般財団法人日本自動車研究所である。 ③基本型式から派生(課金機の追加など)する型式については、基本型式の認証取得の証明をもって足りるものとするが、派生する型式については、基本型式の承認内容に当該派生する型式が含まれる旨の第三者認証機関の見解を示す事を条件とする。 ④センターが認めた型式及び製造番号を充電設備本体で確認できること。 ⑤充電設備申請者による品質確認が終了していること。 ⑥販売価格及び目標販売台数が確定していること。 ⑦充電設備の製品原価を提示すること。OEMの場合は、充電設備申請者が調達先から購入した金額を製品原価として提出すること。(製品原価は、充電設備の審査及びセンターが補助金交付申請を受け利益等排除に該当する場合に補助金算出の目的でのみ使用) ⑧充電設備申請者は、補助金交付申請者(充電設備購入者に同じ。)に対し、直接、充電設備の保証書を発行しなくてはならない。ただし、充電設備申請者が工事施工業者、充電設備を販売する子会社、又は販売代理店などに保証書の発行を委託する場合はこの限りでない。この場合は、充電設備申請者が個々の保証内容を管理し、補助金交付申請者に対して保証義務を有するものとする。 ⑨充電設備に市場不具合が発生した場合には、申請者が当該不具合の発生を承知した日から１週間以内に不具合内容と対策をセンターに報告すること。 ⑩充電設備に市場不具合が発生し充電設備の稼働や撤去の状況等をセンターが求めた場合には、補助金交付申請者が設置した充電設備の稼働や撤去の状況等を報告すること。

別表２　充電設備申請時に提出すべき書類

①申請する充電設備の型式ごとに仕様、付属する装備、充電性能等を示す書類 ②第三者認証機関による認証取得を証する書類 ③保証書（正規品のブランク用紙（注））及び管理方法の説明書 （注）発行時には以下の必要項目の記載があること。 ・発行元（充電設備メーカー＜管理部署名を含む＞、別表１⑧に定める委託会社等） ・発行先（申請者名） ・充電設備のメーカー名、型式、製造番号又はシリアルナンバー ・保証開始日及び保証期間 ・設置場所名称 ④設置工事施工手順や電気配線仕様及び配線工事内容を解説した書類 ⑤充電設備の利用方法を解説した書類 ⑥OEMの場合は、上記①～⑤に加え、調達先との調達及び販売に関する契約書等の写し ⑦その他センターが定めるもの

参考４．様式一覧

様式名	名　　称		補助金交付後に使用
様式１	公募兼交付申請書	高速道路ＳＡ・ＰＡ及び道の駅等への充電設備設置事業（「高速道路ＳＡ・ＰＡ」用）	
		高速道路ＳＡ・ＰＡ及び道の駅等への充電設備設置事業（「道の駅」用）	
		高速道路ＳＡ・ＰＡ及び道の駅等への充電設備設置事業（「空白地域」用）	
		商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）	
		マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）（「マンション等」用）	
		マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）（「事務所・工場等」用）	
様式２	法人申請に係る代表者から申請者への委任状		
様式３	手続代行者届出書		
様式５	要部写真		○
様式８	共同申請書		
様式９	充電設備等設置工事完了報告書		
様式１１	取得財産等管理台帳・取得財産等明細表		
様式１２	貸与料金の算定根拠明細書		
様式１５	変更届出書		○
様式２１	取得財産等届出書		○
様式２２	財産処分承認申請書		○
様式３２	実施状況等報告書		○
様式３３	役員名簿		○

※様式１：右上の空欄部分には、選択した事業名が表示されます。
※○印のある様式は、補助金交付後にのみ使用します。

参考５．オンライン申請システム入力項目（工事申告以外）

公募兼交付申請時に選択する項目
公募兼交付申請時に入力する項目
公募兼交付申請時に事業別で入力する項目
計画変更等により入力する項目
実績報告時に入力する項目

（様式1）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　設備設置（平成30年度事業）

等への
充電設備設置事業（　　　　　　）

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金公募兼交付申請書（「　　　　　」用）

一般社団法人次世代自動車振興センター　代表理事 殿

私（申請者）は、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金交付規程第７条第１項の規定に基づき、以下の通り公募兼交付申請いたします。

1．申請者に関する事項

申請日			
(1) 住　　所	〒		
(2) 氏名又は名称 (法人等の場合は、名称)	フリガナ	法人番号(13桁)	印 (申請者印)
(3) 代表者名	役職:	フリガナ 代表者名	
(4) 申請者の区分	該当するものに✓してください。		
(5) 連絡先等	TEL / FAX / MAIL	※日中連絡できる番号を記入	
	所属(個人の場合は記入不要)	フリガナ 担当者名(個人の場合は記入不要)	

2．申請に関する誓約

① 電子申請を行うに当たり、取得したID、パスワード(以下「PW」という)を第三者に漏えいしないよう厳格に管理します。当該ID及びPWを使って電子申請された場合は、申請者の手続きとみなすことを承諾します。この手続きにより申請者が不利益または損害を被ったとしても、センターに対して何ら賠償を求めません。

② 公募兼交付申請、実績報告及び変更届などを電子申請で行った場合は、それぞれの申請、報告または届出に関し、提出と同時に添付した書類等は、申請者の責任の下に確認した真正な書類等であり、虚偽の内容は含まれていないことを表明し、保証します。

③ 「暴力団排除に関する誓約事項」(※1)を確認し、これに同意します。

④ 設置した充電設備等の保有義務期間を厳守します。

⑤ 申請する充電設備および設置工事に関して、国の他の補助金を申請または受領していません。

⑥ 補助金の交付決定等に関する情報(申請者名(採択先および交付決定先)、法人番号、採択日、交付決定日、交付決定額等)がオープンデータとして法人インフォメーションに公表されることを了承します(申請者が個人の場合を除く)。(※2)

⑦ 本申請書等によりセンターが入手する個人情報は、センターが定める個人情報保護方針(※3)に従って使用されることを了承します。

⑧ センターから求められた場合は、充電設備の利用状況等に関するデータをセンターへ提供します。

⑨ 主に公共用充電設備設置に関する申請の場合は、充電設備の設置場所等に関する情報を一般へ提供することを了承します。

※1　電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金交付規程別紙を参照してください。
※2　法人インフォメーションとは、マイナンバー制度の開始を踏まえ、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を 紐づけ、どなたでも一括検索、閲覧ができるシステムです。(http://hojin-info.go.jp)に掲載しています。
※3　センターの個人情報保護方針については、センターHP(http://www.cev-pc.or.jp/privacy.html)に記載しています。

以上の内容を確認の上同意し、公募兼交付申請内容に間違いがないことを誓約します。　　印（申請者印）

＊　一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」という)の電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金は、経済産業省が定めた電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金交付要綱第3条第1項に基づく国庫補助金を民間団体等に交付するものです。

審査管理No.		センター確認	／	／	／
最終データ更新時刻					

（様式2）　設備設置（平成30年度事業）

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金
法人申請に係る代表者から申請者への委任状

「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業」
の補助金申請に係る代表権者のいない支店・営業所の申請について

一般社団法人次世代自動車振興センター　代表理事 殿

代理人

(1)法人名 及び支社名等	フリガナ	
(2) 所在地	〒	
(3) 代理人役職･氏名	役職	フリガナ 氏名

申請対象

設置場所住所	
設置場所名称	
設置工事開始予定日	
設置工事完了予定日	

私は、上記の者を代理人と定め、上記申請対象の「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金」申請に関する権限を委任します。

作成日

法人名	
本店所在地	
代表者の役職･氏名	役職 氏名

印
代表者印

審査管理No.	
最終データ 更新時刻	

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金

手続代行者届出書

一般社団法人次世代自動車振興センター　代表理事 殿

手続代行者

(1) 住所	〒			印 （手続代表者印）
(2)法人名等	フリガナ			
(3) 連絡先等	TEL	FAX	MAIL	※日中連絡できる番号を記入
	所属		フリガナ 担当者名	

申請対象

設置場所名称

私（申請者）は、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金交付規程第１９条第１項の規定に基づき、上記の者に申請の手続き代行を委託いたします。

届出日

申請者:氏名又は名称

審査管理No.	
最終データ 更新時刻	

(様式5)要部写真

設備設置(平成30年度事業)

作成日　平成　　年　　月　　日

申請者名		設置場所名称		報告者	会社	
					所属	
充電設備等設置工事		機　器　名			氏名	

施工前	項目番号	(1)①	施工後	項目番号	(1)①
コメント			コメント		

施工前	項目番号		施工後	項目番号	
コメント			コメント		

センター記入欄	／	／

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金

共同申請書

申請日

一般社団法人次世代自動車振興センター　代表理事 殿

申請者（甲）　〒

（1）住所		
（2）氏名又は名称 （法人等の場合は、名称）	フリガナ	
（3）代表者名	役職:	フリガナ 代表者名

申請者（乙）　〒

（1）住所		
（2）氏名又は名称 （法人等の場合は、名称）	フリガナ	法人番号（13桁）
（3）代表者名	役職:	フリガナ 代表者名

申請対象

設置場所名称

印

（申請者乙印）

甲と乙は、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金実施細則第４条第１２項の規定に基づき、下記のとおり合意の上、共同で申請します。

記

1. 甲は、甲乙両者を代表して、交付規程及び実施細則に基づき本共同申請手続きを行うものとします。
2. 甲及び乙は、補助金の交付決定等に関する情報（申請者名（採択先および交付決定先）、法人番号、採択日、交付決定日、交付決定額等）がオープンデータとして法人インフォメーションに公表されることを了承します（申請者が個人の場合を除く）。
3. 甲は、甲乙両者を代表して、本共同申請により甲及び乙に対し交付決定がなされた補助金全額を受け取るとともに、乙に対して速やかに乙が受領すべき補助金相当額を支払います。
4. 甲及び乙は、補助金受領後、保有義務に違反し財産を処分した場合など、交付規程及び実施細則に基づきセンターから補助金の返納を命じられた場合、本共同申請により受領した補助金に対してセンターから指示された返済額を連帯してセンターに対し返納します。

審査管理No.	
最終データ更新時刻	

（様式9）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　設備設置（平成30年度事業）

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金

充電設備等設置工事完了報告書

平成　　　　年　　　月　　　日

（工事施工会社）

住所	〒	
業者名称		社印
責任者役職		印
責任者氏名		

下記のとおり、充電設備等設置工事が完了したことを証明します。

記

申請者名		
設置場所	住所	
	名称	
設置工事完了日		

充電設備等設置工事の完了状況

工事前	完了
コメント	コメント

以上

審査管理No.	
最終データ 更新時刻	

（様式11）

設備設置（平成30年度事業）

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金

取得財産等管理台帳・取得財産等明細表

区分 / 財産名	メーカー名	充電設備等型式	製造番号またはシリアル番号	単価（円）（税抜き）	設置工事完了日（年月日）	処分制限期間（年）	設置場所住所及び設置場所名称	充電設備等本体補助金額（円）	備考

センター記入欄	／	／

（注）　１．対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が交付規程に定める処分制限額以上の財産とする。
　　　　２．複数基設置の場合は、一基ごとに全ての項目を記入すること。

（様式12） 設備設置（平成30年度事業）

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金

貸与料金の算定根拠明細書

平成　　年　　月　　日

補助金交付決定番号　第 充電 ―　　　　　号

<リース会社>

住所

名称

担当者の所属 ：

氏名 ：

TEL ：

FAX ：

次の算定根拠明細書の内容に同意します。

貸与先　住所

印

名称

設置場所名称

充電設備		
ﾒｰｶｰ名/型式		

リース期間（月数）　　　　ヶ月

補助金相当額（税抜）　　　　円

リース料金総額（税抜）

補助金有り　　　　円

補助金無し　　　　円

月額リース料金（税抜）

補助金有り　　　　円

補助金無し　　　　円

以上

センター記入欄	／	／

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金

変更届出書

届出日　平成　　　　年　　　月　　　日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事　殿

補助金交付決定番号　第　充電-　　　　　　　番

（申請者）
住所〒

氏名又は名称
及び代表者名　　　　　　　　　　印

（設置場所）

名称

（手続代行者）
住所〒

氏名又は名称
及び担当者名　　　　　　　　　　社印

上記補助金交付決定番号をもって交付決定を受けた電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金の申請内容について、下記の変更がありましたので、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金業務実施細則第８条第３項の規定に基づき、届け出ます。

記

変更事項	変更前	変更後
変更年月日	平成　　　　年　　　　月　　　　日	

以上

センター記入欄	／	／

（様式21）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　設備設置（平成30年度事業）

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金

取得財産等届出書

届出日　平成　　　　　年　　　月　　　日

一般社団法人次世代自動車振興センター
　代表理事　殿

補助金交付決定番号　第　充電-　　　　　　　　番

（申請者）

住所〒

氏名又は名称
及び代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　印

（設置場所）

名称

（手続代行者）

住所〒

氏名又は名称
及び担当者名　　　　　　　　　　　　　　　　社印

　上記の補助金交付決定番号をもって補助金の額の確定通知を受けた補助事業に関する財産処分について、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金業務実施細則第１１条第３項及び第６項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

１．　処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	充電設備等の内容 （メーカー名／型式／製造番号またはシリアル番号）
処分の内容	**処分の理由**

2．備考

以上

センター 記入欄	／	／

（様式22）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　設備設置（平成30年度事業）

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金

財産処分承認申請書

申請日　平成　　　年　　　月　　　日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事　殿

補助金交付決定番号　第　充電-　　　　　　番

（申請者）
住所〒

氏名又は名称
及び代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　印

（設置場所）

名称

（手続代行者）
住所〒

氏名又は名称
及び担当者名　　　　　　　　　　　　　　　　社印

上記の補助金交付決定番号をもって補助金の額の確定通知を受けた補助事業に関する財産処分について、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金交付規程第１７条第３項及び第１８条第３項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	充電設備等の内容 （メーカー名／型式／製造番号またはシリアル番号）
処分の内容	**処分の理由**
1.譲渡　2.交換 3.貸付　4.廃棄　　選択▼ 5.その他	

2. 処分の条件（該当項目を選択してください。その他の場合には条件を記入）
　１．補助金を返納します。
　２．その他　　　　　　　　　　　　　　　　選択▼

3. 備考

以上

センター記入欄	／	／

（様式32）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　設備設置（平成30年度事業）

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金

実施状況等報告書

報告日　平成　　　年　　　月　　　日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事　殿

補助金交付決定番号　第　充電-　　　　　　　　番

（申請者）
住所〒

氏名又は名称
及び代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　印

（設置場所）

名称

（手続代行者）
住所〒

氏名又は名称
及び担当者名　　　　　　　　　　　　　　　　社印

上記の審査管理番号をもって申請した充電設備等設置の実施状況について、下記のとおり報告します。

記

充電設備等設置の遂行状況

以上

センター記入欄	／	／	／

（様式33）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　設備設置（平成30年度事業）

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金

役員名簿

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			

（注）　役員名簿については、氏名ｶﾅ（半角、姓と名の間も半角で１マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で１マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は２桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。
外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

以上

センター記入欄	／	／

オンライン申請システム入力項目（工事申告以外）

○ 必須入力
△ 申請内容により必要な入力
□ 申請する事業により必要な入力

公募兼交付申請時に選択する項目

○ 事業･申請者区分

＜事業区分＞
- 高速道路SA・PA
- 道の駅
- 空白地域
- 商業施設・宿泊施設等
- マンション等
- 事務所・工場等

＜申請者区分＞
- 地方公共団体
- 個人
- 法人
- 法人格をもたないマンション管理組合
- リース会社

＜申請者区分で、法人またはリース会社＞
- 支社・支店等からの申請
  （▽本社、支社・支店等）
- 登記簿等への記載　　（▽有、無）
- 代表権・契約締結権限（▽有、無）

＜申請者区分で、リース会社＞
- リース使用・賃借者区分
  - 地方公共団体
  - 個人
  - 法人
  - 法人格をもたないマンション管理組合

○ 各種申請の有無

- 手続代行者（有、無）
- 共同申請者（有、無）
- 工事　利益等排除　　（有、無）
- 充電設備　利益等排除（有、無）
- 設置場所の土地の権利（所有地、借地）
- 設置状況　　　　　（新築、既設、改修）

□ 基本情報

＜道の駅＞
- 国土交通省登録状況（登録済み、未登録）

＜商業・宿泊施設等＞
- 駐車場区分
  （施設駐車場、提携している時間貸し駐車場）

＜マンション等＞
- 住宅形態（分譲、賃貸、分譲＋賃貸）

＜事務所・工場等＞
- 駐車場の選択
  （従業員、社有車、従業員＋社有車）

公募兼交付申請時に入力する項目

○ 予定日

- 設置工事開始予定日
- 設置工事完了予定日
- すべての支払完了予定日
- 入札予定日（自治体のみ）

○ 会社別見積書一覧

- 充電設備販売会社／工事施工会社
- 見積書発行日
- 有効期限の確認
- 見積金額（税抜き）
- 見積対象

△ 利益等排除申告

- 対象区分（名称）
- 利益等排除理由
- 利益等排除方法

○ 設置場所

- 郵便番号
- 住所
- 設置場所名称
- 緯度
- 経度

○ 充電設備

- 駐車場形態（▽平置き、機械式）
- 区分（▽急速・普通・V2H・ｺﾝｾﾝﾄｽﾀﾝﾄﾞ・ｺﾝｾﾝﾄ）
- メーカー名（▽選択）
- 型式　　　（▽選択）
- 購入価格　（税抜き）
- 補助率　　（自動）
- 補助率額　（自動）
- 交付上限額（自動）
- 1基当り　（自動）
- 基数
- 申請額　　（自動）

△ 役員名簿

- 氏名（カナ）
- 氏名漢字
- 生年月日
- 性別
- 会社名
- 役職名

△ **リース使用･賃借者**

- 郵便番号
- 住所
- 使用・賃借者名
- 使用・賃借者名（ﾌﾘｶﾞﾅ）
- 代表者：役職
- 代表者名
- 代表者名（ﾌﾘｶﾞﾅ）
- 連絡先TEL
- 連絡先FAX
- 連絡先所属
- 連絡先担当者名
- 連絡先担当者名（ﾌﾘｶﾞﾅ）

△ **実施状況等報告**

- 充電設備等設置の遂行状況

公募兼交付申請時に事業別で入力する項目

□ 高速道路SA・PA

Ⅰ.設置する施設等の説明

- 営業開始予定日
- 駐車場の月平均の利用台数
- 高速道路名
- 上下線の選択
- IC名（上り方）
- IC名（下り方）
- 既設充電設備の有無
- 既設充電設備の月平均の利用回数

Ⅱ.設置計画

- 充電設備設置判断の理由
- 充電設備種類の選定理由
- 設置基数とした理由
- 資金調達方法の選択

Ⅲ.設置の効果

- 充電設備の月平均の想定利用回数
- 上記、想定利用回数の説明

□ **特別な仕様に基づく工事**

- 規格及び仕様名称
- 指示する理由
- 規格及び仕様を適用する工事区分または工事項目

□ 道の駅

Ⅰ.設置する施設等の説明

- 営業開始予定日
- 登録申請予定日
- 駐車場の収容台数
- 駐車場の月平均の利用台数
- 既設充電設備の有無
- 既設充電設備の月平均の利用回数

Ⅱ.設置計画

- 充電設備設置判断の理由
- 充電設備種類の選定理由
- 設置基数とした理由
- 資金調達方法の選択

Ⅲ.設置の効果

- 充電設備の月平均の想定利用回数
- 上記、想定利用回数の説明

□ 空白地域

Ⅰ.設置する施設等の説明

- 営業開始予定日
- 施設に面する公道名
- 駐車場の収容台数
- 駐車場の月平均の利用台数

Ⅱ.設置計画

- 充電設備設置判断の理由
- 充電設備種類の選定理由
- 設置基数とした理由
- 資金調達方法の選択
- 充電設備の24時間利用の可否

Ⅲ.設置の効果

- 充電設備の月平均の想定利用回数
- 上記、想定利用回数の説明

□ マンション等

Ⅰ.設置する施設等の説明

- 住戸数（新築分譲）
- 住戸数（改修・既存分譲）
- 住戸数（賃貸）
- 販売開始日
- 自家用車所有戸数
- 所有者の居住先
- 駐車場形態1
- 収容台数1
- 駐車場形態2
- 収容台数2
- 総収容台数

Ⅱ.設置計画

- 充電設備設置判断の理由
- 充電設備種類の選定理由
- 設置基数とした理由
- 資金調達方法の選択
- 住民総会開催時期
- 充電設備の運用方法について

Ⅲ.設置の効果

- 新たに充電設備を利用する利用者の見通し
- 上記、想定利用回数の説明

計画変更等により入力する項目

□ **商業・宿泊施設等**

Ⅰ. 設置する施設等の説明
- 営業開始予定日
- 施設に面する公道名
- 駐車場の収容台数
- 駐車場の月平均の利用台数
- 既設充電設備の有無
- 既設充電設備の月平均の利用回数

Ⅱ. 設置計画
- 充電設備設置判断の理由
- 充電設備種類の選定理由
- 設置基数とした理由
- 資金調達方法の選択
- 充電設備の利用可能時間（日）

Ⅲ. 設置の効果
- 充電設備の月平均の想定利用回数
- 上記、想定利用回数の説明

□ **事務所・工場等**

Ⅰ. 設置する施設等の説明

＜従業員駐車場＞
- 既存駐車場の有無
- 既存駐車場の収容台数
- 上記の内、充電設備を設置する駐車場台数
- 既設充電設備の有無
- 既設充電設備の利用が可能な駐車場の台数
- 新設駐車場の有無
- 新設駐車場の収容台数
- 上記の内、充電設備を設置する駐車場の台数
- 利用開始の予定日
- 既存駐車場の有無
- 既存駐車場の収容台数
- 上記の内、充電設備を設置する駐車場台数

＜社有車駐車場＞
- 既設充電設備の有無
- 既設充電設備の利用が可能な駐車場の台数
- 新設駐車場の有無
- 新設駐車場の収容台数
- 上記の内、充電設備を設置する駐車場の台数
- 利用開始の予定日

Ⅱ. 設置計画
- 充電設備設置判断の理由
- 充電設備種類の選定理由
- 設置基数とした理由
- 資金調達方法の選択

Ⅲ. 設置の効果
- 新たに充電設備を利用する利用者の見通し
- 従業員のEV等の保有台数
- 社有車のEV等の保有台数
- 社有車のEV等の新規購入台数
- 社有車の新規購入時期
- EV等の購入者へのサポート体制

△ **計画変更申告**
- 変更事項
- 変更前
- 変更後
- 変更理由

△ **変更届出**
- 変更事項
- 変更後
- 変更年月日

△ **計画変更承認申請**
- 変更事項
- 変更前
- 変更後
- 変更を必要とする理由

△ **補助金申請取下げ**
- 補助金申請取下理由

△ **工事完了日遅延等報告**
- 設備設定の進捗状況
- 遅延等の原因及び内容
- 遅延等に対してとった措置
- 遅延等に係る金額
- 設置工事完了予定日
- すべての支払完了予定日

△ **実績報告日期限遅延事由**
- 設置工事開始日
- 設置工事完了日
- すべての支払完了日
- 実績報告の提出進捗状況
- 遅延等の原因及び内容
- 遅延等に対してとった措置
- 実績報告提出予定日

実績報告時に入力する項目

○ **実績日**
- 設置工事開始日
- 設置工事完了日
- すべての支払完了日

○ **会社別請求書一覧**
- 充電設備販売会社／工事施工会社
- 請求書発行日
- 請求金額（税抜き）
- 請求対象

△ **利益等排除申立**
- 対象区分（名称）
- 利益等排除理由
- 利益等排除方法

お問い合わせ先・書類送付先

一般社団法人次世代自動車振興センター

充電インフラ部

〒１０３－００２７

東京都中央区日本橋１－１６－３

日本橋木村ビル８階

電話：０３－３５４８－９１００

（受付時間：平日のみ 9:00～12:00/13:00～17:00）

URL：http://www.cev-pc.or.jp